

多様な主体で支える地域の里地里山づくり

～里地里山における「新たな共同利用」推進のために～

(案)

# 目 次

I	本手引き作成の背景と目的 .....	1
1.	里地里山の現状と保全活用の重要性.....	1
2.	本手引き作成の目的.....	3
II	里地里山における共同利用 .....	4
1.	里地里山における「共同利用」の移り変わり.....	4
2.	「新たな共同利用」のすすめ.....	6
3.	新たな共同利用の推進に向けた地方公共団体の役割.....	9
4.	取組の推進体制.....	12
III	新たな共同利用の推進（実践の手引き） .....	14
1.	実践メニュー.....	14
2.	活用シート.....	19
3.	取組検索シート.....	33
	参考資料 .....	35
1.	共同利用の既存取組に関する参考事例.....	35
2.	助成団体による地方自治体・活動団体等向け支援策一覧.....	57

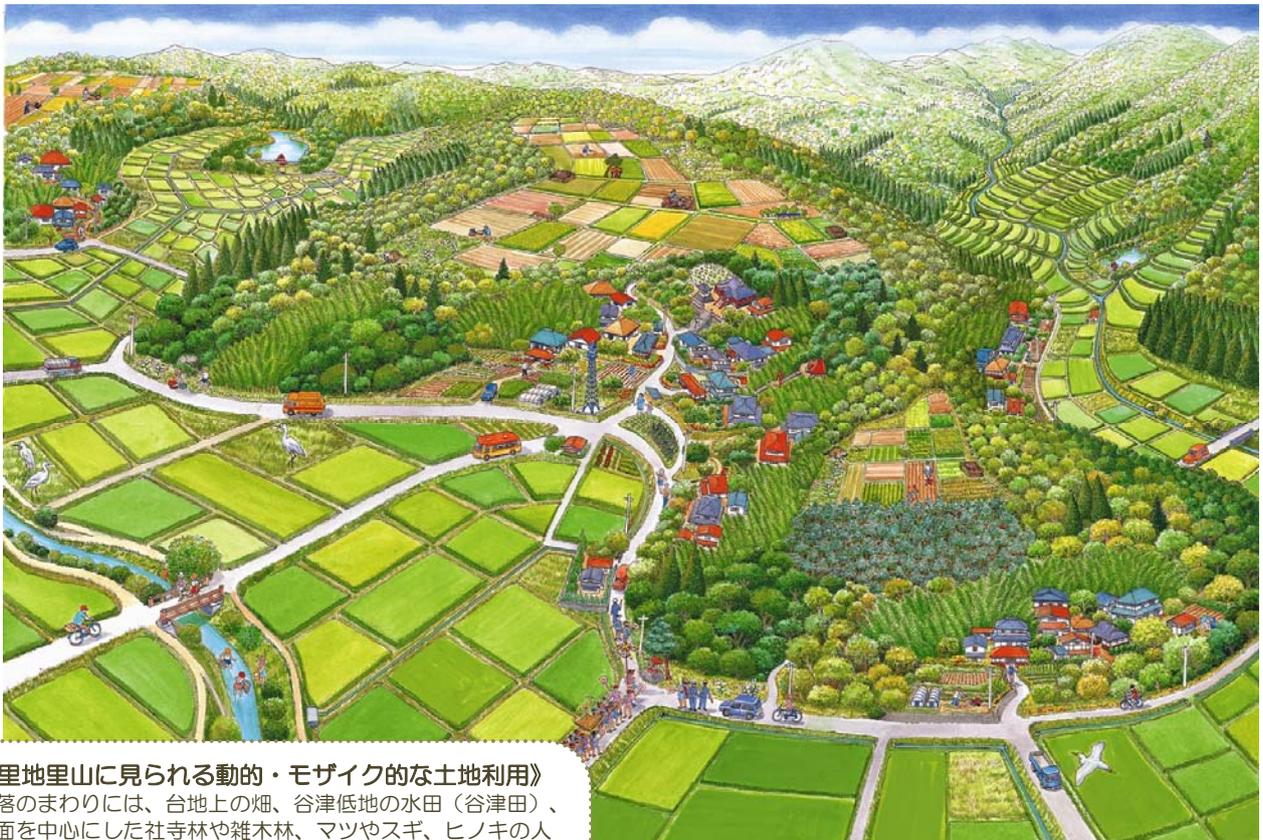
# I 本手引き作成の背景と目的

## 1. 里地里山の現状と保全活用の重要性

### <自然と人の共生関係が育む里地里山の多様性>

里地里山は、農地、ため池、樹林地、草原など多様な自然環境を有する地域であり、相対的に自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置し、国土の約4割を占めるといわれています。国内の里地里山に見られる豊かな自然環境は、長年にわたる人と自然のかかわりを通じて形成され維持されてきました。こうした場所を総称して「里地里山」と呼んでいますが、実際にはそれぞれが多様な自然条件・社会条件のもとに形成されてきた場所であり、地域によって、里山、里山林、里、あるいは海まで含めて里山・里海など、その呼び名もさまざまです。

里地里山は、場所ごとに違いはあるものの、多様な生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、水源かん養や国土保全、文化の伝承等の観点からも重要な役割を果たす場所であるといえます。これらの恵みについては、生態系が果たす役割という観点から「生態系サービス」という用語でも説明されています（次頁の図参照）。



#### 《里地里山に見られる動的・モザイク的な土地利用》

集落のまわりには、台地上の畑、谷津低地の水田（谷津田）、斜面を中心にした社寺林や雑木林、マツやスギ、ヒノキの人工林、竹林といったさまざまなタイプの土地利用が見られ、全体としてモザイク構造をつくり出しています。また、15～20年毎の伐採、更新のサイクルで維持される雑木林など、動的な土地利用が行われています。

参考：『里地里山保全活用行動計画パンフレット』、『里やま自然誌 谷津田からみた人・自然・文化のエコロジー（2004,中村俊彦）』

イラスト：浅井衆男

## <人の関わりの減少と里地里山の変化>

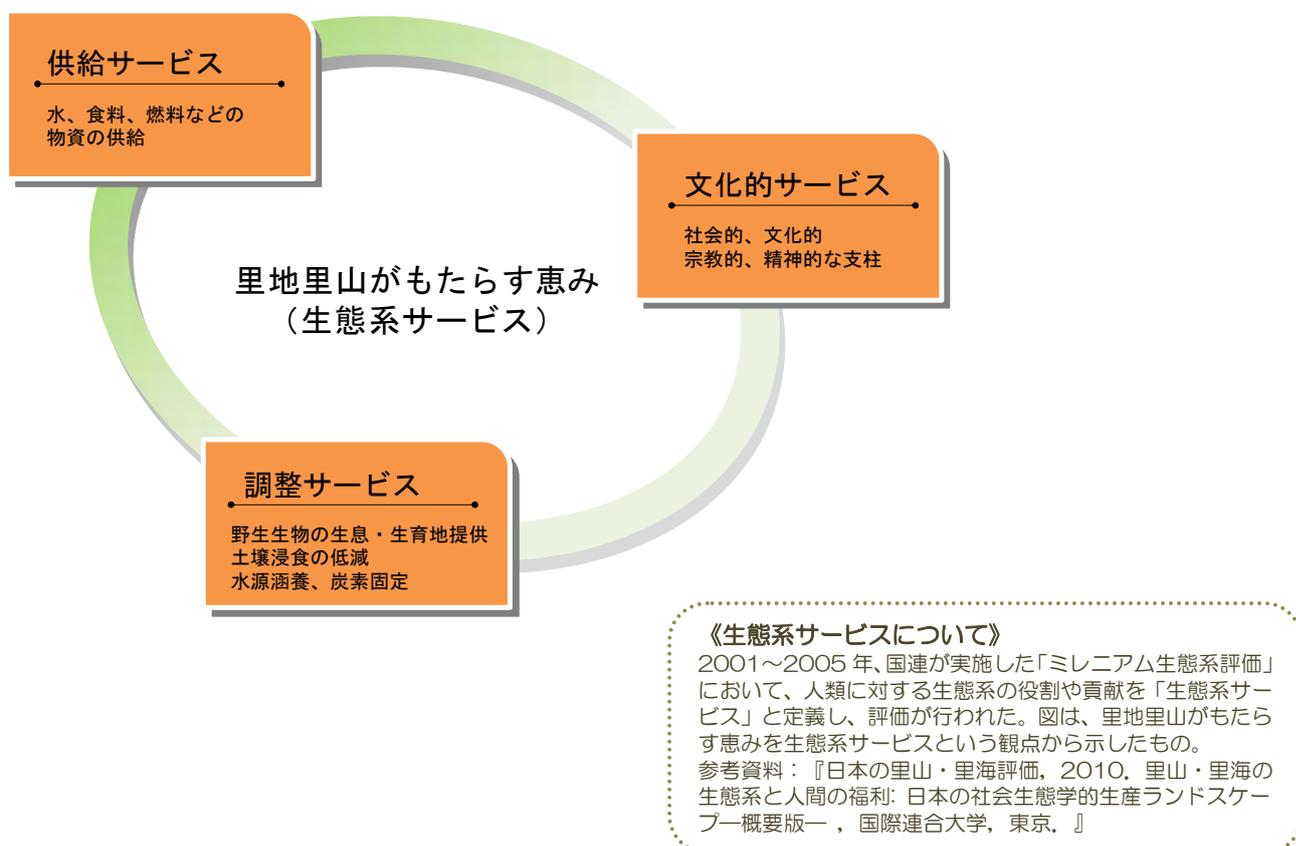
しかし、近年の産業構造や人々の生活の変化、中山間地域の人口流出や高齢化等により、利用が低下し人の手が入らなくなった里地里山が増え、その結果、自然資源の循環が少なくなり、里地里山の自然環境は変化しています。こうして里地里山特有の生物多様性の劣化が顕著になるとともに、地域のくらしの智慧や文化の伝承が途絶えはじめ、里地里山が従来果たしてきた役割が低下することにより、自然の恵みを得る機会も失われつつあります。

里地里山の崩壊が中山間地域の活力低下を招き、さらに崩壊が進むという負の循環により、里地里山によって広い範囲にもたらされていた安全で豊かな暮らしの基盤が脅かされるという懸念も増大しています。

## <里地里山の保全活用の重要性>

このように、里地里山の適切な維持管理は、地域の活力維持はもとより、安全で豊かな暮らしの維持という面では、広く都市住民もその恩恵を享受していると言えます。

そのため、里地里山の恵みを将来に受け継いでいくためには、生物多様性保全や農山村振興などのさまざまな取組とも連携を図りつつ、これまでの枠組みにとらわれない新たな方法で地域の里地里山保全活用を効果的に推進していくことが求められています。



## 2. 本手引き作成の目的

里地里山は、それぞれが多様な自然条件・社会条件のもと形成されてきた場所です。このため里地里山の保全活用は各地域の特性や個性を活かしながら進めることが重要であり、そのためにも、地域が主体となってその価値を見だし、積極的に保全活用の取組を展開していくことが望ましいと考えます。

また近年、里地里山は、従来の担い手である農林業者や地域コミュニティだけではその維持管理が困難となっていることから、「新しい公共<sup>※1</sup>」の広がりともあいまって、都市住民や企業など多様な主体が関わることによる里地里山の保全活用への取組が各地で始まっています。こうした動きは、全国的な人口減少社会の到来からみても必要不可欠であり、今後は、里地里山の自然資源を共有の恵みと捉え、その中で「新たな共同利用」によって多様な主体が地域の里地里山づくりを支えていくという考え方のもと、各種施策を講じていくことが必要になります。

そのためにも、必要な制度や支援組織の整備、多様な主体間の調整・仲介や活動への支援などを担う地方公共団体の役割は重要であり、本手引きの活用により、都道府県の主導のもと市町村による積極的な取組が展開され、多様な主体を巻き込んだ地域ならではの里地里山づくりの取組が推進されることを期待します。

**手引き対象**：地方公共団体（都道府県・政令指定都市、その他市町村）

**本書活用によりに期待される効果**：

- \* 地域内外の多様な主体の参加・協力が得られ、地域の里地里山に必要な人手や資金等がまわるようになる。
- \* 必要な支援を得られることで地域の自発的取組が活発化し、地域の里地里山が積極的に保全活用される。
- \* 地域の里地里山の保全活用の活発化によって、さまざまな恵みがもたらされ、地域住民が元気になり、地域全体が元気になる。

**主な活用方法**：

### ●里地里山における「新たな共同利用」の意義（必要性）の普及を図る⇒本書Ⅰ・Ⅱ章

- ・里地里山保全活用の重要性から「新たな共同利用」の意義（必要性）について整理していますので、取組推進に向けた関係者の認識共有、多様な主体の参加・協力促進のための普及ツールとしてご活用ください。

### ●里地里山における「新たな共同利用」の推進に向けた実践の手引きとする⇒本書Ⅲ章

- ・「新たな共同利用」には、多様な仕組みが考えられることから、本書では、実践メニューとして取組推進のためのさまざまな手法をとりまとめており、地域の実情に応じた手法の検討もできるようになっています。
- ・また、取組の実践にあたり参考となる推進体制についてもとりまとめています。
- ・実践手引きの中では、各地の先進的な事例や支援策も掲載していますので、参考資料と合わせてご活用ください。

※ 新しい公共：人々の支え合いと活気のある社会を作ることに向け、「国民、市民団体や地域組織」「企業やその他の事業体」「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する場。（『「新しい公共」宣言』より抜粋）

## II 里地里山における共同利用

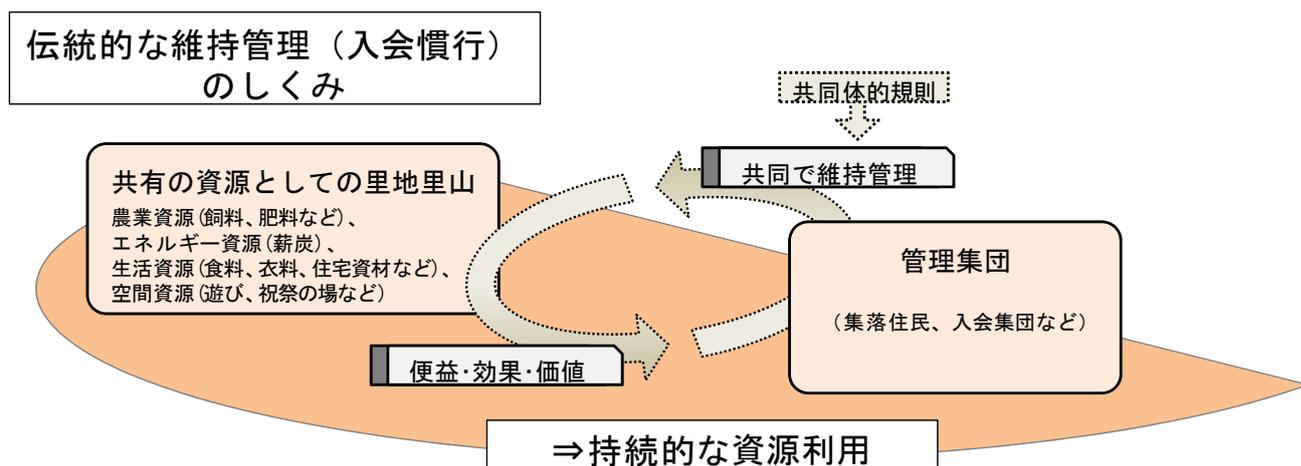
### 1. 里地里山における「共同利用」の移り変わり

#### <従来の里地里山の維持管理>

日本の里地里山は、地域住民のくらしの営みの中で維持管理されてきた場所であり、里山林や草地、ため池などを共同で管理することでエネルギーや肥料のもとになる資源を得て、それらを自分の田畑や家で利用していました。

なかでも、里地里山から得られる資源を地域における共有の資源とし、地域によっては「入会（いりあい）」と呼ばれる慣行によって地域の里地里山を支えるというしくみは特徴的であり、里地里山の資源が日々のくらしに不可欠であった時代には、非常に有益なしくみであったといえます。入会地では、地域の資源を地域住民が共同で管理、利用しますが、その際、資源利用をめぐる積み重ねられてきた共同体的規則（暗黙の権利・義務関係を伴う）が守られることにより、持続的な資源利用が継続されてきました。（＝伝統的入会のしくみ）このような自然資源の維持管理のしくみは海外にも類似する事例が多く、一般的に「コモンズ」と呼ばれています。

しかし、里地里山が農業や生活において必要とされなくなり、利用されなくなったことにより、こうしたしくみも衰退し、有効な管理がなされない土地が多くなっています。この結果、前述のような生物多様性の劣化を始めとする様々な問題が発生するとともに、地域の里地里山の管理・利用を仲立ちとして形づくられていた伝統的コミュニティの絆が薄れ、集落の活力低下にもつながっています。



## <多様な恵みや機能に着目した里地里山保全の始まり>

現代社会において里地里山は、農林業資源として「地縁的共同体に属する人々が共同で管理・利用するための土地」という捉え方から、その多様な恵みや多面的機能を重視し「共通の利害や関心のある人々が活用することで維持し保全する対象」という考え方にシフトしてきたといえます。そうした価値観の転換は、都市周辺を中心に、NPO等の活動団体や企業など新たな主体による自然とのふれあいや体験、景観の保全などの観点からの里地里山の価値認識、保全活動の活発化から見てとることができます。

また、人口減少や高齢化の進行などにより、これまで里地里山の維持を担ってきた農家や地域コミュニティだけがその役割を引き続き担うことは困難になっていることから、行政や活動団体、企業や大学等、多様な主体の参画による里地里山の保全活用の取組が多数見られるようになっており、これらは「新たな共同利用」による維持管理の形といえます。

## <里地里山における「新たな共同利用」の推進へ>

里地里山を「新たな共同利用」によって維持保全していくことは、人と自然のかかわりの再生による安全で豊かな暮らしの実現につながるとともに、社会状況が大きく変化し地域コミュニティが薄れてきた現代において、人と人のかかわり（交流）の場を確保するという点からも、今後ますますその重要性は高まると考えられます。

すなわち「新たな共同利用」とは、里地里山の資源を生態系サービスなど多面的機能から「共有の恵み」として位置づけることで多様な主体が関わり、地域内外で緩やかな共同体を形成しながら地域の里地里山を保全活用し、関わる人すべてがその豊かな恵みを享受し、人と自然のかかわり、人と人のかかわりが増えることによって地域住民が元気になり、地域が元気になるための取組であるといえます。

### 「新たな共同管理」の推進により実現される里地里山のイメージ

- 健全な農地の生態系を活かして農家の人たちと地域の学校の生徒たちが一緒に生物の調査を行い、地域の中の豊かな人のつながりが生まれている。
- 二次林・人工林・農地などが一体となった里地里山では、多様な土地利用・資源利用と都市住民をはじめとした多様な主体の連携・協働を通じて、さまざまなタイプの生態系が混在する状態が復活している。
- 風景が美しく保たれ、それに惹かれて移り住んできた都市住民や外国からの観光客などが増え、エコツーリズムの浸透もあって生き生きとした地域づくりが実現している。
- 里地里山の価値が広く国民に認識され、公的または民間の資金やボランティアにより維持管理の一部が支えられるようになっている。

『生物多様性国家戦略2012～2020』  
(自然共生社会における国土のランドデザイン「(里地里山・田園地域)望ましい地域のイメージ」より抜粋)

## 2. 「新たな共同利用」のすすめ

### (1) 「新たな共同利用」のタイプ分類

多様な主体の参画による里地里山保全活用の取組は、地方公共団体等によって各地で展開されているところですが、取組の形態は地域の里地里山の状況や事業の目的等によりさまざまです。

各地の事例等を参考に、＜受入れ側＞の地域の活力の程度やニーズ、都市住民等の＜新たな担い手側＞のニーズに着目し、それらをつなぐしくみを「新たな共同利用」として分析した結果、図II-1に示すように大きく6つに分類できました。この分類では、新たな担い手が労力や資金を提供して直接的に活動に参加するものから、寄付等により結果的に活動支援につながっているもの（間接的参加）まで、幅広い形を含んでいます。なお実際には、①～⑥は組み合わせて実施されるケースが多いと考えられます。

図II-1 「新たな共同利用」の分類と特徴

	分類	特徴
地域の集落等による維持管理が可能	①人材確保・育成型	ボランティアや活動指導者などの育成・導入により労力を確保し、地域の主導的管理に対して支援を行う
	②基金・資金援助型	特定目的のもとで公的機関が設置する基金等を通じて個人や企業が資金を供出し、地域に管理を委ねる
参加機会の拡大により、幅広い対象から資金確保を行うしくみ	③消費活動参加型	地域の産品に対する消費活動を通じて市民等が間接的に管理に参加し、生産者に資金還流する
	④税等による一律費用負担型	広く里地里山の恵みを享受しているという考え方のもと一般市民に税等の形で管理に対する費用負担を求める
維持管理が困難	⑤活動協定・活動認定型	所有者・担い手それぞれのニーズを協定締結や第三者の仲介のもとに結びつけ、新たな担い手による維持管理を促進する
	⑥管理契約型	自然資源の利用や土地利用などによる受益の権利も得ながら、一定のルールの下で新たな担い手に、主導的に管理を担ってもらう

以下の図は、前述の6つの分類ごとに、「新たな共同利用」の推進にかかわる受入れ側の地域や新たな担い手のニーズ（動機）、活動の継続性確保のために必要な条件（＝継続要件）について整理した結果です。各主体のニーズから地域に求められる共同利用の類型を探したり、継続要件を参考により効果的な支援策を検討するといった活用も可能です。

ただし、図II-1、2で示す内容は原型であり、各地の里地里山の自然的・社会的条件や、都市圏との距離、アクセス等によって具体的なニーズや関わり方が変化することに留意する必要があります。

図II-2 「新たな共同利用」推進にあたっての各主体のニーズ、継続要件

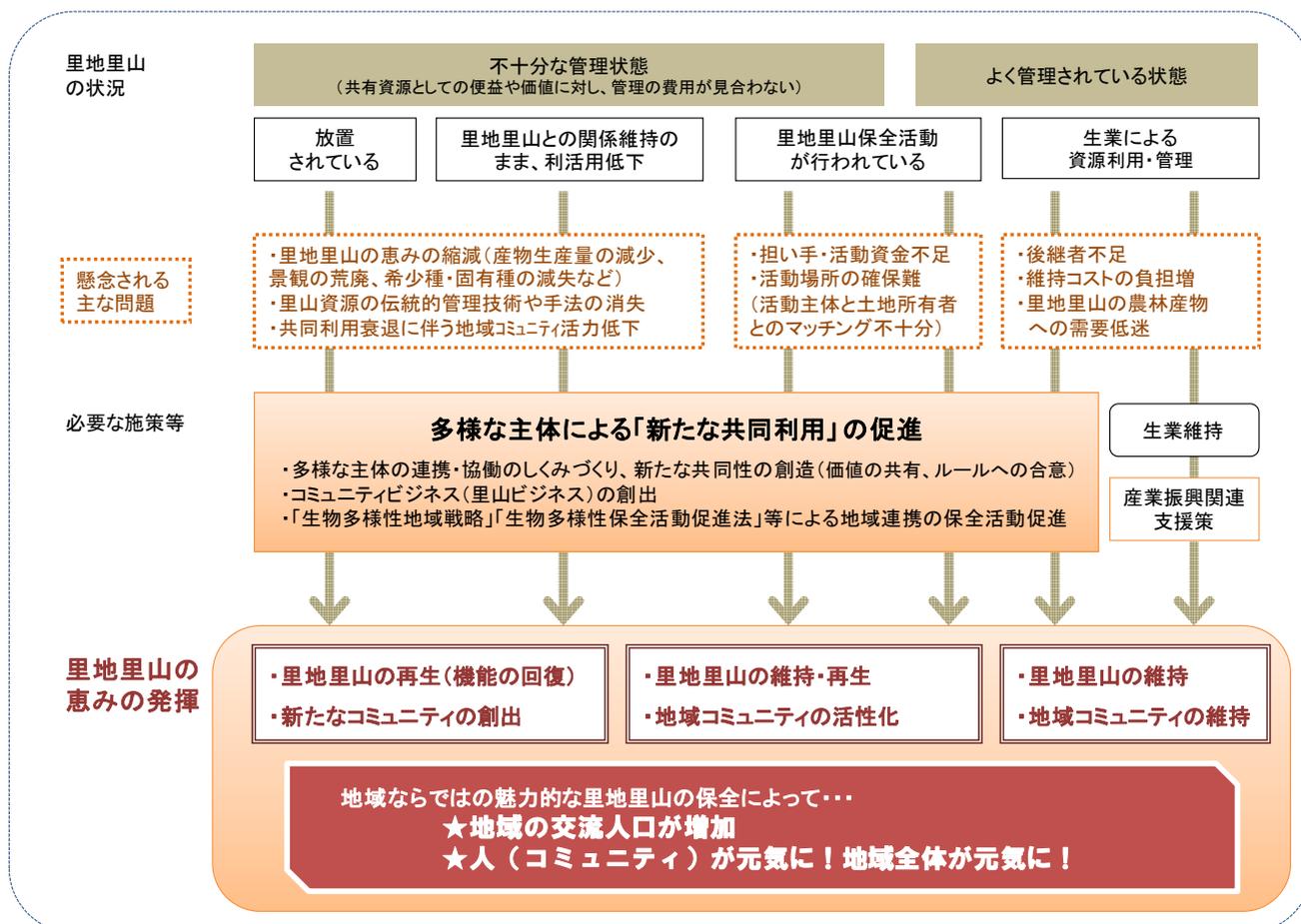
分類	主体別のニーズ（動機）		継続要件
	地域（受入れ側）	新たな担い手	
①人材確保・育成型	里地里山維持管理のための人手確保	<b>個人</b> ：保全活動による達成感・充実感、自然体験等 <b>活動団体</b> ：活動の場確保による活動継続・拡大 <b>企業</b> ：地域・社会貢献 <b>学校</b> ：環境教育等の場の確保、地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の管理技術水準の確保</li> <li>参加動機継続のための対応や支援</li> <li>サポートする中間的組織の介入</li> </ul>
②基金・資金援助型	里地里山維持管理のための資金確保	<b>個人</b> ：里地里山保全への協力による充実感（社会貢献） <b>企業等</b> ：地域・社会貢献、所得税控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的・対象地等の明確化による寄付等への賛同</li> </ul>
③消費活動参加型	里地里山維持管理のための資金確保	<b>個人</b> ：安心・安全な農林産物の購入、商品を通じた特定地域との結びつき	<ul style="list-style-type: none"> <li>里地里山農林産物の生産・購買の意欲向上に結びつく流通のしくみ</li> </ul>
④税等による一律費用負担型		<b>地域（流域など）全体</b> ：里地里山の恵みの享受	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い合意形成</li> <li>公正で透明性の高い資金配分のしくみ</li> </ul>
⑤活動協定・活動認定型	里地里山活用のための管理の担い手確保	<b>活動団体</b> ：活動の場や活動支援の確保による活動継続・拡大 <b>企業等</b> ：地域・社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動場所の確保</li> <li>双方の信頼関係確立</li> <li>新たな担い手の活動目的に応じた適切な支援</li> </ul>
⑥管理契約型		<b>個人</b> ：農林産物等の獲得、資源利用による収益 <b>地域全体</b> ：良好な景観保全 <b>自治体</b> ：生物多様性等の観点から重要な地域の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間組織（地元支援グループ等）の設置・運営維持</li> <li>対象地の確保</li> </ul>

## (2) 「新たな共同利用」の役割

里地里山の理想的な姿とは、人の手が加わりよく管理されている状況ですが、現実上は、里地里山の管理にかかる様々な費用に対して得られる効果の低さから、管理が十分行き届かない里地里山が増加しています。そうした里地里山では、ますます得られる里地里山の恵みが減っていくとともに、伝統的な資源管理技術・手法が途絶えてしまったり、地域コミュニティの活力低下といった問題が懸念されます。また、生業等で比較的良好に維持管理されてきた里地里山についても、今後は後継者不足や維持管理コストの増大等の問題が懸念されます。

こうした地域の里地里山が抱える課題に対して、これからは、図II-3のとおり多様な主体の連携・協働、新たな共同性の創造による「新たな共同利用」のしくみづくりが重要なポイントになるといえます。それによって里地里山の維持・再生が進むだけでなく、多様な主体の参画を通じて里地里山の価値が再認識され、広く活動への関心・理解が高まることや、さらに地域の里山の魅力を活かした交流や新たなビジネスなどが展開されることで地域全体の活性化につながっていくことなども期待されます。

図II-3 地域の里地里山の問題への幅広い対応が期待される「新たな共同利用」



### 3. 新たな共同利用の推進に向けた地方公共団体の役割

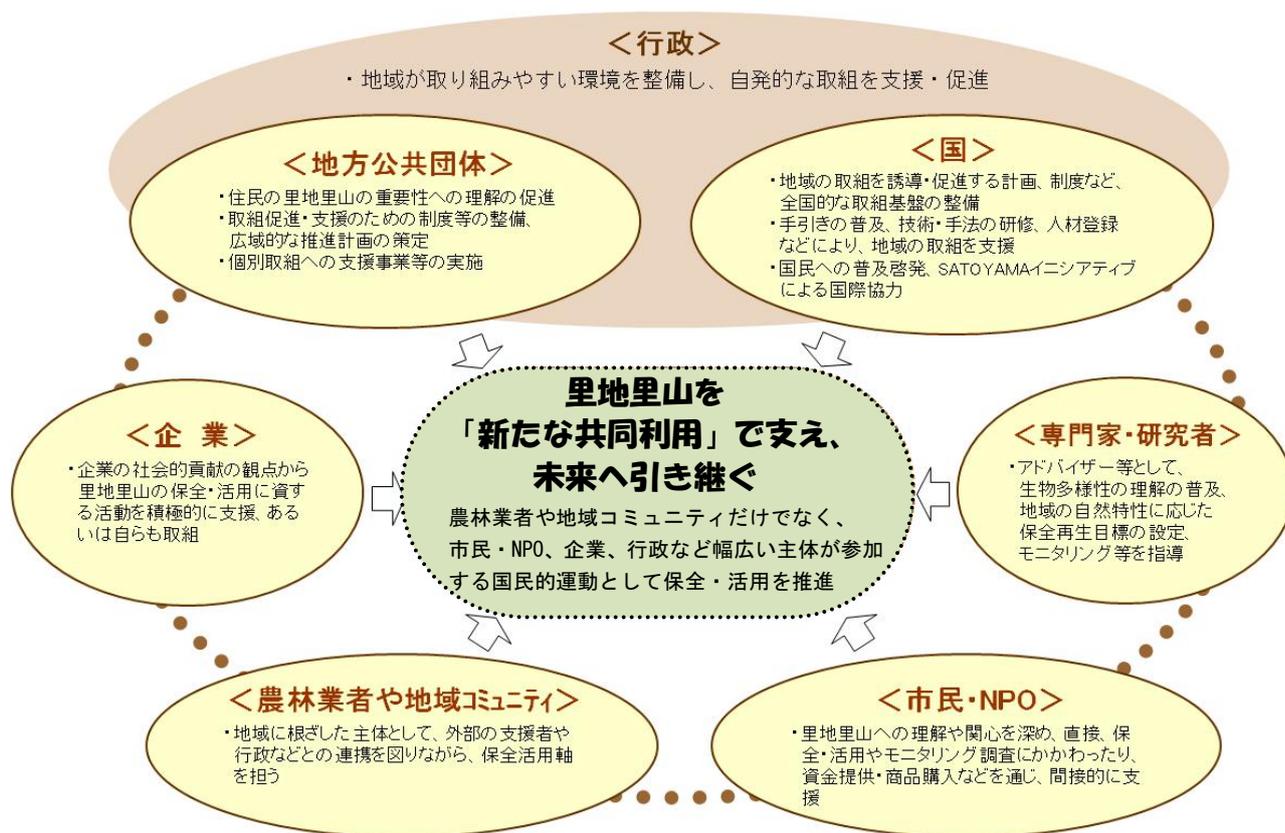
#### (1) 里地里山の保全活用における関係主体の主な役割

多様な主体で里地里山の保全活用を進めるための、関係主体とその主な役割は図II-4のとおりです。

関係主体の役割については、『里地里山保全活用行動計画』の保全活用の基本方針において、「今後の里地里山の保全活用は、農林業者や地域コミュニティだけでなく地域住民、NPO、企業、行政などの幅広い主体の参加を促しつつ、国民的運動として進めていくことが重要になっています。」と記載されているとおり、それぞれの立場から図に示すような役割を分担していくことが期待されます。

国と地方公共団体という行政の役割は、地域が取り組みやすい環境を整備し、自発的な取組を支援・促進することであり、その他各主体の役割も認識したうえで、効果的に取組への参画を促していくことが求められます。

図II-4 関係主体の主な役割



『里地里山保全活用行動計画』(5. 保全活用の基本方針(1) 各主体の役割分担)より一部修正

## (2) 新たな共同利用の推進のための行政の役割分担

実際に新たな共同利用に取り組む場合、行政の役割分担は以下のように考えられます。

まず、市町村レベルでは、フィールドとなる里地里山の地権者や実際に活動を行うNPO等との調整や仲介、活動への直接的な支援など、地域の実情に応じたきめ細やかな対応が期待されます。また、地域の活動への市民一人ひとりの参加・協力を促すための環境教育や普及啓発なども重要な役割といえます。

対して都道府県レベルでは、地域の里地里山に対する幅広い支援獲得に向け、都市住民等の支援へのニーズと地域の受入れニーズを把握し、それらを結び付けていく役割が求められます。さらに、市町村レベルでは難しい規模の大きな資金面での支援や、専門的知識を持った人材の確保・派遣、市町村の活動を促進するための情報の収集・提供など地域への支援も必要です。また、そうした仲介や支援を行うにあたって、財源確保や取組方針を示す計画策定といった地域の取組促進のための基盤づくり、さらに、企業や大学等を含めた多様な主体の理解・協力を促すための普及啓発なども必要になります。

国は、こうした都道府県・市町村の取組が促進されるよう、必要な技術支援や、より広域的な観点での情報提供や普及啓発などを行っていきます。

このようなことから、新たな共同利用推進に向けた行政の取組の大きな柱を以下のように考えます。

### 新たな共同利用の推進のための取組の柱

- 関係者を結びつけるしくみづくり
- 地域の自発的取組への直接的支援
- 地域の取組促進のための基盤づくり
- 広く参加・協力を促すしくみづくり

図Ⅱ－５では、前頁の取組の柱に対応した行政（国／地方公共団体（都道府県・政令指定都市、その他市町村））の主な役割を整理し示しています。

地域の里地里山の保全活用を進めるにあたり、地方公共団体の役割は大きく、それぞれの立場を活かした取組を行うことで、地域主体でより効果的に取組が進むことが期待されます。

図Ⅱ-5 取組の柱からみる行政の役割分担

取組の柱	国	地方公共団体
関係者を結びつけるしくみづくり	* 全国レベルの連携の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>* <u>関係者の仲介</u> →里地里山の地権者・管理者と活動主体とを結びつける（協定締結、関係者のマッチングなど）</li> <li>* <u>関係者間のネットワーク構築</u> →里地里山保全に関わる主体の交流の場や機会をつくる →他の自治体、企業・大学等との連携</li> </ul>
地域の自発的取組への直接的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 地方公共団体による体制づくりへの支援（情報提供、指針作成）</li> <li>* 全国の先進事例紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* <u>活動への支援</u> →活動団体等の自立に向けた支援 →里山ビジネス創出への支援 →地域の良い活動や里山で生産される農林産物の評価、認証）</li> <li>* <u>人材育成</u> →ボランティアの育成や組織化による作業の担い手確保 →専門家等の派遣 →里山保全活動の指導者、担い手を育成</li> <li>* <u>活動フィールドの確保</u> →地域で特定の里地里山を選定して取組の拠点を整備 →活動団体や企業等に活動フィールドを斡旋・紹介</li> </ul>
地域の取組促進のための基盤づくり	* 里地里山の価値向上（里地里山がもたらす生態系サービスの重要性の評価など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>* <u>安定的財源の確保</u> →里地里山の維持管理に係る費用を確保（法定外目的税導入、基金設置など）</li> <li>* <u>仲介組織の整備</u> →多様な主体間のコーディネート役を担う仲介組織や窓口を設置し、共同利用の取組を促進</li> <li>* <u>広域的な保全活用計画や条例等の策定</u> →関連計画や条例等の策定によって、地域独自の里地里山の保全活用を推進</li> </ul>
広く参加・協力を促すしくみづくり	* 全国レベルの理解醸成・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>* <u>理解醸成・普及啓発・環境教育</u> →普及啓発・環境教育等の推進によって地域住民の里地里山保全への理解を深めてもらう</li> <li>* <u>参加・協力促進のしくみづくり</u> →維持管理の手伝い、寄付や消費活動といったさまざまな形で参加・協力できるしくみをつくる</li> </ul>



## (2) 地方公共団体によるワンストップ・サービス拠点の設置

協議会設置等による多様な主体の連携体制を整っている場合は、関係主体間の連携を深め、活動の活性化を図るためのしくみづくりとして、地方公共団体によるワンストップ・サービス拠点の設置が有効です。

拠点の主体は、地方公共団体であれば、各市町村が地域の関係者との調整を担い、都道府県は大学・研究機関との連携、地域外の住民等からの支援獲得という役割を担うこともできます。

また、拠点の主体として、既存の財団法人やNPO法人、あるいは新たな仲介組織（NPO等）の設立も考えられます。

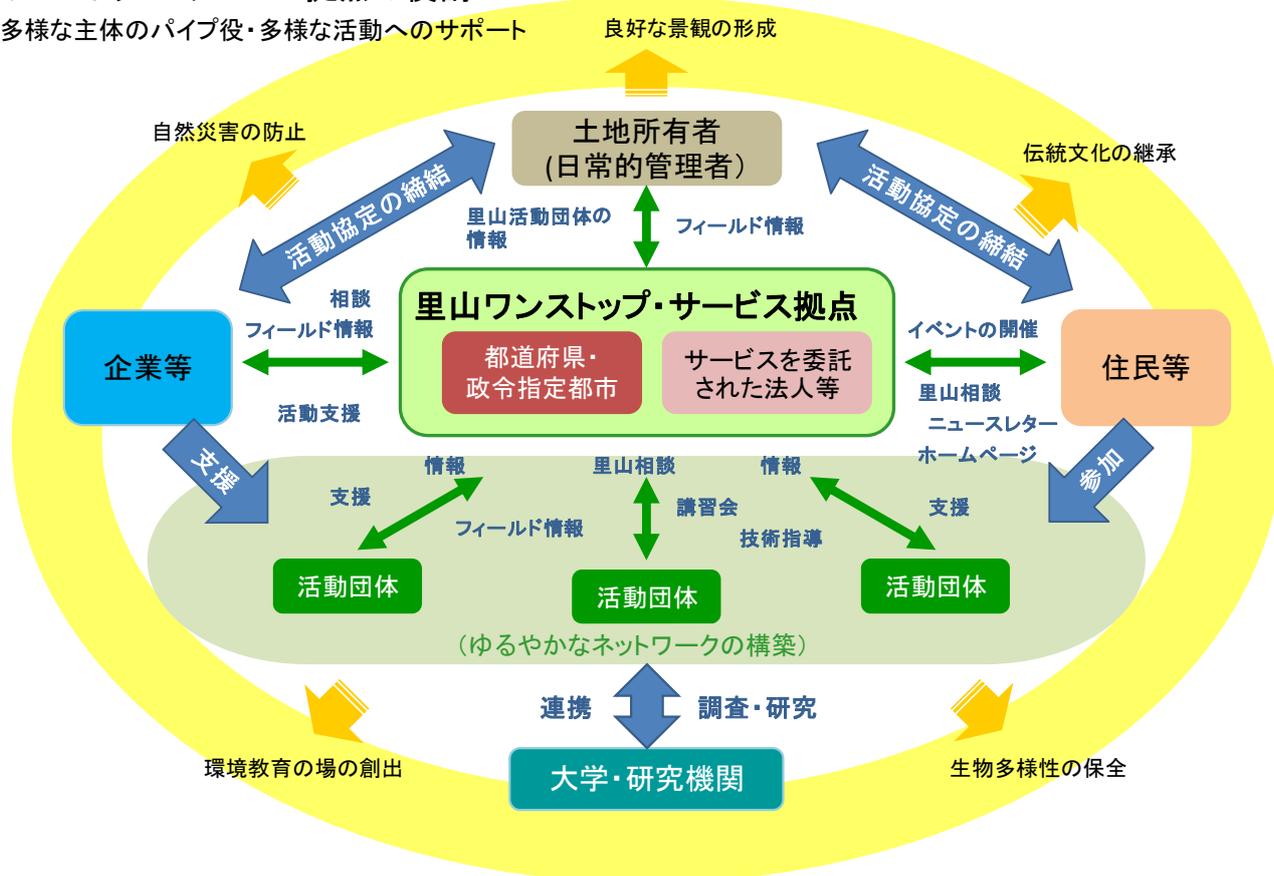
このように、地域内の里地里山に関する情報を集約して（＝窓口の一元化）、土地所有者や活動団体、里山に興味がある企業、大学・研究機関、住民等、里地里山の保全に関わる主体間のパイプ役として、情報交換や支援、紹介等、活動へのきめ細かいサポートを行う拠点の設定が求められます。

ワンストップ・サービスの実現によって、必要な情報や支援が行き渡りようになり、地域における里地里山の保全活動がより活発化することが期待されます。

### 里山ワンストップ・サービス拠点の概念図（ちば里山センターの例を参考に作成）

#### ワンストップ・サービス拠点の役割

多様な主体のパイプ役・多様な活動へのサポート



### III. 新たな共同利用の推進（実践の手引き）

#### 1. 実践メニュー

ここから先は、里地里山の共同利用のための実践メニューとして、図Ⅱ-1で整理した共同利用の分類別に、下記の14種類の仕組みや制度について紹介します。

図Ⅲ-1 共同利用のタイプ別の具体的な仕組みや制度

共同利用の分類		共同利用のための 仕組みや制度のタイプ
①人材確保・育成型	ボランティアや活動指導者などの育成・導入により労力を確保し、地域の主導的管理に対して支援を行う	1-1 ボランティア確保 1-2 人材育成
②基金・資金援助型	特定目的のもとで公的機関が設置する基金等を通じて個人や企業が資金を供出し、地域に管理を委ねる	2-1 基金の創設 2-2 トラスト活動 2-3 企業等による活動団体や農山村集落への活動支援
③消費活動参加型	地域の産品に対する消費活動を通じて市民等が間接的に管理に参加し、生産者に資金還流する	3-1 農産物認証制度 3-2 地域産材利用促進制度
④税等による一律費用負担型	広く里地里山の恵みを享受しているという考え方のもと一般市民に税等の形で管理に対する費用負担を求める	4-1 法定外目的税 4-2 生態系サービスへの支払い
⑤活動協定・活動認定型	所有者・担い手それぞれのニーズを協定締結や第三者の仲介のもとに結びつけ、新たな担い手による維持管理を促進する	5-1 土地所有者と活動団体を結びつける活動協定の認定 5-2 「企業の森」づくり 5-3 事業等の認定・認証
⑥管理契約型	自然資源の利用や土地利用などによる受益の権利も得ながら、一定のルールの下で新たな担い手に、主導的に管理を担ってもらう	6-1 オーナー制度 6-2 里山公園化による活動拠点の整備

14種類の共同利用のための仕組みや制度のタイプには、それぞれ下記のようなしくみの特徴がみられます。

共同利用のための 仕組み・制度のタイプ	取組の概要	ページ
1-1 ボランティア確保	地域の管理者に対し、ボランティアとして必要な労力等を提供するコーディネートのしくみ	19
1-2 人材育成	地域の管理者に代わり、里地里山保全活動のボランティアやそのリーダー、林業就業者を育成するしくみ	20
2-1 基金の創設	地域の里地里山保全を目的に行う、寄付や募金による安定的な財源確保のしくみ	21
2-2 トラスト活動	保護する地域を指定して、買い上げや保存契約等により担保した上で管理していくしくみ	22
2-3 企業による活動団体や農山村集落への活動支援	企業に活動団体や農山村集落を紹介し、費用及び人的支援により里地里山保全活動を促進するしくみ	23
3-1 農産物等認証制度	自然環境に配慮した手法を取り入れた安全安心な農業生産物等を認証することにより、消費活動を通じた市民参加を促進するしくみ	24
3-2 地域産材利用促進制度	地域産材の活用を促すことで、生産者への資金還流を拡大し、里山林の維持管理を促進するしくみ	25
4-1 法定外目的税による財源調達	里地里山の環境の保全を目的とした地域住民による納税を通じた里地里山保全のしくみ	26
4-2 生態系サービスへの支払い	生態系サービスの受益者がその価値を認識し、納税や寄付、消費活動等を通じて維持管理コストの一部を負担するしくみ	27
5-1 土地所有者と活動団体を結びつける活動協定の認定	地方公共団体の仲介により活動を希望する主体(新たな担い手)と土地所有者間で協定を結ばせるしくみ	28
5-2 「企業の森」づくり	企業が土地所有者と覚書を交わし、企業の名前を冠した森を維持管理するしくみ	29
5-3 事業等の認定・認証	企業、NPO法人等による里山等の保全活動成果の申請に対し、地方公共団体が一定の基準に基づき、認定・認証を行うしくみ	30
6-1 オーナー制度	都市住民などが新たな担い手となり、里地里山の一定区画等に出資して主導的に利用・管理を行うしくみ	31
6-2 里山公園化による活動拠点の整備	維持管理を必要とする土地を里山公園等とし、指定管理者を置いて利用・管理を委ねるしくみ	32

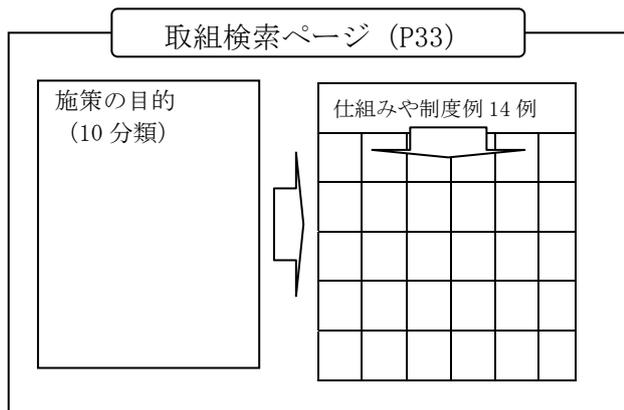
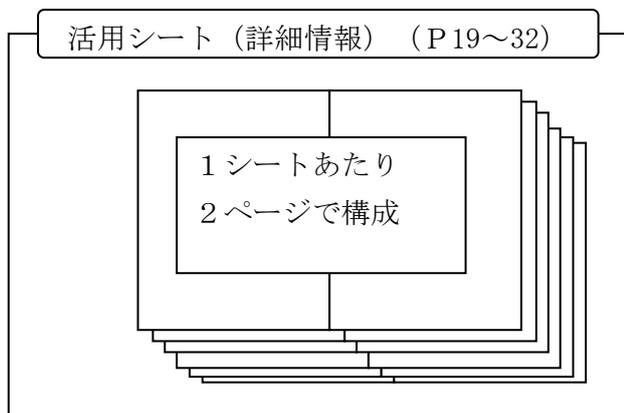
### (1) 活用シートの検索方法

14種類の共同利用のための仕組みや制度のタイプについて、それぞれ詳細情報を記載した「活用シート」を作成しています。

本活用シートは、前述の仕組みや制度から検索することもできますが、新たな共同利用の促進に向けた施策の目的からもシートを探ることができるようにしてあります。(→取組検索シート)

取組検索シートの活用によって、共同利用のための仕組み・制度の14タイプの中から、利用できそうなもの、役立ちそうなものを検索して、具体的な里地里山の共同利用に関わる活用シート(詳細情報)をご覧ください。

なお、これらの仕組み・制度は、他の仕組み・制度と密接に関わるものや、段階をふんで実施すべきものもあります。そうした仕組み・制度の組合せ、関係性、実施に向けて必要なステップなどは、それぞれの活用シートの記載内容や巻末の参考事例を参照してください。



## (2) 多様な主体で支える地域の里地里山づくり推進の具体的施策例（里地里山共同利用のタイプ別活用シート）

### 1) 活用シート（詳細情報）の構造と読み方

- ・ 里地里山の共同利用をタイプ毎に整理し、タイプ毎に概要、目的、参考事例、取組のポイント等を紹介しています。
- ・ 1シートあたり、2ページで各仕組みや制度の詳細情報を紹介しています。
- ・ 活用シート（詳細情報）は、基本的に制度や取組の概要を紹介するページ（下図：左ページ）と取組における地方公共団体の役割を具体的に紹介するページ（下図：右ページ）の2部構成となっています。

### 《活用シートの構造と記載内容》

2: 活用シート

支援タイプ	新たな共同利用による各主体のメリット	
地方自治体	ボランティア・活動団体にとって	活動の継続・拡大。
	ボランティア・企業にとって	地域・社会貢献。
	ボランティア・個人にとって	自然体験、森林体験、活動を行うことによる達成感・充実感、森林産物の収穫など
	土地所有者（地元農家）にとって	里地里山の集みの享受、里地里山の保全・再生、資源利用、ボランティアとの交流による地域の活性化。

1-1 ボランティア確保

- 取組の概要 従来の管理者に対し、ボランティアとして必要な労力を提供できるコーディネートのしぐみ人手を必要とする里地里山の保全活動を支援するために、作業員となるボランティアを幅広く募り、確保・組織化し、派遣を行うもの。
- 地元活動団体や地方公共団体が仲介役となり、個人ボランティアを募って、企業ボランティア・ボランティア団体と保全活動を希望する土地所有者とマッチングさせる。
- ボランティアの募集は対象分野によって、「農村ボランティア（主に農地対象）」「森林ボランティア（主に雑木林や人工林対象）」に分けられることも多い。森林自治体等にボランティア活動への支援として機械・器具の貸出しも行うことがある。
- 取組の目的 現在管理の手が入っておらず、保全活用が望まれている里地里山（公有・私有含む）について、主に都市住民（企業・団体含む）を広く募集し、新たな管理の担い手を育成することで適切な維持管理を継続的に行うことが主目的。継続的なボランティアと地元集落民との交流を通じての地域活性化も目的となる。
- 育成したボランティアを組織化し、自立支援することにより継続的な管理体制の構築が期待される。

新 採 取 組	自治体名	取組
いしかわ農村ボランティア	石川県	中山間地域の活力向上のため、ボランティア受け入れ希望農家と都市住民、企業等を仲介するいしかわ農村ボランティア窓口を設置。
石川県いしかわ里山ポイント制度	石川県	石川県、里山づくりUSO認証団体等が主催する里山の利用保全活動の参加者に対し、里山ポイントを付与し、ポイントに応じた里山チケットを交付。
兵庫県農村ボランティア	兵庫県	「農村ボランティアの立場」中に農村団体が関与している里山にボランティア活動内容を提供し、都市住民の力を得た農村集落活性化と交流の場づくりを推進している。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

- 取組上の課題等 森林ボランティアに関しては里地里山の維持管理をしたことのない住民が、森林ボランティアに参加するためには、最低限安全に従事できるような、ボランティア育成プログラムの実施が必要である。（1-2参照）

8

#### 取組の仕組みと地方公共団体の役割

地方公共団体の役割は、人手を必要とする里地里山の集落や既存の管理者と、ボランティア活動を希望する都市住民をマッチングさせることである。ボランティア確保において重要な事例は「1. 仲介組織（事務局）の設置と情報提供」「2. ボランティアの育成、組織化」の総合的な取組である。

《取組のポイント》 兵庫県、石川県の例から

1 仲介組織（事務局）の設置と情報発信

まず、地方公共団体において、活動対象地域とボランティアの登録受付、情報提供、マッチング業務を行う事務局の設置が必要になる。活動を広く住民に広げ、参加を呼びかけるための関連イベントの実施も必要。

参加者増加のための取組として、石川県「いしかわ里山ポイント制度」のようなインセンティブの付与も考えられる。

2 個人を募る場合は段階的な確保開催が重要

ボランティアの確保としては、①個人を募集する方法、②受け入れ側と登録団体を結びつける方法があるが、個人を募集する場合、森林ボランティア等の危険を伴う活動については、初心者向けの入門講座等を事前に実施したり（1-2参照）、研修への対応や保険加入等の手続きをしたりする必要がある。

3 ボランティア団体の育成、組織化

ボランティア団体については、ボランティア団体連絡協議会などの組織化を図り、団体相互の情報交換や交流の場をつくることで活動の継続性に有効である。

※ 下図の赤い箇所が都道府県等の担う役割

#### ボランティアと里地里山のマッチングと地方公共団体の役割

「新設の仕組み」  
 A. 窓口、あるいは窓口を通して受入者が、専ら今後ご本人の参加者を募集。  
 B. 窓口が受入・稼働の内部を登録団体に通知、連絡を希望する団体・団体を募集。  
 C. 窓口が活動団体の募集に応じフォームが随時更新される。

- ①表題：共同利用のタイプ毎に順番と取組・制度の名前を表題として記している。
- ②取組や制度の対象となる里地里山の条件のアイコン表示：「支援タイプ」について、該当するアイコンを表示している（複数表示もあり）（※：アイコンの意味は後述の通り）。
- ③新たな共同利用による関係主体のメリット：表題の共同利用に関わることによって、どのような受益を受けるか、各取組に関係が深いと思われる主体ごとに表示している。

- ④取組の概要：取組の特徴を簡潔に説明している。支援のタイプや関係者タイプについてもわかるように解説している。
- ⑤取組の目的：取組の主な目的を簡潔に記述している。
- ⑥参考事例：この活用シートの具体的事例を2～3程度紹介している。なお、ここには「制度・取組の名称」「自治体名」「説明」のほか、詳細案内のページを掲載している。
- ⑦取組上の課題等：このシートに関する特記事項を記している。内容としては取組上の課題や関連法律の整備などの情報を記載。
- ⑧取組の仕組みと地方公共団体の役割：仕組みにおける行政の役割を説明している。取組を推進する際に、特に注意すべきポイントをいくつか絞り内容を掘り下げて紹介している。また、可能な限り取組を一般化して図化し、その中における行政の役割を色分けして表示。共に推進すると効果的な取組がある場合は、事例を紹介している（詳細は巻末で紹介）。

## 2) 活用シートのアイコンの見方

活用シートの左上に掲示されたアイコンの意味は下表の通り。

支援タイプ	里地里山の共同利用における外部からの支援のあり方
	外部からの支援のあり方が、主に里地里山の維持管理への直接的な労力の提供であることを表している。
	外部からの支援のあり方が、主に里地里山の維持管理への間接的な資金の提供であることを表している。
	外部からの支援のあり方が、里地里山の維持管理への労力の提供及び活動資金の提供の両方であることを表している。

## 2. 活用シート

支援タイプ	新たな共同利用による関係主体のメリット	
労力提供	ボランティア・活動団体にとって	活動の継続・拡大。
	ボランティア・企業にとって	地域・社会貢献。
	ボランティア・個人 にとって	自然体験、農林業体験。活動を行うことによる達成感・充実感。農林産物の収穫など里地里山の恵みの享受。
	土地所有者(地元集落)にとって	里地里山の保全・再生、資源利用。ボランティアとの交流による地域の活性化。

共同利用のタイプ=1.人材確保・育成型

### 1-1 ボランティア確保

- **取組の概要** 地域の管理者に対し、ボランティアとして必要な労力等を提供するコーディネートのおしきみ
  - ・ 人手を必要とする里地里山の保全活動を支援するために、作業員となるボランティアを幅広く募り、確保・組織化し、派遣を行うもの。
  - ・ 地元活動団体や地方公共団体が仲介役となり、個人や企業等からボランティアを募って、ボランティアと保全活動を希望する地域の管理者（土地所有者）とマッチングさせる。
  - ・ ボランティアの募集は対象分野によって、「農村ボランティア（主に農地対象）」「森林ボランティア（主に雑木林や人工林対象）」に分けられることも多い。ボランティア活動への支援として、地方公共団体による必要な機械・器具の貸出しを行う例も多い。

### 取組の目的

- ・ 現在管理の手が足りず、保全活用が望まれている里地里山（公有・私有含む）について、主に都市住民（企業・団体含む）を対象とし、新たな管理の担い手を確保することで継続的な維持管理を行うことが主な目的。ボランティアと地元集落民との交流を通じた地域活性化も期待される。
- ・ 育成したボランティアを組織化し、自立支援することにより継続的な管理体制の構築が期待される。

### 参考事例

制度・取組	自治体名	説明
いしかわ農村ボランティア	石川県	中山間地域の活力向上のため、ボランティア受け入れ希望集落と都市住民、企業等を仲介する「いしかわ農村ボランティア窓口」を設置。
いしかわ里山ポイント制度	石川県	県や市町、里山づくり ISO 認証団体等が主催する里山の利用保全活動の参加者に対して里山ポイントを付与し、ポイントに応じた里山チケットを交付。
兵庫県農村ボランティア	兵庫県	「農村ボランティアの広場」HPにて農村維持が困難になりつつある集落におけるボランティア活動内容を掲載し、都市住民の力を借りた農村集落活性化と交流の場づくりを推進している。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

### 取組上の課題等

- ・ 森林ボランティアに関しては里地里山の維持管理をしたことのない住民が多いと思われるため、ボランティアとして、最低限安全に活動に従事できるよう、ボランティア育成のためのプログラムやマニュアル、指導者等が必要になる。（1-2 参照）

## 取組の仕組みと地方公共団体の役割

地方公共団体の役割は、人手を必要とする里地里山の集落や既存の管理者と、ボランティア活動を希望する都市住民等をマッチングさせることである。ボランティア確保において重要となるのは「1. 仲介組織（事務局）の設置と情報提供」「2. ボランティアの育成、組織化」の総合的な取組である。

### 《取組のポイント》

#### 1. 仲介組織（事務局）の設置と情報発信

まず、地方公共団体において、活動対象地域とボランティアの登録受付、情報提供、マッチング業務を行う事務局の設置が必要になる。併せて、活動を広く住民に広報し、参加を呼びかけるための情報誌発行や関連イベント実施等の情報発信の方策についても検討できるとよい。

また、参加者拡大のために、石川県「いしかわり山ポイント制度」のような参加者へのインセンティブの付与の取組も見られる。

#### 2. 個人を募る場合は段階的な講座開催が重要

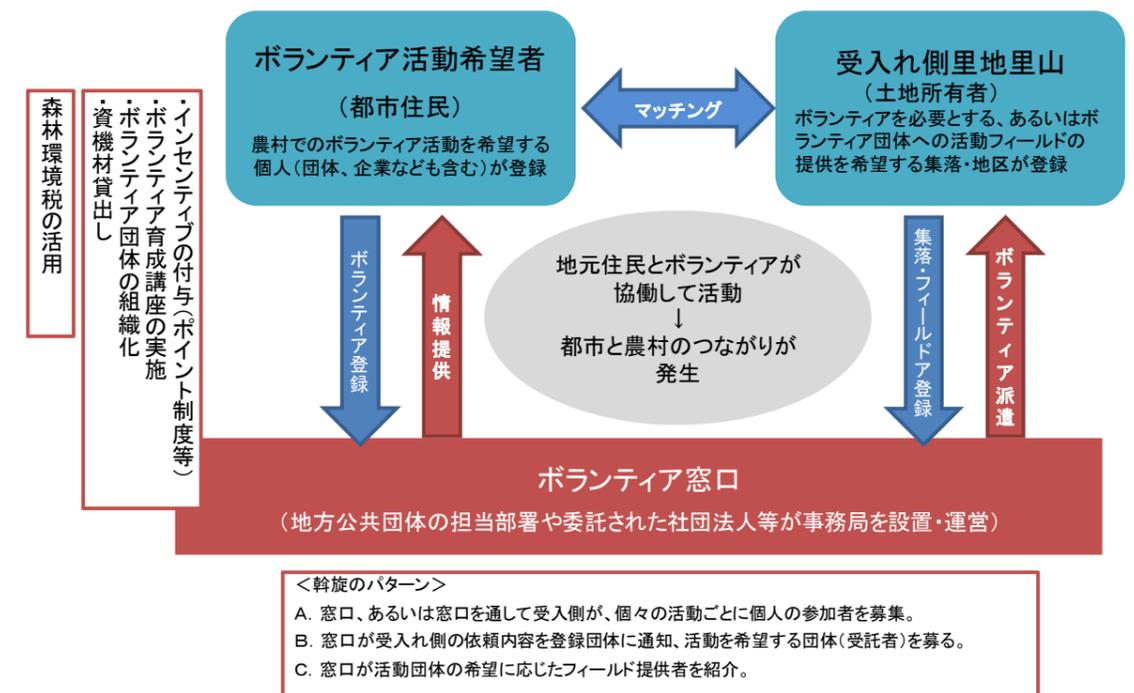
ボランティアの確保には、①個人を募集する方法、②受け入れ側と登録団体を結びつける方法があるが、特に個人を対象とする場合、危険を伴う活動については、初心者向けの入門講座等の実施（1-2 参照）、怪我への対応や保険加入等の手続き等にも配慮する必要がある。

#### 3. ボランティア団体の育成、組織化

また、ボランティア団体については、登録だけでなく、連絡協議会などの組織化を図り、団体相互の情報交換や交流の場をつくるのが、継続的な人手の確保に有効である。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割。

### ボランティアと里地里山のマッチングと地方公共団体の役割



支援タイプ	新たな共同利用による関係主体のメリット	
労力提供	ボランティア・活動団体にとって	活動の継続・拡大。後継者育成。
	ボランティア・個人 にとって	自然体験、農林業体験。活動を行うことによる達成感・充実感。 将来的な就業チャンスの拡大。
	土地所有者(地元集落)にとって	里地里山の保全・再生、資源利用。将来的な就業者育成。

共同利用のタイプ=1.人材確保・育成型

## 1-2 人材育成

- **取組の概要** 地域の管理者に代わり、里地里山保全活動のボランティアやそのリーダー、林業就業者を育成するしくみ
  - ・ 人手を必要とする里地里山の保全活動を支援するために、初心者、経験者向けのボランティア、あるいは新規就業者を育成するために育成講座等を開催する。
  - ・ 主に作業に危険を伴う森林作業が育成講座の対象となる場合が多いが、農作業も育成の対象となる。
  - ・ (ボランティア育成) 作業員となる初心者をボランティア育成講座等で育成する。育成後は認定などして登録し、組織化を図ったり応援を希望する地域に派遣したりする。
  - ・ (里山保全活動リーダー養成) 初心者向けボランティア育成講座等を終了した者を対象に、指導者に必要な里山の知識や調査方法、整備に関する技術を教え、保全活動のリーダーとして育成する講座を実施する。
  - ・ (林業就業者育成) 育成講座にて林業労働に必要な専門知識や技能を習得し、地域林業の担い手となる優秀な林業作業士を育成する。
- **取組の目的**
  - ・ 新たな担い手の育成によって、技術の取得等が必要となる里地里山の維持管理を安定的に行うことを目的としている。

### 参考事例

制度・取組	自治体名	説明
自然と森林を守る『大自然塾』	東京都	山仕事を行う活動団体等に委託して、基礎講座(森林ボランティアとして経験の浅い人向け)及び応用・実践講座(多少の経験があるが、もっと学びたい経験を重ねたい人向け)の実践講座を開講し、森林ボランティアを初心者～経験者まで育成。
東京の青空塾事業(援農ボランティア)	東京都	東京都が支援する東京都農林水産振興財団が、援農ボランティア養成講座を実施。野菜、花木、果樹、植木の4つの専門コースから1科目を選択し、基礎的な講義、農作業の体験実習、視察研修を行う。修了者は援農ボランティアとして認定登録され受け入れ農家に派遣されて活動する。
森林保全担い手対策事業	岡山県	林業の担い手育成のため、林業就業者リーダー養成研修や、新規に労働者を雇用した林業事業者に対する現場研修経費の支援、新規就業者の研修の場の提供等を実施。(※「おかやま森づくり県民税」事業の1つ)
フォレストスクール推進事業など	岡山県	森林ボランティア活動に関する知識・技術を有した森林ガイド等を養成。さらに森林ボランティアの指導者を対象に、企画立案・安全管理・技術指導など実践的な研修を実施し、自主的な森づくりボランティア活動を担う指導者を育成。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

### 取組の仕組みと地方公共団体の役割

地方公共団体の役割は、現場で役立つ人材育成のしくみを整えることである。人材育成において重要な事柄は「1. 地域の事情やニーズに応じ必要な里山保全活動の担い手の育成計画を立てること」、「2. 信頼性における研修実施団体選定と段階的な育成」である。

#### 《取組のポイント》

1. ボランティアのリーダーを育成するのか、農林業就業者を育成するのか等、人材育成にかかる目標を定める

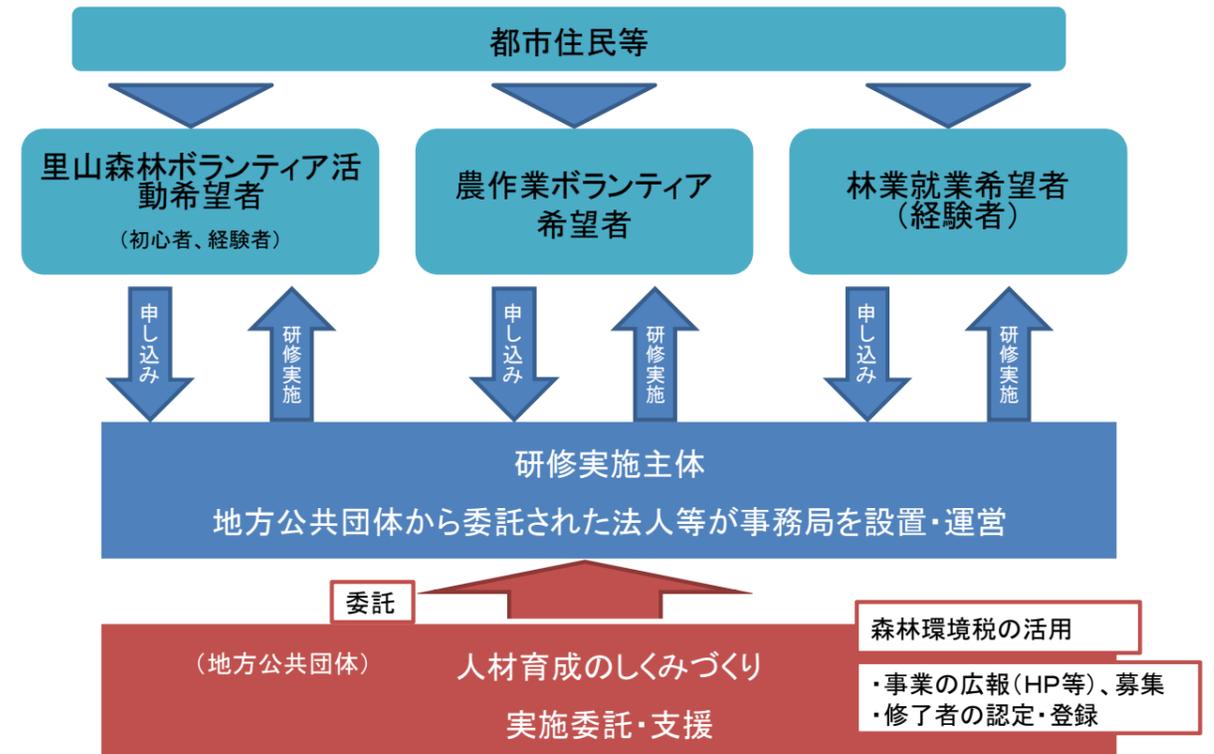
2. 経験豊かな研修実施団体の選定と段階的な講座開催が重要

実践研修の実施団体は、地域に精通した経験豊かな活動団体や農林業事業者、産業研修センター等の機関とすることが望まれる。

また、ボランティアの育成は、初心者向けから経験者向け講座まで段階的に実施することが望ましい。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割。

#### 里地里山の維持管理主体人材育成と地方公共団体の役割



支援タイプ	新たな共同利用による関係主体のメリット	
資金提供	資金提供者・企業等にとって	地域・社会貢献(所得税控除)。
	資金提供者・個人にとって	社会貢献(住民税控除)、充実感。
	土地所有者(地元住民)にとって	里地里山の保全・再生、資源利用。

共同利用のタイプ=2 基金・資金援助型

## 2-1 基金の創設

- **取組の概要** 地域の里地里山保全を目的に行う、寄付や募金による安定的な財源確保のしくみ
  - ・ 地方公共団体が当該地域の里地里山の保全に関する広域的な基本方針を定めて条例を制定し、それを実現するために地方公共団体が自ら出捐するほか、企業・団体や個人からの寄付・募金などによって原資造成し、基金を創設。その運用益を、あらかじめ定めた里地里山の保全に関する取組に使用する。
  - ・ 資金提供する主体は、地方公共団体と地元金融機関、企業・団体と住民等さまざまなタイプがある。
  - ・ 基金は活動団体が創設することもある。ここでは広域的に里地里山の保全活動を行う為に地方公共団体を中心に創設する例を主に紹介する。

### 取組の目的

- ・ 行政が基金として積み立てることで信頼性を高め、里地里山の保全や活用に関心の高い住民や企業、地域の金融機関など多様な主体に、活動資金の援助という形で地域の里地里山の保全に関わってもらえることができる。

### 参考事例

制度・取組	自治体名	説明
いしかわ里山創成ファンド	石川県	県と地元金融機関で創設した総額53億円の基金の運用益等を活用し、里山里海の資源を活用した生業創出、地域振興、保全活動推進、普及啓発を行う。
よこはま協働の森基金	横浜市	市民に身近な小規模樹林地を市民と行政の協働により保全するため、「よこはま協働の森基金」を創設し市民が自主的にあつめた資金と基金からの拠出金とをあわせて、樹林地を取得する。
西条・山と水の基金	(西条・山と水の環境機構)	主体は、地方公共団体ではないが、財源確保の仕組みのユニークな事例として紹介。東広島市西条地域で、酒造協会関係者を中心に、市民、行政(広島県、東広島市)、高校・大学、企業関係者らが連携・協働して基金を創設、里山林の整備、木質資源の活用、活動団体への報奨、環境教育、調査県等を実施。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

## 取組の仕組みと地方公共団体の役割

基金の創設における地方公共団体の役割は、基金創設の根拠となる条例の制定や寄付金・募金集めと基金の創設、基金の使い方のルール作り(要綱作成や活用事業を決定するための協議会の設置等)。基金を活用した保全活動の成果のチェックや広報等の仕組みづくり全体である。

### 《取組のポイント》

#### 1. 地域の事情や目的にあわせた目標の設定と効率的な資金集め

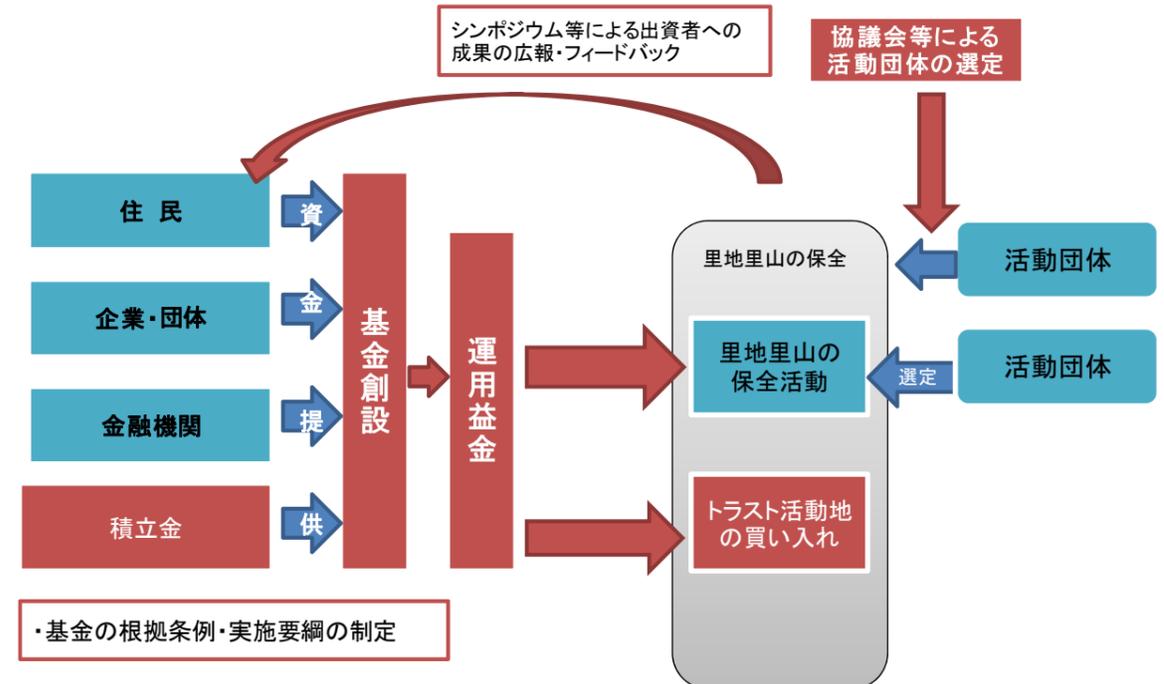
- ・ 神奈川県では、都市化が進んでいる土地柄を反映し、「今も残されている身近な緑を少しでも保全し、次の世代に引き継ぐ」こと、つまり都市の中の貴重な緑を守ることを目的に、個人、企業、団体から寄付や募金を集め、県の積立金とあわせて基金を創設している(平成24年3月現在約12億円)。
- ・ 石川県では、「里山里海の資源を活用した生業の創出、地域振興」を目的に県と地元金融機関による出資で基金を創設している。2011(平成23)年5月設置53億円。
- ・ 基金創設の目的は、地域毎に異なるため、地域毎の事情や目的にあわせた目標設定と効率的な資金集めが重要である。

#### 2. 成果のフィードバック

資金提供者が納得するような成果をフィードバックすることが活動の継続性確保には重要となる。目に見える成果(トラスト活動地の買い入れや里地里山の保全)を生み出すため、基金を活用した取組は、P(計画)D(実行)C(評価)A(改善)による管理・点検を徹底するとともに、基金を活用し、活動主体への助成を行う場合は、そうした管理・点検が可能な団体を選定し、基金活用による成果を適確に把握できるようにする。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割。

### 基金の創設に関する地方公共団体の役割例



支援タイプ		新たな共同利用による関係主体のメリット	
資金提供	資金 + 労力	資金提供者・企業等にとって	地域・社会貢献(所得税控除)。
		資金提供者・個人にとって	社会貢献(住民税控除)、充実感。
		土地所有者(地元住民)にとって	里地里山の保全・再生、資源利用。

共同利用のタイプ=2 基金・資金援助型  
**2-2 トラスト活動**

- **取組の概要** 保護する地域を指定して、買い上げや保存契約等により担保した上で管理していくしくみ
  - ・ 主に、都市部や周辺に部分的に残された身近な緑地（雑木林等）を少しでも多く保全し、次の世代へ引き継ぐために、地方公共団体あるいは保全活動団体が寄付等を募って土地の買い上げをしたり、寄贈を受け入れたり、土地所有者の協力を得て緑地の保存契約を行って特定の緑地を守っていく仕組み。
  - ・ トラスト活動はもともと市民団体活動に端を発しており、活動団体と地方公共団体が役割分担して協働しているケースも見られる。
  - ・ トラスト活動への金銭的支援としてはトラスト会員への登録や寄付、募金への協力がある。

- **取組の目的**
  - ・ 都市部の景観保全や、希少な野生動植物の保護、子どもが自然と親しんで遊ぶ場の確保等のために、買い上げが必要と判断される土地を里地里山に関心をもつ多様な主体から集められた基金（共同管理のタイプ2-1 参照）を使って買入れて、多様な活動団体等による保全活動や利用の場として保全活用していく。

● **参考事例**

制度・取組	自治体名	説明
かながわのナショナル・トラスト運動	神奈川県（公財）かながわトラストみどり財団	神奈川県設置基金による緑地の買い入れや寄贈、財団が土地所有者の協力を得て緑地保存契約を行う保全など、「県と財団が車の両輪」のような役割を果たす神奈川県方式ともいえるナショナル・トラスト活動
大阪みどりのトラスト協会による自然環境保全地域等の支援	大阪府（公財）大阪みどりのトラスト協会	トラスト協会が、団体の活動を支援。大阪府の条例により指定された保全地域指定における希少生物保護活動への支援も行っている。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

- **取組上の課題等**
  - ・ 日本では地価や贈与税が高く、土地に対する所有意識が強いこと、また市街地では道路計画地等の対象になりやすいことなどから、土地の買い取りや寄贈により自然を守ることが困難なケースも多い。

**取組の仕組みと地方公共団体の役割**

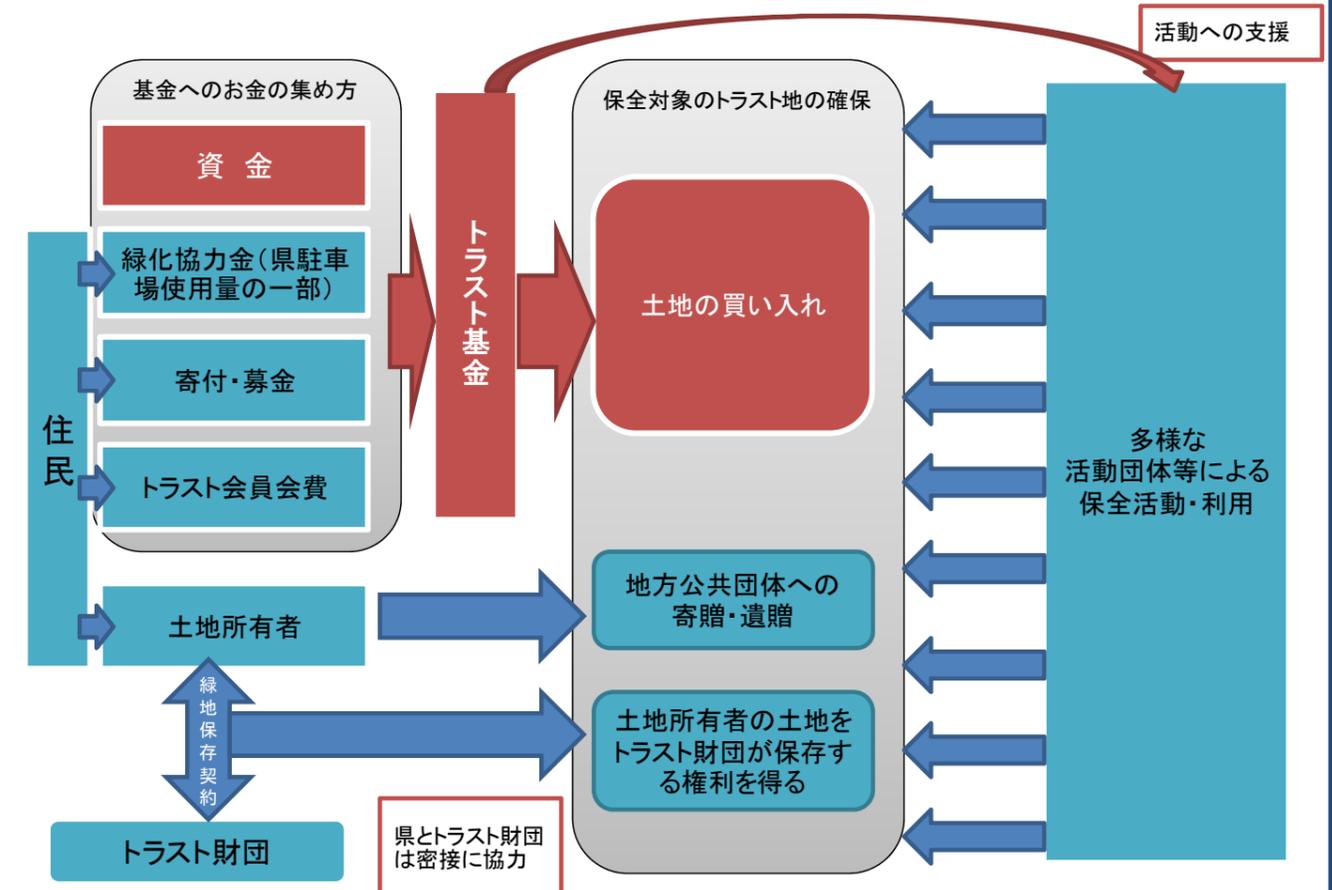
トラスト活動における地方公共団体の役割は基本的に、「自ら土地を買い上げたり借り上げたりしてトラスト活動の中心的役割を担う」ことがメインだが、トラスト活動をしている活動団体の活動を保護地域指定などで支援している例も見られる。

《地方公共団体が自ら土地を買い上げる場合の取組のポイント》

- ・ 土地の買い上げに必要な資金を様々な方法を併用して継続的に集め続け、運用することが地方公共団体の役割のポイントになる。
- ・ 神奈川県では、基金の運用益を活用した土地の買い入れが県の主な役割となっており、別途トラスト財団と土地所有者の間で交わされる緑地保存契約による保全とあわせて緑地を確保している。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割。

**地方公共団体が主体となるトラスト制度の仕組みと役割(神奈川県の例より)**



支援タイプ	新たな共同利用による関係主体のメリット	
資金 + 労力	企業にとって	地域・社会貢献、社員研修、福利厚生、ビジネスチャンス。
	土地所有者(地元住民)にとって	里地里山の保全・再生、資源利用、社員やその家族との交流による地域の活性化。
	支援対象活動団体にとって	活動の継続・拡大。

共同利用のタイプ=2 基金・資金援助型

## 2-3 企業による活動団体や農山村集落への活動支援

### ● 取組の概要 企業に活動団体や農山村集落を紹介し、費用及び人的支援により里地里山保全活動を促進するしくみ

- ・ (企業+活動団体) 環境保全活動を行おうとする企業と里山活動団体をマッチングさせ、企業が活動費の支援や社内ボランティアの参加による人的支援を行うことで、里地里山保全活動を推進するもの。
- ・ (企業+農山村集落) 社会貢献や社員研修、福利厚生を求め企業と農山村をマッチングさせ、企業と農山村が連携活動を行うことで、農業振興や農山村の活性化を推進するもの。
- ・ 企業にとっては、社会貢献 (CSR) や社員研修、福利厚生等の場を得られるほか、里山の生産物を使った商品開発などビジネスチャンスにもなり得るといいうメリットがある。

### ● 取組の目的

- ・ 活動の場を求め企業等の支援を受け、受け入れ側の農山村集落や活動団体と共に、里地里山の保全活動の推進や、農山村の活性化を進めることが目的となる。

### ● 参考事例

制度・取組	自治体名	説明
里山サポートシッププログラム	千葉県	NPO 法人ちば里山センターが企業、里山活動団体、センターの3者合意を締結し、活動プログラム作成、作業道具の貸出しなどをコーディネート。支援には人的支援、金銭的支援、資機材提供がある。
ひょうご企業と農山村のふるさとづくり	兵庫県	県や市町が仲介して、企業、農山村、市町、県の4者(必要に応じて NPO や大学を加える)で協定を締結し、特定の企業等と農山村が CSR、農産物購入、福利厚生・社員研修、ビジネス、顧客サービス等の連携活動を実施。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

### 取組の仕組みと地方公共団体の役割

地方公共団体等(協力団体含む)の役割は、里地里山での環境保全活動や社会貢献等を目指す企業と、企業の支援を希望する活動団体や農山村のマッチングと活動の継続的なフォローアップである。

#### 《取組のポイント》

##### 1. マッチング対象となる活動団体を予め選考

- ・ 千葉県では、企業とマッチングさせる活動団体については、地域において特色ある公益性の高い団体をちば里山センターが予め選考しており、企業が支援したくなるような相手をしっかり選定する必要がある。

##### 2. 活動内容を合意し協定締結

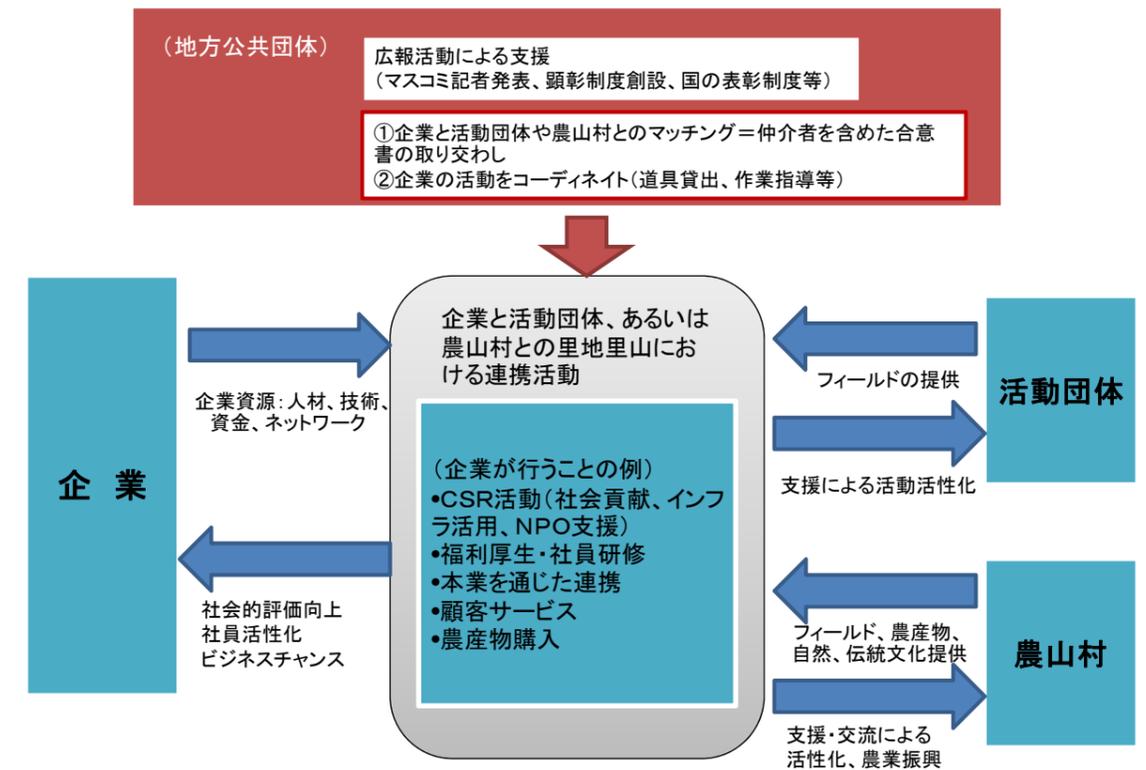
- ・ (千葉県) ちば里山センターが企業と活動団体をマッチングさせる場合には、①活動場所、②目的、③作業内容・時期・回数、④活動費用と用途等についてちば里山センター、企業、里山活動団体の間で3者合意している。合意書の取り交わしによりトラブルを予防している。
- ・ (兵庫県) 連携相手となる農山村が決定すると、企業、農山村、市町、県の4者で親善協定を締結し、話し合いの場を設置してアイデアを出し合って連携活動計画づくりを行い(必要に応じて連携活動協定を締結し)活動を開始する。

##### 3. 活動開始後もフォローアップ

- ・ (千葉県) 活動開始後もちば里山センターが道具の貸出しや作業指導等を必要に応じて実施している。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割。

#### 企業による活動団体や農山村への活動支援に関する地方公共団体の役割例



支援タイプ	新たな共同利用による関係主体のメリット	
資金提供	生産者(農家)	環境保全、農産物の信頼性の向上、消費拡大
	消費者	安心安全な農産物の購入、購入による環境保全への協力

共同利用のタイプ=3.消費活動参加型

### 3-1 農産物等認証制度

- **取組の概要** 自然環境に配慮した手法を取り入れた安全安心な農業生産物等を認証することにより、消費活動を通じた市民参加を促進するしくみ
  - ・ 地方公共団体が、農薬や化学肥料の使用を削減するなど、独自に定めた環境に配慮した栽培要件を満たした農産物や農産加工品を認証してロゴマークの表示などをし、一般の農産物等との安全・安心に関する差別化を図る制度。
  - ・ さらに里地里山の保全を目標にするためには、特定の生物をシンボルとした生態系の回復・保全や水環境の環境負荷削減技術導入も義務付け、地域の自然環境保全を強く意識した認証制度とする。
  - ・ 農業生産物に付加価値を反映することで、その売上の一部が活動を支援する。
- **取組の目的**
  - ・ 里地里山で自然環境の保全に配慮して生産された農産物を評価し、広く消費者にアピールすることで、多くの生産者や農産加工品製造者に産物に対する信頼を高めて消費拡大を促し、地域の長期的な振興を図り、生物多様性の保全にも寄与することを目的としている。
  - ・ また、自然環境の回復状況を調査する生き物調査に学校等地元住民が参加すること等を通じて地域住民に生態系の豊かさを実感してもらい、より理解協力を促すことも目的となっている。

#### 参考事例

制度・取組	自治体名	説明
「コウノトリの舞(有機農産物ブランド)」認定制度	豊岡市	2003(平成 15)年度から、安全・安心な農作物とコウノトリの餌となる生き物を同時に育む「環境創造型農業」の普及拡大を目指し水稲、野菜を対象とした農産物認定制度を創設。46 団体 29 品目 2 食品を認定している。
朱鷺と暮らす郷づくり認証制度	佐渡市	農薬や化学肥料を減らし、「生きものを育む農法」で栽培された米を認証する制度。売上の一部は「佐渡市トキ保護募金」に寄付される。
環境こだわり農産物認証制度	滋賀県	2011(平成 23)年度から滋賀県環境こだわり農業推進基本計画に則り、化学農薬、肥料使用削減と濁水流出防止など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減するで生産された農作物を県が認証する制度。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

#### 取組上の課題等

- ・ 化学肥料を減らしたり、水稲の場合水田に水路を設置することにより、収穫量が減ることもある。質の高い米づくりのための技術指導や生産物の付加価値化、流通に関しても自治体によるPRや販売促進の支援が必要になる。

### 取組の仕組みと地方公共団体の役割

地方公共団体の役割は、安全・安心な農作物の提供と地域の里地里山の環境保全の両方を実現するための基準を盛り込んだ認証制度を設け、生産組織や農業者との諸手続き・生産状況の確認を経て、要件を満たす農産物を認証することである。また、認証後は認証マークの表示や各種イベントでのPR等により、認証された農産物を広くアピールしていくことも必要になる。

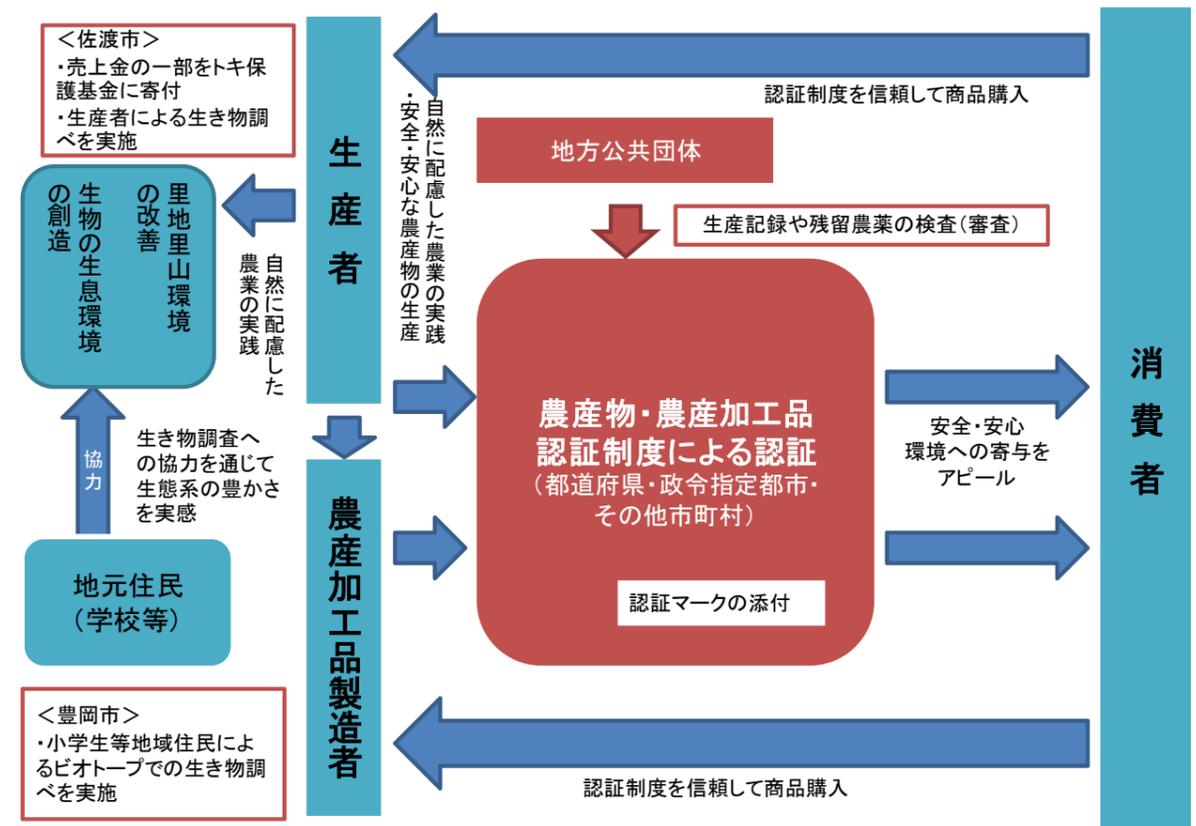
#### 《取組のポイント》

##### 1. 認証要件の設定

- ・ 里地里山における環境改善目標（生物の生息環境作り、河川や湖沼の水質改善等）を定める。
- ・ 環境改善目標と地域の条件に応じた認証要件を以下のような観点で定める（認証要件の例）。
  - ①当該地方自治体内で生産された農産物又は農産加工品であること。
  - ②品目別栽培基準
    - ・ 化学合成農薬及び化学肥料の使用量基準上限が地域慣行一般レベルの5割以下
    - ・ 有機質資材適正使用
    - ・ 環境配慮技術の実施（例：水田の生き物を増やすための冬期湛水、早期湛水、深水管理、中干し延期、素掘り水路の設置等）

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割。

#### 農産物等認証制度に関する地方公共団体の役割例



支援タイプ	新たな共同利用による関係主体のメリット	
資金提供	生産者(地元の林業者、製材業者、木材加工会社)にとって	消費拡大、産業の活性化。
	消費者(地元住民)にとって	地域材の利用体験、伝統文化継承、環境保全、森林CO2吸収能力の向上、地域産業の活性化。

共同利用のタイプ=3.消費活動参加型

## 3-2 地域産材利用促進制度

- **取組の概要** 地域産材の活用を促すことで、生産者への資金還流を拡大し、里山林の維持管理を促進するしくみ

- ・ 公共建築物や観光地、商店街、身近な広場あるいは学校などの公共的空間の整備、あるいは個人の住居の建築に際して、地域産材の推奨や使用を推進することで里地里山の森林利用を増進し、結果的に里地里山環境の保全を図る制度。
- ・ 里地里山管理への参加のタイプとしては、公的機関や消費者による森林管理者や木材生産関係者への資金提供支援となる。

- **取組の目的**

- ・ 公共建物や小学校、商店街等で地域産材を利用したり、住宅建築やリフォームの際に地域産材を利用する経費を補助することにより、幅広い住民に地域産材の良さに直に触れてもらい、地域産材の利用率を高め、ひいては地域の里山林の適切な維持管理につなげることを目的としている。

- **参考事例**

制度・取組	自治体名	説明
おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業等	岡山県	公共建築物における内・外装の整備、小学校における学習机・椅子の整備・導入、観光地や商店街、身近な広場等の公共的空間の整備に際して県産材の使用に対し、その経費の一部を助成。
県産材の利用促進	山梨県	県産材の利用促進のため、県産材活用アドバイザーの養成・紹介や、県産材住宅の建築を行う団体を「甲斐の木で家をつくる会」と認定し、活動を支援している。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

- **取組上の課題等**

- ・ 木材の地産地消には、多くの利点があるが、海外からの輸入材に代表される大量生産による均一・低価格に慣れた消費者にやや割高な製品の価値を見出してもらうためには、地域産材に触れ、使ってみる体験が必要になる。
- ・ また、地域産材の活用による環境貢献という側面を分かりやすく消費者に知ってもらうことも必要である。

### 取組の仕組みと地方公共団体の役割

地方公共団体の役割は、地域産材利用促進のための制度をつくり、地元の林業者、製材業者、木材加工会社等と協力して総合的に支援しながら、消費を促進していくことである。

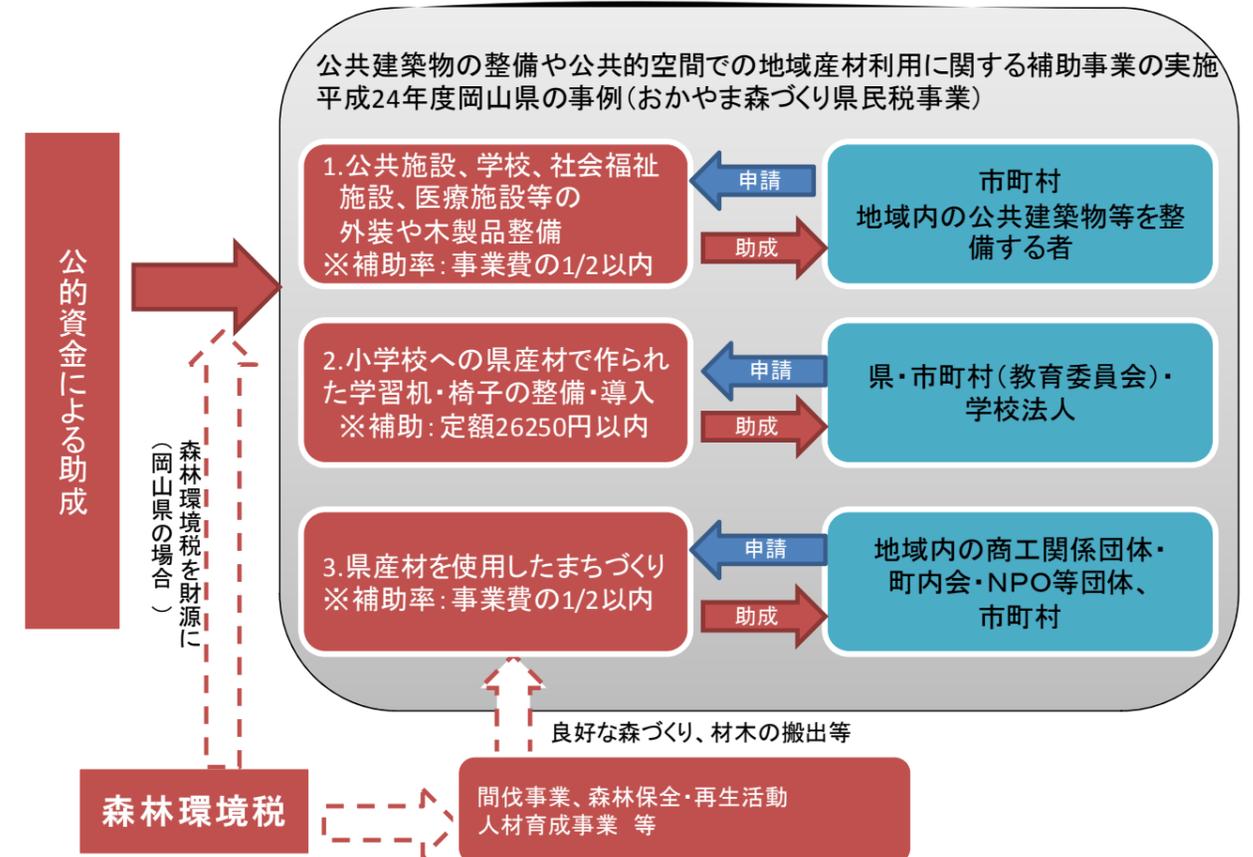
#### 《取組のポイント》

##### 1. 公共建築物や公共的空間での地域材の利用促進で消費者に利用体験を与える

- ・ 地域産材の利用による、地域ならではの伝統文化の継承、地域の自然環境保全、森林のCO2吸収能力の向上、地域産業の活性化などの利点を、消費者に理解してもらうための情報発信や利用体験の場を提供するため、公共建築物等における地域材の利用への補助事業、地域産材で作られた学習机・椅子導入、まちづくりにおける利用補助等が考えられる。
- ・ さらに、地域産材を利用することの重要性を発信する活動や、楽しみながら学べるイベント等の取組も効果的である。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割。

#### 地域産材利用促進における地方公共団体の役割(岡山県の事例より)



支援タイプ	新たな共同利用による関係主体のメリット	
資金 + 労力	一般住民(個人・法人の納税者)にとって	里地里山の恵みの享受、環境保全への参加
	地方自治体にとって	防災、水源、CO2 吸収源など、里地里山の公益的機能の維持・増進
	支援対象活動団体にとって	活動継続・拡大

共同利用のタイプ=4.税等による一律費用負担型

## 4-1 法定外目的税による財源調達

### ● 取組の概要 里地里山の環境の保全を目的とした地域住民による納税を通じた里地里山保全のしくみ

森林や河川・湖沼などの水源や土砂災害予防の為の環境保全活動の費用負担を、地域住民に税金として求める仕組み(森林環境税)。税金は、住民税(個人及び法人)への超過課税として徴収され、一般会計に入った税収相当額を、別途森林保全目的の基金として積み立て、事業計画をたてて森林等の里地里山の保全・再生のために活用する。(※都道府県において実施可能)

- 各地で導入されている森林環境税は多くの場合、直接地方公共団体が行う事業だけでなく、様々な活動を行う活動団体の取組にも補助金として交付されている。

### ● 取組の目的

- 里地里山を含めた地域の自然環境の重要性を幅広く普及啓発し、維持管理への理解を促し、個人及び法人への住民税に超過課税することにより、災害予防や、水源・CO2 吸収源としての機能回復・保全の推進など里山の公益的機能の維持・増進につなげることを主な目的としている。
- 納税者である地域住民にとっては良質で安定的な水の供給などの生態系サービスの向上が期待される。
- 税制導入時の情報発信のほか、税制の構築、租税の徴収、使途のチェックという各段階において住民参加の仕組みを導入する「参加型税制」とすることによって、地域の里地里山をはじめとする環境保全について広く住民の関心を高められる。

### ● 参考事例

制度・取組	自治体名	説明
水源環境を保全・再生するための個人県民税超過課税	神奈川県	課税対象は個人に限定、均等割と定率課税を併用。税収規模 38 億円程度/年で最多。「参加型税制」。2012(平成 24)年から 2 期。
森林環境税	高知県	個人・法人とも定額課税。税収 1.6~1.7 億円/年。2008(平成 20)年から 2 期。
おかやま森づくり県民税	岡山県	個人は定額、法人は定率課税。2009(平成 21)年より 2 期。税収 5.5 億円/年。
ひろしま森づくり県民税	広島県	個人は一律定額、法人は定率課税。第 1 期 2007(平成 19)~2016(平成 28)年。税収 8 億円強/年。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

### ● 取組上の課題等

- 森林の維持管理には 20 年以上の長期計画に基づいて私有林の公的管理契約を結ぶ手法もあり、一度事業が始まると長期にわたり管理の必要性が生じることから後年度の財政支出の硬直化が起きないように注意が必要である。

## 取組の仕組みと地方公共団体の役割

地方公共団体(都道府県)による住民税への超過課税徴収による里地里山保全への財源の安定的な調達のポイントは、「1.各段階における『参加型税制』の導入」「2.新規財源による事業効果の立証」である。

### 《取組のポイント》「かながわ水源環境保全税」の例より

#### 1.各段階における『参加型税制』の導入

税制の構築、租税の徴収、使途のチェックの各段階に、住民参加の仕組み導入が重要。神奈川県では、税制導入以前に専門研究会を設け、水源環境保全施策と税制措置の方向性について、基本的な考え方、具体的な取組の方向及び内容、財源のあり方や事業規模について案をまとめ、県議会に諮り、パブリックコメントや県民ミーティング等 1 年半議論を受けて内容を修正し、県民一人あたりおよそ 950 円の負担方式が導入された(年間 38 億円の税収は国内最多)。

超過課税導入後も、5 年計画記載の事業項目について、県民目線で事業内容と成果をチェックすることやその結果を幅広く県民に伝える「県民会議」を創設。県が直接事業実施するだけでなく、住民の活動団体の取組にも補助金交付して支援を行うことになった。税の効果が県民に伝わらなければ、5 年毎の見直し時に廃止される恐れもあるため、県は成果を目に見える形で県民に示し合意を図るようにしている。

#### 2.新規財源による事業の効果をわかりやすく示す

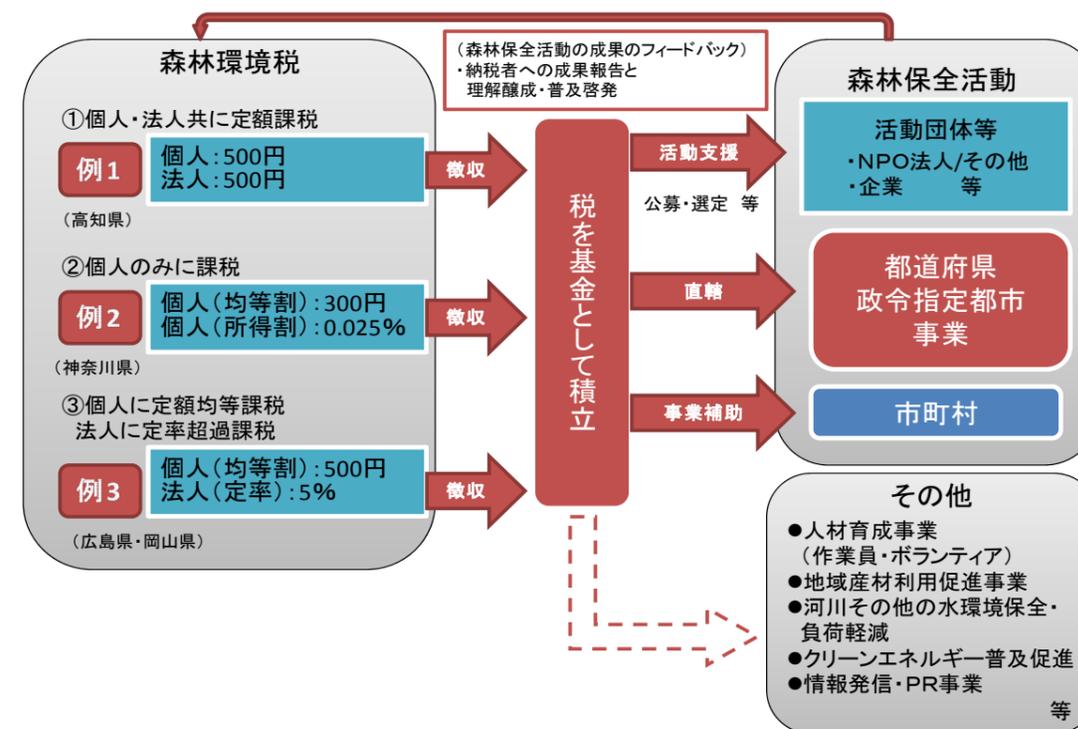
超過課税による税収が年間数億程度の都道府県等が多く、単独で年間の森林整備に要する支出を賄うことは難しい為、既存の一般財源と一体にして既存の森林施策に充当する例もあるが、その場合は超過課税による整備の効果が分かりにくくなる恐れもあるため、成果を的確に広報することが必要。

新規財源単独で事業を実施し、効果をわかりやすく説明することが重要である。

(「自治体の独自課税を通じた森林保全の財源調達とその課題」日本大学経済学部経済科学研究所紀要 引用)

※下図の赤い箇所が都道府県の担う役割。

### 3つの課税方式と地方公共団体(都道府県)の役割



支援タイプ	新たな共同利用による関係主体のメリット	
資金提供	供給者にとって	環境保全、産業の活性化、
	受益者にとって	里地里山の恵みの享受、環境保全や地域活性化に間接的に協力
	地方公共団体にとって	地域における生態系の保全、地域活性化、

共同利用のタイプ=4.税等による一律費用負担型  
**4-2 生態系サービスへの支払い（PES）**

- **取組の概要** 生態系サービスの受益者がその価値を認識し、納税や寄付、消費活動等を通じて維持管理コストの一部を負担するしくみ
  - ・ 里地里山のもたらす恵みを生態系サービスの観点から見ると、「供給サービス：燃料、水、食料などの供給、農業生産など」「調整サービス：炭素固定、水源涵養、洪水調整、水質保全機能、温度調整機能など」「文化的サービス：レクリエーション、美的価値、精神的支柱、エコツーリズム、教育の場など」といった働きがある。
  - ・ 「生態系サービスへの支払い（PES：Payment for Ecosystem Services）」は、サービスの受け手（受益者）となる人々がその価値を十分に認識し、サービスの機能の保全に必要な里地里山の継続的管理にかかる費用を間接的（納税や寄付、消費活動等）に負担する仕組みである。
- **取組の目的**
  - ・ 地域で生業により里地里山の維持管理を行う人々を生態系サービスの「供給者」、周辺都市住民や農林産物消費者、近隣の企業・大学等を広く「受益者」と捉え、生態系サービスの適切な保全のために受益者負担という考え方のもと供給者の活動を支えていくしくみであり、生物多様性の保全、里地里山の自然資源の持続的な利用を行うための資金を確保する。

● **参考事例**

制度・取組	主体名	説明
コウノトリ育む農法	豊岡市	豊岡市と兵庫県は JA 等と連携し、農業をできるだけ減らしながら田んぼの生きものを増やす稲作技術「コウノトリ育む農法」普及を図り、同農法に取り組む農家に委託料を支払い、農法による米や加工品を販売。
魚のゆりかご水田プロジェクト	滋賀県	魚類が産卵繁殖していたかつての水田機能を回復させるため、2006(平成 18)年から、志賀県が魚道の設置に取り組む。魚類の遡上・産卵、稚魚の育成に必要な水管理と魚道の維持管理などに取り組む農家を支援。
福岡市水道水源かん養事業基金	福岡市	福岡市は福岡市水道水源かん養事業基金を設置し、水道使用量 1 トン当たり 1 円を積み立て、水源林整備など水源かん養のための事業に活用。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

**取組の仕組みと地方公共団体の役割**

地方自治体による PES の仕組みの導入のポイントは、第一に地域が享受する生態系サービスについて広く認識を深めてもらうこと。そのうえで地方公共団体は、納税や寄付による生態系サービス享受への対価の支払い、サービス保全につながる生産物の付加価値化（ブランド化等）によって消費活動を通じた費用負担等を推進するための仕組みを整え、サービス受益者に間接的に費用の一部を負担してもらうこと（＝受益者負担）で、維持管理にかかる資金を安定的に確保できるようにする。

《取組のポイント》

1. 生態系サービスの価値の認識・普及啓発

ここでの地方公共団体の役割は、主に「生態系サービスの保全」への理解を得られるようにすること。地域が享受している生態系サービス（「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」）について、実際の里地里山に照らし合わせ、その場所で得られるサービスを整理したり、整理した各種の生態系サービスについて、現況や変化の状況、変化の要因等を整理しておくことが、普及啓発や新規事業の検討において役立つと思われる。

2. 資金確保のための仕組みづくり

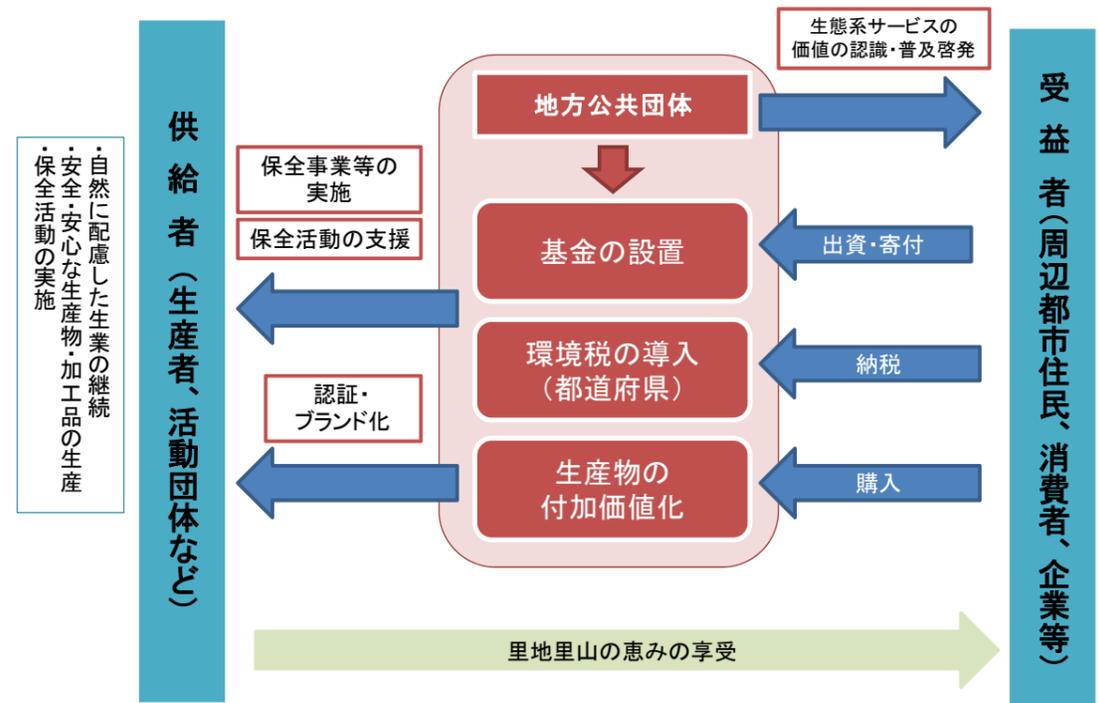
生態系サービスの保全について認識を深めた受益者が、主に以下のような形で費用負担を行うことによって、里地里山の維持管理（供給者）を支援できるような仕組みが必要。

- ①環境税の導入（活用シート「4-1：法定外目的税による費用負担」参照）
- ②基金の設置（活用シート「2-1：基金の創設」参照）
- ③里地里山の生産物の付加価値化（活用シート：「3（3-1、3-2）：消費活動参加型」参照）

仕組み自体は、他の活用シートにも記載されたものであるが、そこに「生態系サービスの保全」を明確に打ち出すことで協力者を拡大していくことが、本取組の大きなポイントとなる。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割。

**生態系サービスへの支払いに関する地方公共団体の役割例**



支援タイプ		新たな共同利用による関係主体のメリット	
労力提供	資金 + 労力	土地所有者にとって	里地里山の保全・再生、資源利用。
		活動団体にとって	活動継続・拡大。
		企業にとって	地域・社会貢献。

共同利用のタイプ=5.活動の協定認定・事業認定型

## 5-1 土地所有者と活動団体を結びつける活動協定の認定

### ● 取組の概要 地方公共団体の仲介により活動を希望する主体（新たな担い手）と土地所有者間で協定を結ばせるしくみ

- 里山における保全活動を希望する団体と里地里山の活用を希望する土地所有者のニーズを結びつけ、地方公共団体の認定により協定を締結し、認定を受けることで各主体が計画的かつ継続的に保全活動などを行う。
- 企業等の資金力がある組織と協定を結ぶ場合、維持管理にかかる労力提供のみならず、土地の賃貸料や活動に必要な資材等の資金や物品として提供することも多いが、資金力のないNPO等の場合、労力提供が中心となる。

### ● 取組の目的

- 他者による里山の整備を希望している土地所有者と、活動フィールドを探しているNPO法人、企業等の活動団体を結びつけ、里地里山の適切な維持管理を行うことを目的としている。
- また、協定を地方公共団体（都道府県知事等）が認定することによって、土地所有者、活動主体ともに安心して取組むことができ、里山活動の計画的かつ継続的なが期待できる。

### ● 参考事例

制度・取組	自治体名	説明
東京グリーンシップアクション	東京都	東京に残された貴重な自然環境を保全するために保全地域で企業、NPO、都民ボランティア、東京都が連携した自然環境保全活動の実施
里山活動協定認定制度	千葉県	NPO、市民団体、ボランティア団体、企業等の里山活動団体と里山の土地所有者の間で締結した「里山活動協定」を知事が認定する制度
里山情報バンク制度	千葉県	里山活動をしたい人と、里山を活用して欲しい土地所有者とを結びつけるための情報バンク。フィールドとなる里山を登録し、活動を望む団体や企業に情報を提供する。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

### ● 取組上の課題等

- 多様化する企業側のニーズに答えられるような里山資源のシーズとのマッチング支援などが求められる。
- 都市化が進んだ地域からアクセスしやすい里山と、過疎化が進む里山との間の地域間格差解消が課題。
- 仲介組織を新たに立ち上げる場合、組織の継続的な運営を視野に入れた体制構築や支援方策について併せて検討できるとよい。

## 取組の仕組みと地方公共団体の役割

土地所有者と活動主体の間での協定締結認定による里地里山の維持管理推進のポイントは「1. 土地所有者と活動団体を結びつけるための準備」「2. 条件の合う主体同士の結びつけ」「3. 継続的取組にするためのフォロー」である。

### 《取組のポイント》

#### 1. 土地所有者と里山活動主体を結びつけるための準備

土地所有者が活用を希望する里山のフィールド情報（面積や地形、アクセス等）はさまざまであるため、活動主体として可能な活動範囲や、土地所有者側の希望する管理内容（森林の間伐、下刈、竹林整備等）と活動主体側の活動内容の希望を詳細に収集し、千葉県のように「里山情報バンク化」するなど、公開して双方に情報提供をすることが必要となる。

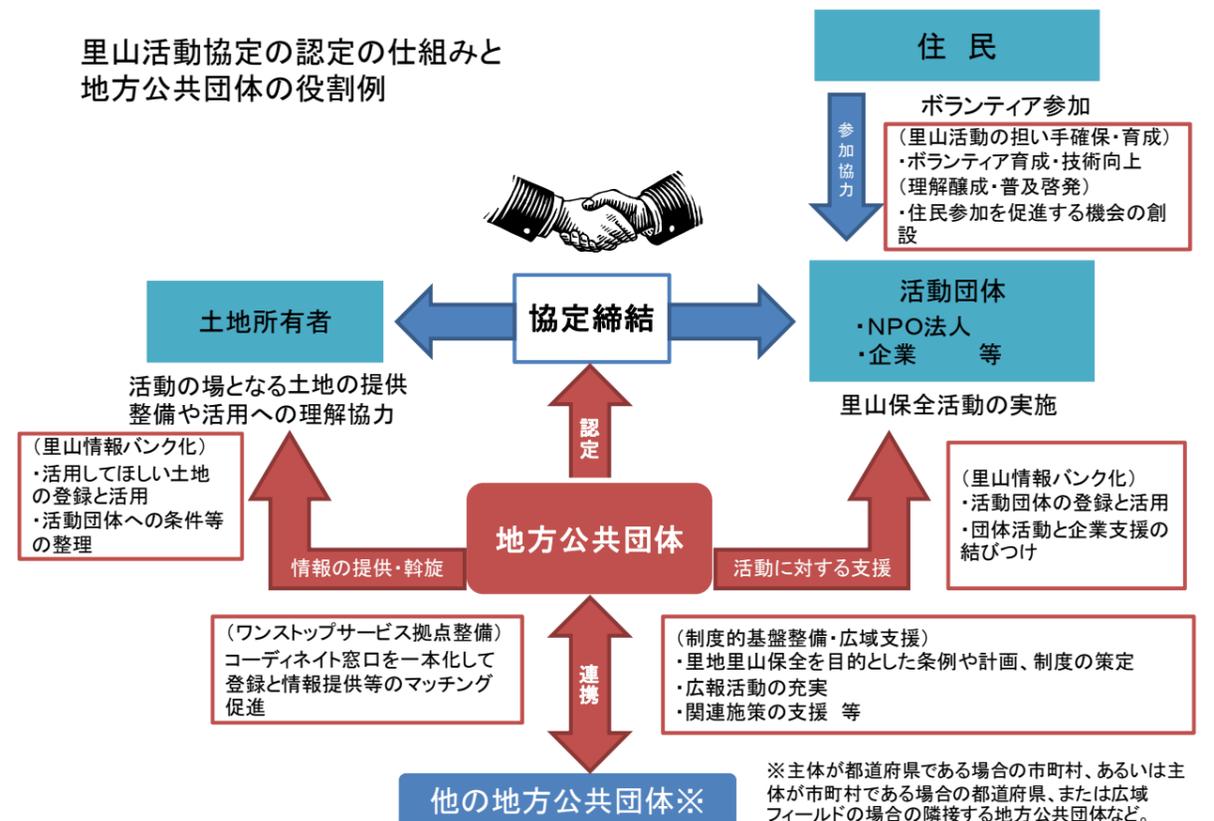
#### 2. ワンストップサービス拠点整備と主体同士の結びつけ

千葉県では「NPO法人ちば里山センター」が千葉県内の里山情報及び活動団体の一元的管理を行い、活動団体間によるゆるやかなネットワークを構築しつつ、それぞれにフィールド情報の提供や講習会、技術指導等の支援を行い、条件に合うフィールド（土地所有者）を紹介し、結びつけている。こうしたワンストップサービス拠点整備により、より円滑な取組の促進が期待できる。

#### 3. 継続的取組にするためのフォロー

協定認定を中心に添えた里地里山保全に継続性を持たせるためには、①協定を結んだ里山活動の支援や地域との交流等の【里山づくり活動支援】、②育成した活動団体同士の連携、ネットワーク化と住民参加促進機会の創設【里山活動の交流・普及啓発】、③活動団体と行政が連携した住民対象の技術講習会開催とサポーター募集・登録【里山活動の担い手育成】の取組をバランスよくすすめていくことが望まれる。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役



支援タイプ	新たな共同利用による関係主体のメリット	
資金 + 労力	土地所有者(主に自治体)、 土地管理者(森林組合等)にとって	里地里山の保全・再生、資源利用
	企業にとって	地域・社会貢献、社員研修、福利厚生、ビジネスチャンス。

共同利用のタイプ=5.活動の協定認定・事業認定型  
**5-2 「企業の森」づくり**

- **取組の概要** 企業が土地所有者と覚書を交わし、企業の名前を冠した森を維持管理するしくみ
  - ・ 企業が都主に都道府県や市町村の所有する森（公有地）において、期限を設けて土地所有者と土地利用に関する覚書を交わし、企業の名前を付けた森を期限を設けて維持管理する仕組み。
  - ・ 維持管理の手法は、①従業員等による実践的な森づくり活動、②森づくりの普及啓発・地域交流、③森林環境教育の実施からリーダー育成、④資金提供、⑤本業と一体となったCSR活動と多様化している。

● **取組の目的**

- ・ 企業の社会貢献や、従業員への環境教育等を目的とし森づくり活動の場を探している企業と土地所有者・管理者を結びつけ、里地里山の適切な維持管理を推進することを目的としている。
- ・ 企業による活動内容として、森林管理への資金提供以外に、維持管理作業、人材育成、間伐材の商品使用などの取組が見られる。

● **参考事例**

制度・取組	自治体名	説明
森林の里親促進事業	長野県	企業と受入側の市町村団体間での契約締結を県が仲介し、社会貢献活動の一環としての森林づくりや森林を活用しての社員研修・福利厚生の場として利用してもらう制度
企業との協働による森林づくり	岐阜県	2007(平成19)年から県有林、市町村有林等を対象に、契約年数5年以上を条件に企業と土地所有者を結びつけ「森林づくりに関する協定」を締結させている。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

● **取組上の課題等**

- ・ 「森ナビ」大企業向けアンケート（H18）では、企業の森づくりへの実施意向を有する企業の課題として「森林整備の費用負担が大きい」「参加者の募集・確保が難しい」を想定していたが、実施企業は費用面や人の確保よりも「事前準備等に時間を要する」点を課題として挙げている場合が多く、こうした企業がよりスムーズに取組を進められるよう、準備段階も含めた実施企業の取組事例の紹介ができるとよい。また取組成果として、定量的な成果（CO2吸収量、作業量、面積など）と併せて定性的な成果（参加者の満足度など）への評価も取組の継続には必要である。

**取組の仕組みと地方公共団体の役割**

土地管理者と企業の間での森林整備等に関する協定を締結し、里地里山の維持管理を推進する。地方公共団体の役割としてのポイントは「1. 保全や評価の制度づくり」「2. 主体同士の結びつけ」である。

《取組のポイント》

1. 保全や評価の制度づくり

まずは対象となる地域の里地里山における企業の森づくりの目標を明確にし、制度化する必要がある。また、企業にとって継続的な取組意欲につながる、取組成果の評価制度構築が必要である（例：CO2吸収量の認証）。

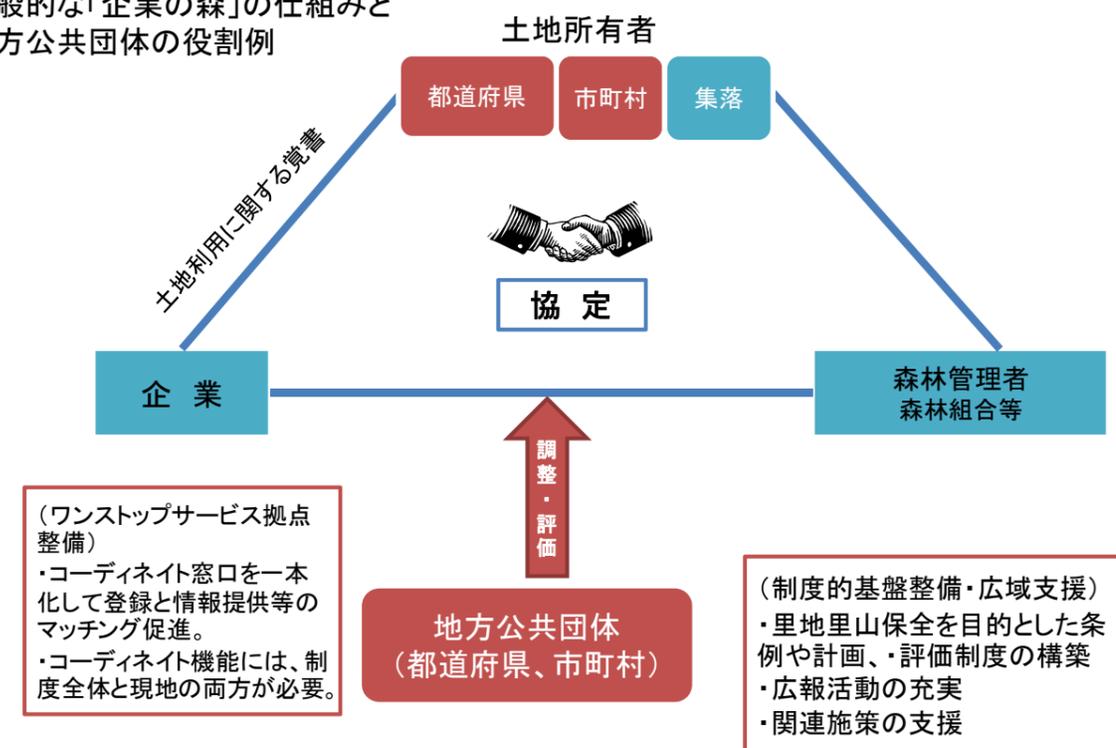
また、企業の森としての活動は、一般的に公有地で行われることが多いため、予め地方公共団体側で管理を希望する里山を洗い出し、特性を把握してリスト化しておき、企業側の活動の希望条件とすり合わせを行えるようにしておく。

2. ワンストップサービス拠点整備と主体同士の結びつけ（協定締結支援）

活動団体との協定（5-1 参照）と同様に、企業の森づくりにおいてもワンストップサービス拠点の整備が有効である。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割。

一般的な「企業の森」の仕組みと地方公共団体の役割例



※都道府県は全体コーディネートのみで、  
 現地コーディネーターは、市町村やNPO、森林組合が担う場合もある。

支援タイプ	新たな共同利用による関係主体のメリット	
資金 + 労力	土地所有者(主に自治体)及び土地管理者 (森林組合等)にとって	里地里山の保全・再生、資源利用
	活動主体(活動団体、企業)にとって	社会的信頼性の向上、活動への支援(場所、技術の提供など)

共同利用のタイプ=5.活動の協定認定・事業認定型

### 5-3 事業等の認定・認証

#### ● 取組の概要 企業、NPO 法人等による里山等の保全活動に対し、地方公共団体が一定の基準に基づき、認定・認証を行うしくみ

- 企業による社会貢献活動としての森林づくりや、森林を活用した社員研修・福利厚生利用を推進する「企業の森」協定、活動団体の「里山活動協定認定」等に基づき実施される植栽や下刈、除間伐等の森林整備活動で増加するCO<sub>2</sub>森林吸収量を知事が評価・認証する制度が一般的である。
- 石川県では、企業をはじめ多様な組織による里山の利用保全活動の取組方針を、知事が認証し公表する「いしかわ版里山づくり ISO」の制度を創設している。

#### ● 取組の目的

- NPO 法人や企業等が行う里地里山の保全活動の成果を地方公共団体が認定・認証することにより「企業の森協定」や「里山活動協定認定」による取組を推進する。
- CO<sub>2</sub>の森林吸収量評価認証制度については、主に森林の間伐等を推進すること、ひいては地球温暖化防止に貢献することが目的となる。
- 「いしかわ版里山づくり ISO」では、里山の田んぼ・畑づくり支援活動、森づくり支援活動、生き物を守り育てる活動、里海づくり支援活動、集落コミュニティ支援活動、外来生物駆除活動等の広範囲な里山づくりに関わる活動を幅広く認証・公表している。こうした里山の保全活用の取組の推進は、里地里山の生物多様性の保全や地域振興等が目的となる。
- 認証を受ける主体は、顧客や取引先からの社会的信頼性の向上、活動場所や活動ノウハウ等に関しての地方公共団体によるあっせんや支援を受けることができるとともに、活動のインセンティブにもなる。

#### ● 参考事例

制度・取組	自治体名	説明
いしかわ版里山づくり ISO	石川県	企業をはじめ多様な組織による里山の利用保全活動の取組を県が認証・公表する制度。企業等は複数の里山づくり対象活動の中から取組活動を選択し、取組方針を宣言する。県はこの方針を認証・公表し、里山保全活動を実施、評価見直しをして次年度につなげる。
森林・CO <sub>2</sub> 吸収・評価・認証制度	長野県	森林の里親促進事業に参加している企業等の取組を CO <sub>2</sub> 吸収量で評価・認証(CSR 活動を数値化)することで間伐等を促進する。
森林整備等・CO <sub>2</sub> 削減認証制度	山口県	森林の整備や木材利用を通じた地球温暖化防止活動への企業や県民の参加を促進するため、森林整備による CO <sub>2</sub> 吸収量などを県独自に認証する制度を創設。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

### 取組の仕組みと地方公共団体の役割

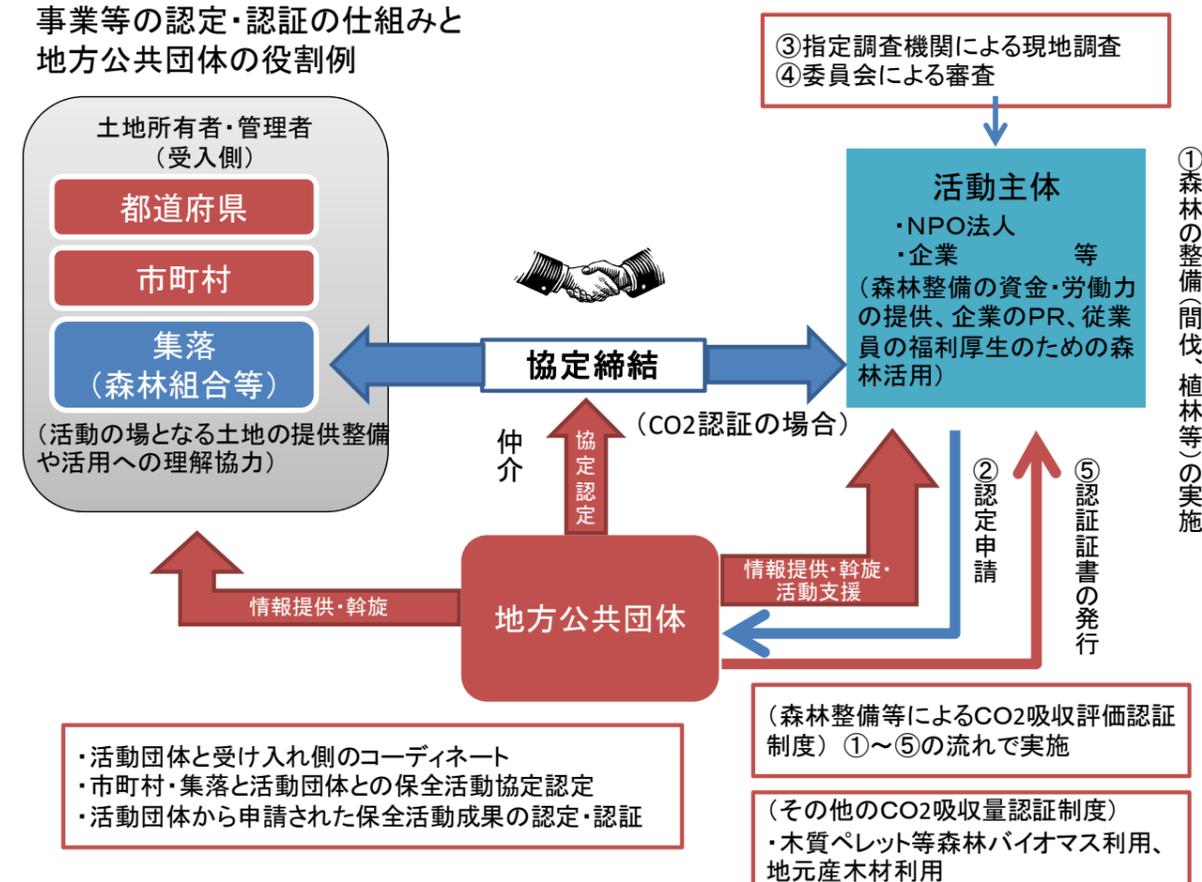
活動団体や企業による里地里山の維持管理を促進するため、地方公共団体が活動のインセンティブとなる認証制度を構築し、運用する。

#### 《取組のポイント》

- 地域の里地里山の保全目標にあわせ、認証制度の対象となる活動やその評価方法を明確にする  
対象となる地域の里地里山における目標を明確にし、その目標を実現化するために必要な、認証対象となる活動を検討する。  
認証対象としては、森林の整備（間伐、下刈、除伐、枝打ち、植林）の他、木質ペレットなど森林バイオマス利用による CO<sub>2</sub> 排出削減、県産材利用による CO<sub>2</sub> 削減等、さまざまな取組が考えられる。  
また、対象の検討と併せて評価方法も検討しておく必要がある。
- 認証のための詳細な仕組みを作り、情報を公開して参加者を募集する  
制度の前提となる、実施要綱や要領を定める。例えば、CO<sub>2</sub> 吸収評価制度の導入にあたっては、調査機関指定要領や現地調査のマニュアル、算定基準等を詳細に定め、一般に分かりやすいPR用のチラシ等を作成し公開し、参加者を募集するといった手法がとられている。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割。

#### 事業等の認定・認証の仕組みと地方公共団体の役割例



①森林の整備(間伐、植林等)の実施

②認定申請

③指定調査機関による現地調査

④委員会による審査

⑤認証証書の発行

・活動団体と受け入れ側のコーディネート  
・市町村・集落と活動団体との保全活動協定認定  
・活動団体から申請された保全活動成果の認定・認証

(森林整備等によるCO<sub>2</sub>吸収評価認証制度) ①~⑤の流れで実施

(その他のCO<sub>2</sub>吸収量認証制度)  
・木質ペレット等森林バイオマス利用、地元産木材利用

支援タイプ		新たな共同利用による関係主体のメリット	
資金提供	資金＋労力	土地所有者(農林業従事者)にとって	里地里山の保全・再生、資源利用、都市住民との交流による地域の活性化
		オーナー(都市住民)にとって	農林業体験、農林産物の収穫

共同利用のタイプ=6.管理契約型

## 6-1 オーナー制度

- **取組の概要** 都市住民などが新たな担い手となり、里地里山の一定区画等に出資して主導的に利用・管理を行うしくみ

- ・ 都市住民の参加により、地域の農地や山林を守っていく仕組み。個人や企業等が田畑や山林の指定された一定区画に出資してオーナーになり、作業を行う権利と収穫された生産物を受け取る権利をもつ。
- ・ 全国で実施されている棚田での取組では、資金提供をしながら積極的に管理に参加し労力も提供するタイプを一般的に「オーナー制度」、金銭的な支援が中心の場合は「トラスト制度」と呼ばれている。

- **取組の目的**

- ・ 都市住民等の地域外の住民を主な対象とし、オーナー会員として里地里山の維持・活用に直接的、積極的に関わってもらうことが主目的となっている。
- ・ オーナーを受け入れる地元集落にとっては維持管理にかかる労力と維持管理に必要な資金の入手、都市住民との交流や地域活性化が期待され、オーナーとなる都市住民にとっては、里地里山とのふれあい機会の創出(第二のふるさとづくり)にもつながる。

- **参考事例**

制度・取組	自治体名	説明
棚田オーナー制度	静岡県	オーナー利用を希望する地区の棚田の特徴や申し込み条件を静岡県がHP上で公開してオーナー会員を募集している。栽培管理を体験し、米や茶などを受け取ることができる。
市民森林推進事業	兵庫県	オーナー利用を希望する森林所有者や森林組合が所有する里山林の特徴や申し込み条件を兵庫県がHP上で公開して随時オーナー会員を募集している。申し込み先は各森林組合や市町村。
竹林オーナー制度	八女市	福岡県八女市では、竹林整備事業のひとつとして、都市部住民向けに竹林オーナー制度を実施。オーナーは所有者と5年契約を結び、例えば、1区画 250~400㎡、借地料 4,000円~10,000円を支払い、竹林の管理・収穫を行うとともに、会員カードにより特典を得る。
「全国棚田オーナー制度」の情報発信	全国水土里ネット(全国土地改良事業団体連合会)	全国に広まりつつある棚田オーナー制度の各地の活動について、全国的に継続して最新の情報を把握し、提供するための仕組みとして、行政機関の協力を得て、「ふるさと水と土基金」のホームページに棚田オーナー制度情報のページを開設。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

- **取組上の課題等**

- ・ オーナー会員として管理した土地から収穫された米や農作物を受け取れる、棚田や果樹園、畑等のオーナー制度は申込者も多く制度として成り立っているが、オーナー会員としてのメリットが分かりにくい、森林のオーナー制度は継続的な担い手が集まりにくいといった課題も見られる。

## 取組の仕組みと地方公共団体の役割

地方公共団体は、土地所有者とオーナー会員を結びつけ、新たな担い手であるオーナー会員に主導的に里地里山の管理を行ってもらうためのコーディネート役割を担う。

主なポイントは「1. 土地所有者とオーナー会員を結びつけるための準備」「2. 利用料金とインセンティブの検討」「3. 活動成果のPR」である。

### 《取組のポイント》

#### 1. 土地所有者とオーナー会員を結びつけるための準備

土地所有者がオーナーによる管理を希望する里山のフィールド情報(森林(樹種)か畑(作物)等の種類、面積や地形、アクセス等)は様々であり、年間利用料金や継続年数等の設定も他の地域の例等を参考に土地所有者と良く検討する必要がある。オーナー側にも農業体験・交流型なのか、就農型なのか、金銭的支援中心か等、希望する支援タイプ、来訪頻度があるため、土地所有者側の希望する管理内容とオーナー会員の活動内容の希望を収集し、両社への適切な情報提供が必要となる。

#### 2. 利用料金とインセンティブの検討

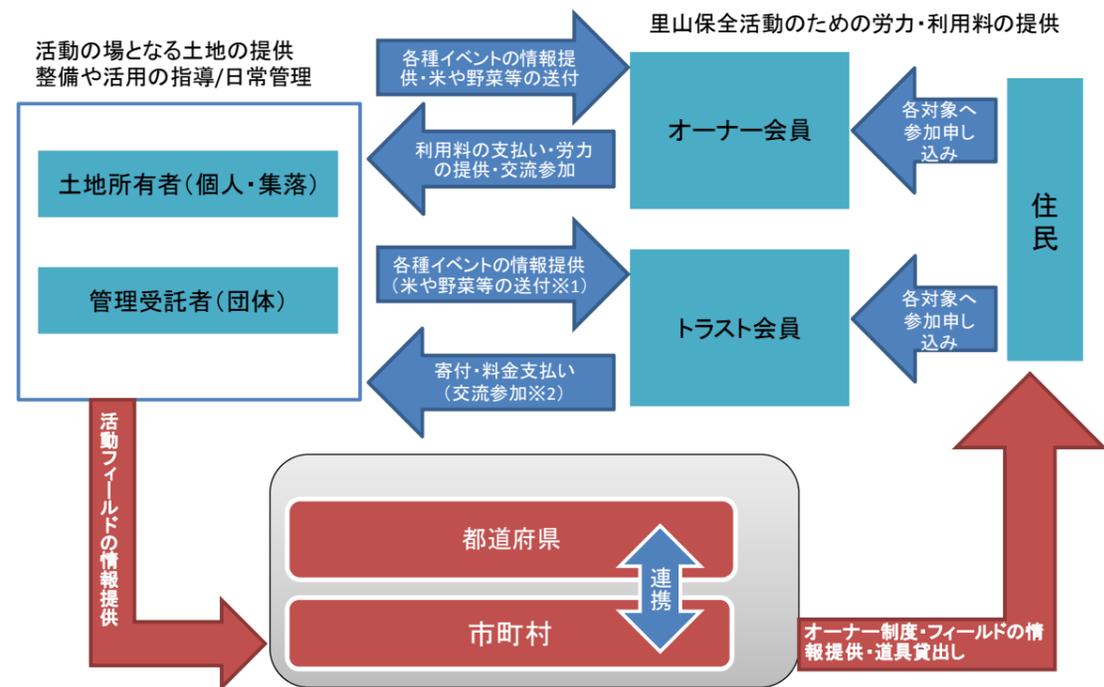
水田(棚田)ならば「1区画あたり年間35,000円でオーナー会員となり、田植えや稲刈りなどの作業を行い、白米20kgを受け取る。」。森林なら「1区画あたり年間10,000円でオーナー会員となり、間伐等の林業体験をして松茸山に入山可能。」など、土地所有者と共に、オーナー会員として支払うお金と、それに見合うインセンティブを検討する必要がある。

#### 3. 対象エリアの情報更新と活動成果のPR

オーナーの継続的な募集のためには、①各フィールドの最新情報のこまめな更新や活動状況の報告【フィールド情報更新】、②オーナー制度を通じてきれいになった里地里山の情景や収穫物等を紹介する【活動成果のPR】等の取組を同時にすすめていくことが望まれる。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割。

### オーナー制度の仕組みと地方公共団体の役割例



※1: インセンティブがない場合もある  
 ※2: 交流会等のイベントがある場合とない場合がある

(オーナー制度の情報発信)  
 自治体HP上での情報発信

支援タイプ	新たな共同利用による関係主体のメリット	
労力提供	土地所有者(地方公共団体)にとって	里地里山の保全・再生、都市公園としての活用
	指定管理者(活動団体、企業他)にとって	活動継続・拡大
	一般住民にとって	里地里山の恵みの享受、環境保全への参加

共同利用のタイプ=6.管理契約型  
**6-2 里山公園化による活動拠点の整備**

● **取組の概要** 維持管理を必要とする土地を里山公園等とし、指定管理者を置いて利用・管理を委ねるしくみ

- 地方公共団体が、放棄された里山を取得したり地主から借りるなどして、住民への里地里山維持管理への理解促進、管理された里地里山の恵みの享受などを目的とした公園（里山公園）として整備する場合があります。
- こうした里山公園で、指定管理者制度（2003(平成15)年6月地方自治法改正に伴い創設）を利用して、選定した民間事業者等に計画的に整備や管理をさせ、里地里山における環境教育や普及啓発の場として公開する。
- 指定管理者は主導的に維持管理を担うとともに、来園者向けのボランティア育成講座や各種体験講座を用意し維持管理の主体を自ら育成することも可能である。

● **取組の目的**

- 公園の維持管理に、民間事業者の創意工夫ある企画や運営手法を取り入れ、利用者のニーズに対応した、効果的・効率的な施設の管理・運営を行うことが目的である。
- 指定管理者によっては、里山公園の管理を住民協働の取組と位置付けるところもあり、公園内の保全活動主体に住民を巻き込んで育成・組織化したり、学校、企業、NPO法人等の活動団体と共に活動を展開するなど、多様な主体を管理の主体とする仕組みとしても機能している。

● **参考事例**

制度・取組	自治体名	説明
都立公園等の指定管理者の指定	東京都	都立公園等で、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスを提供し、効果的・効率的な管理運営を目指していくため、指定管理者による管理を実施。指定管理者は、住民サービスの向上と経費削減を図るため、2005(平成17)年5月より公募・選定を開始し、東京都議会の議決を得て指定している。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

● **取組上の課題等**

- 指定管理者制度では、予め、業務の範囲や仕様等を詳細に協定しなくてはならず、状況によっては柔軟な運営に支障をきたすおそれがある。
- 指定管理者制度は業務効率化によるコスト削減が期待されているが、指定管理料が大規模に削減されると、人件費や事業費の削減、サービスの低下、指定管理者のモチベーションの低下にもつながるため、適正な指定管理料の算定が求められる。

**取組の仕組みと地方公共団体の役割**

地方公共団体の役割は、指定管理者に応募した民間事業者を選定し、管理の代行という形で協定を結んだ団体に、里山公園の管理を委ねることである。

指定管理者制度の利用を成功させるための重要な事柄は「事業計画書やプレゼンテーションに基づいた適正な団体の選定」である。

《取組のポイント》

1. 選定手順

選定委員会を開催し、公募により提出された事業計画書の書類審査（一次審査）及び選定委員会でのプレゼンテーション（二次審査）を実施。条例・規則に定められた選定基準をもとに、申請団体の能力、経営基盤、管理運営水準、管理運営の効率化などを総合的に評価し、専門性やノウハウの発揮により、施設の魅力向上、施設利用の促進、良好な維持管理などが図られ、質の高いサービスの提供や経費の節減が期待できる最優秀団体を決定。

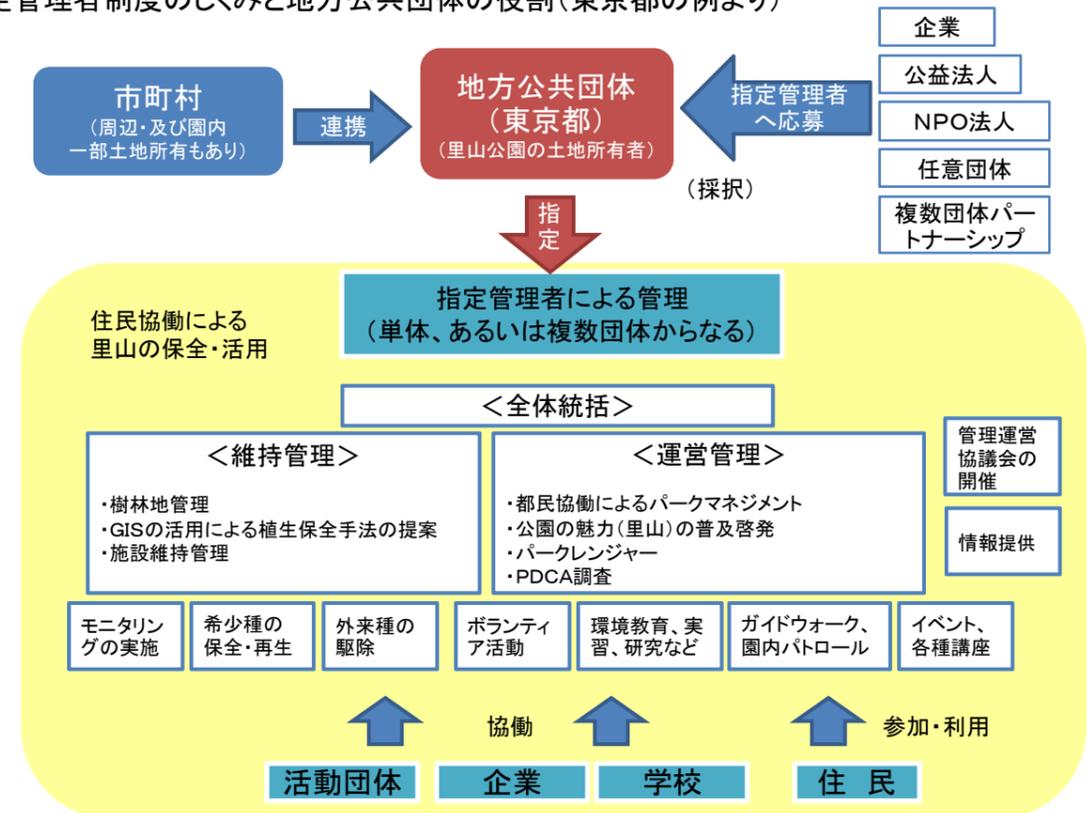
2. 選定された団体と事業計画の特徴

さまざまな分野（造園等施設維持管理・協働・コーディネート・普及など）での対応を可能とすべく、企業やNPO法人からなるパートナーシップ型の団体の選定も有効。

東京都では、事業計画書において、特に重視する管理運営の方針として「里山の価値を都民協働によって次世代に伝える」ことを掲げている。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割。

指定管理者制度のしくみと地方公共団体の役割(東京都の例より)



(3) 取組検索シート

※: 下記の「仕組み・制度のタイプ」や「施策の目的」から、詳細を知りたい共同利用の取組内容を検索し、各ページ(活用シート)に進んでください。

【共同管理のための仕組み・制度のタイプ】

1.人材確保・育成型	2.基金・資金援助型 (土地の買い上げ、募金や寄付による基金の創設、企業による支援等)	3.消費活動参加型 (農産物の認証や地域産木材の利用促進)	4.税等による一律費用負担型 (法定外目的税や公的資金による費用負担)	5.活動の協定認定・事業認定型 (企業やNPOと地元を結びつける活動協定認定等)	6.管理契約型 (新たな担い手による主体的な管理)
------------	--	----------------------------------	--	---	------------------------------

施策の目的: 地域の里地里山における共同利用の取組として検討したい内容

新たな共同利用推進のための取組の柱  
(P10~11参照)

1 関係者を結びつけるしくみづくり

1-①関係者の仲介  
●里地里山の地権者・管理者と活動主体とを結びつける

1-②関係者間のネットワーク構築  
●里地里山保全に関わる主体の交流の場や機会をつくる

2 地域の自発的支援の直接的取組への

2-①活動への支援  
●活動団体等の自立に向けた支援  
●地域の良い活動や里山で生産される農林産物の評価、認証

2-②人材育成  
●ボランティアの育成や組織化を行い、作業の担い手を確保  
●里山保全活動の指導者、担い手を育成

2-③活動フィールドの確保  
●地域で特定の里地里山を選定して取組の拠点を整備  
●活動団体や企業等に活動フィールドを斡旋・紹介

3 地域の取組促進のための基盤づくり

3-①安定的財源の確保  
●里地里山の維持管理に係る費用を確保

3-②仲介組織の整備  
●多様な主体間のコーディネート役を担う仲介組織や窓口を設置し、共同利用の取組を促進  
⇒II. 4 (取組の推進体制) 参照

3-③広域的な保全活用計画や条例等の策定  
●関連計画や条例等の策定によって、地域独自の里地里山の保全活用を推進

4 広く参加・協力を促すしくみづくり

4-①理解醸成・普及啓発・環境教育  
●普及啓発・環境教育等の推進によって地域住民の里地里山保全への理解を深めてもらう

4-②参加・協力促進のしくみづくり  
●維持管理の手伝い、寄付や消費活動といったさまざまな形で参加・協力できるしくみをつくる

共同利用の取組

	1-(1) ボランティア確保 (P17)	1-(2) 人材育成 (P18)	2-(1) 基金の創設 (P19)	2-(2) トラスト活動 (P20)	2-(3) 企業等による活動団体や農山村集落への活動支援 (P21)	3-(1) 農産物等認証制度 (P22)	3-(2) 地域産材利用促進制度 (P23)	4-(1) 法定外目的税による費用負担 (P24)	4-(2) 公的資金による環境保全型の直接支払制度 (P25)	5-(1) 土地所有者と活動団体とを結びつける活動協定の認定 (P26)	5-(2) 「企業の森」づくり (P27)	5-(3) 事業等の認定・認証 (P28)	6-(1) オーナー制度 (P29)	6-(2) 里山公園化による活動拠点の整備 (P30)
1-①関係者の仲介	◎			○	◎					◎	◎	◎	◎	
1-②関係者間のネットワーク構築	○				○					◎				
2-①活動への支援	○	○	○		◎	◎		○		○	○	○	○	
2-②人材育成	◎	◎			○					○	○			○
2-③活動フィールドの確保			○	◎	○					◎	◎	○	◎	◎
3-①安定的財源の確保			◎	○	○			◎	◎		○		○	
3-②仲介組織の整備	○		○		○					○	○	○	○	○
3-③広域的な保全活用計画や条例等の策定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-①理解醸成・普及啓発・環境教育	○	○	○		○			○		○			○	○
4-②参加・協力促進のしくみづくり	○	○	◎	○	◎	◎	◎	○	○				◎	

※◎: 施策の目的(検討したい内容)と関連の深い仕組みや制度  
○: 施策の目的にかかる検討において参考となる仕組みや制度



## 【参考資料】

### ■ 共同利用の既存取組に関する参考事例

#### 1. 人材確保・育成型

##### 1-1 ボランティア確保

<p><b>いしかわ農村ボランティア</b></p>	<p>石川県 農林水産部農業政策課中山間地域振興室</p>
<p>・過疎化、高齢化が進み集落機能が低下した中山間地域の活性化のために、ボランティアとして中山間地域の集落活動に協力したい都市住民（農村役立ち隊）と、これらの県内ボランティアを受け入れる中山間地域の集落・地区組織（受け入れ隊）を「いしかわ農村ボランティア」として組織化し、その協働活動を支援するとともに、当該集落・地区の住民とボランティアとの交流を促進する。</p> <p>●活動内容</p> <p>①農作業、農地の草刈り、道路または用排水路の清掃その他中山間地域の農業生産活動の維持・増大に貢献する活動</p> <p>②中山間地域と都市住民との交流活動、その他多面的機能の確保、向上に貢献する活動</p> <p>③中山間地域の活性化を図るために必要な活動</p>	 <p>出典：石川県 HP（いしかわ農村ボランティア窓口）</p>

<p><b>いしかわ里山ポイント制度</b></p>	<p>石川県 環境部里山創成室</p>
<p>・里山の生物多様性に向け、その持続的な利用を通して里山の環境を維持するために、里山地域に暮らす住民だけでなく、様々な方々の参画も得て、里山づくりを行っていくことが必要となっていることから、県や市町、里山づくり ISO 認証団体等が主催する里山の利用保全活動の参加者に対してインセンティブとなる里山ポイントを付与し、そのポイントに応じた里山チケットを交付することにより、より多くの人々が、里山の利用保全活動に参画することを目的としている。</p> <p>●ポイント制度活用の流れ</p> <p>①いしかわ里山推進協議会が、県や市町、里山づくり ISO 認証団体等を対象に、里山ポイント交付対象活動を募集し、所定の要件を満たす里山の利用保全活動の実施団体に里山ポイントを交付。</p> <p>②里山ポイントを交付された活動の実施団体は、里山利用保全活動の参加者に対して、里山ポイントシールと応募はがきを交付。</p> <p>③活動参加者は一定の里山ポイントシールがたまったらはがきに添付して里山チケット（農産物直売所等で利用可能な金券）と交換。</p> <p>④里山チケットを使って石川県産の農産物や能登井等の地産地消につながる商品の購入や飲食代金の支払いに使用。</p> <p>※上記「いしかわ農村ボランティア」の活動もポイントの交付対象となっている。</p> <p>出典：石川県 HP（いしかわ里山ポイント制度について）</p>	

兵庫県農村ボランティア	兵庫県
	農政環境部農政企画局総合農政課楽農生活室
<p>・過疎化・高齢化により農村の維持が+困難になりつつある集落において、都市住民の力を借りて農村集落の活性化と都市住民と農村住民の交流の場づくりを目的に、農村ボランティアを募集し、一緒に農作業や集落活動などを行う。</p> <p>・ボランティア希望者は、会員登録をした後、活動やイベントの情報提供を受け、希望の活動に参加することができる。</p> <p>・活動の内容は、一般的な農作業、草刈りから夏祭り等の集落行事まで幅広い。活動場所は、「ふるさとむら」の名称で兵庫県が認定した県内の農村集落。</p> <p>・事務局は、社団法人兵庫みどり公社兵庫楽農センター楽農交流課内に設置。</p> <p>出典：兵庫県 HP（農村ボランティア）、兵庫楽農センターHP（農村ボランティア広場）</p>	

## 1-2 人材育成

自然と森林を守る『大自然塾』	東京都
	環境局自然環境部緑環境課保全係
<p>・山仕事を行活動団体等に委託して、基礎講座（森林ボランティアとして経験の浅い人向け）及び応用・実践講座（多少の経験があるが、もっと学びたい経験を重ねたいという人向け）の実践講座を開講し、森林ボランティアを初心者から経験者まで育成。</p> <p>●応用・実践講座実施例（2013年）</p> <p>・実施日：11月17日、12月15日、1月19日、2月16日（全て土曜）</p> <p>・対象：各回とも中学生以上定員25名</p> <p>・参加費：1回につき保険料等200円</p> <p>・内容 ①講義：安全な伐採技術の基本、実習：間伐          ②講義：優良財生産と枝打ちの必要性と方法、実習：枝打ち          ③講義：緑地保全と広葉樹について、実習：広葉樹の除伐          ④講義：応用・実践講座のまとめ、実習：間伐と道づくり</p> <p>出典：東京都環境局 HP（自然と森林を守る『大自然塾』）</p>	



東京の青空塾事業(援農ボランティア養成)	東京都
	産業労働局農林水産部 公益財団法人東京都農林水産振興財団
<p>・東京都農林水産振興財団は、区市及びJAと連携して、農家実習を主体とした「東京の青空塾」を開設している。農業に関心を持つ都民を対象に、援農ボランティアを養成し、農家の要請に応じてボランティアを派遣する制度である。</p> <p>・野菜、花卉、果樹、植木の専門コースからなる援農ボランティア養成講座を終了すると、「援農ボランティア」として認定され、農家とともに農産物の生産に携わるボランティア活動を行うことができる。</p>	
<p>出典：東京都 HP・東京都農林水産振興財団 HP（東京の青空塾）</p>	

<b>森林保全担い手対策事業</b>	岡山県
	農林水産部林政課
<p>&lt;ニューフォレスター育成支援事業&gt;</p> <p>①林業就業者リーダー養成研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業作業士を養成するための内部研修及び外部研修の実施</li> </ul> <p>②林業就労改善対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業事業体が雇用林業労働者を雇用して、林業退職金共済制度（林退共）に加入する事に対し、共済掛け金の一部を助成。</li> </ul> <p>③ニューフォレスター育成支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業事業体の行う職場内研修の導入に対し、技術習得推進費として5年間に限り助成。</li> </ul> <p>&lt;ニューフォレスター創造事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町村管理の森林利用施設等の整備を新規就業者に合わせ、OJT（実地訓練）の中で施業技術を習得するための研修の場を提供。</li> </ul> <p>&lt;林業労働安全・安心推進事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全作業のための装備・器具等（防音ヘルメット、防蜂網、耐切創ズボン、防振・耐切創手袋、蜂アレルギー検査等）の導入助成及び林業労働災害の防止のための巡回指導等</li> </ul> <p>※以上は、「おかやま森づくり県民税事業」のひとつ（同県民税については、4-1の事例で紹介）で、2012（平成24）年度の事業内容である。</p> <p style="text-align: right;">出典：岡山県 HP（平成24年度「おかやま森づくり県民税」事業（全事業）より）</p>	



<b>フォレストスクール推進事業など</b>	岡山県
	農林水産部林政課
<p>&lt;森づくりボランティア育成事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「森林ガイド養成研修」及び「森づくりボランティア指導者育成研修」を実施し、森林ボランティア活動に関する知識・技術を有した森林ガイド等を養成。2004～2008（平成16～20）年度で森林ガイド等105名を養成）。</li> <li>・2007（平成19）年度から森林ガイド認定者を対象に「森林ガイドレベルアップ研修」を開催し、県民参加の森づくり活動を自ら運営しうる人材を養成。</li> <li>・2009（平成21）年度からは、学校・教育機関と連携し、森林体験学習等の実施に必要な人材育成を行う。</li> </ul> <p>&lt;フォレストスクール推進事業&gt; 2012（平成24）年度</p> <p>①森づくりリーダー研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林ボランティアの指導者を対象に、企画立案・安全管理・技術指導など実践的な研修を実施し、自主的な森づくりボランティア活動を担う指導者の育成を図る。</li> </ul> <p>②森づくりワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森づくり活動への参加希望者を対象として、森の恵みを楽しむのに必要な知識・技術について体験型のプログラムを実施し、地域における森づくりを推進する。</li> </ul> <p>※「おかやま森づくり県民税事業」のひとつ（同県民税については、4-1の事例で紹介）。</p> <p style="text-align: right;">出典：岡山県 HP（「おかやま森づくり県民税」に関する事業成果とこれからの使途事業の概要（H16～H20）、平成24年度「おかやま森づくり県民税」事業）</p>	



## 2. 基金・資金援助型

### 2-1 基金の創設

いしかわ里山創成ファンド	石川県
	環境部里山創成室

・2011(平成23)年5月31日に県と地元金融機関で創設した基金(総額53億円)の運用益等を活用し、里山里海の資源を活用した生業(なりわい)の創出、里山里海地域の振興、多様な主体の参画による里山保全活動の推進、里山里海の恵みの大切さについての普及啓発を行うことで、元気な里山里海地域の創成を図る。

#### ●2012(平成24)年度採択事業例

- ・大野製炭工場：お茶炭を中心とした「柞(ははそ)の炭」ブランド化による能登製炭業活性化
- ・加賀おしずし研究会：山菜きのこなど能登の里山資源を活用した魅力ある一次加工品の商品化

#### ●基金の造成

- ・県と地元金融機関で基金を創設し、5年間の運用期間で4500万円の運用益を得る。

#### ●「いしかわ里山づくり推進議会」と役割

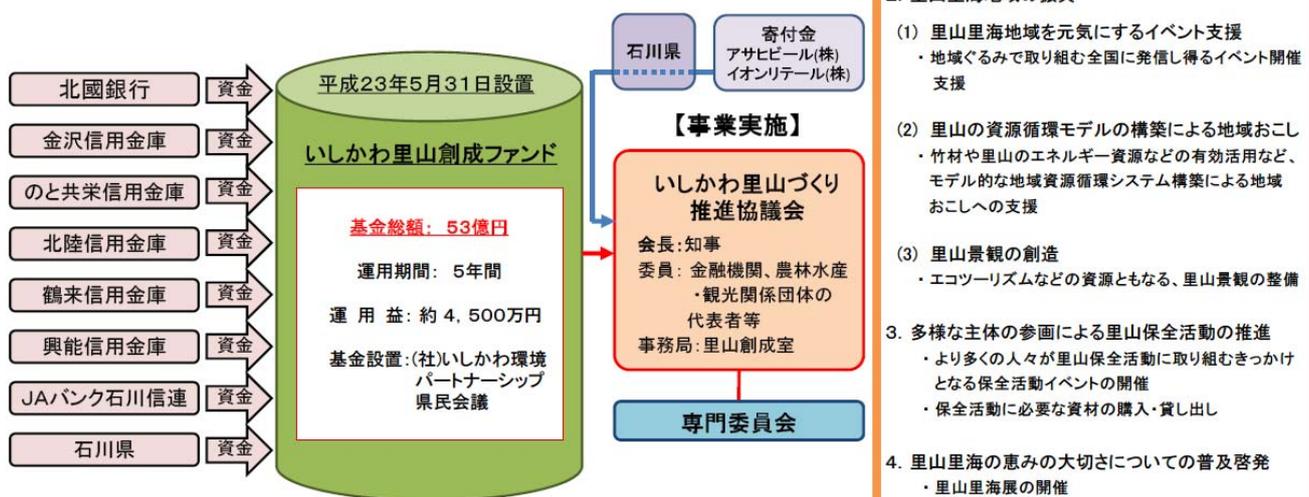
・県、出資金融機関、関係団体、専門委員(他地域で先進的取組を行う実践者)から成る「いしかわ里山づくり推進協議会」(事務局：里山創成室内)を設け、「いしかわ里山創成ファンド」の運用益を活用した各種事業を実施する。

### いしかわ里山創成ファンドを活用した里山里海づくり

#### <概要>

昨年5月に県と地元金融機関で創設した基金(総額53億円)の運用益等を活用し、里山里海の資源を活用した生業(なりわい)創出、里山里海地域の振興、多様な主体の参画による里山保全活動の推進、里山里海の恵みの大切さについての普及啓発等を行うことで、元気な里山里海地域の創成を図る。

#### ■スキームの概要



出典：石川県ホームページ  
(いしかわ里山創成ファンド)

よこはま協働の森基金

横浜市

環境創造局緑地保全推進課 公園緑地推進担当

・市民に身近な小規模樹林地を市民と行政との協働により保全するため「よこはま協働の森基金」を創設。市民が自主的に集めた資金と「基金」からの拠出金等とをあわせて樹林地を取得する事業。

●対象となる樹林地

市街地に残る樹林に覆われた良好な緑地で

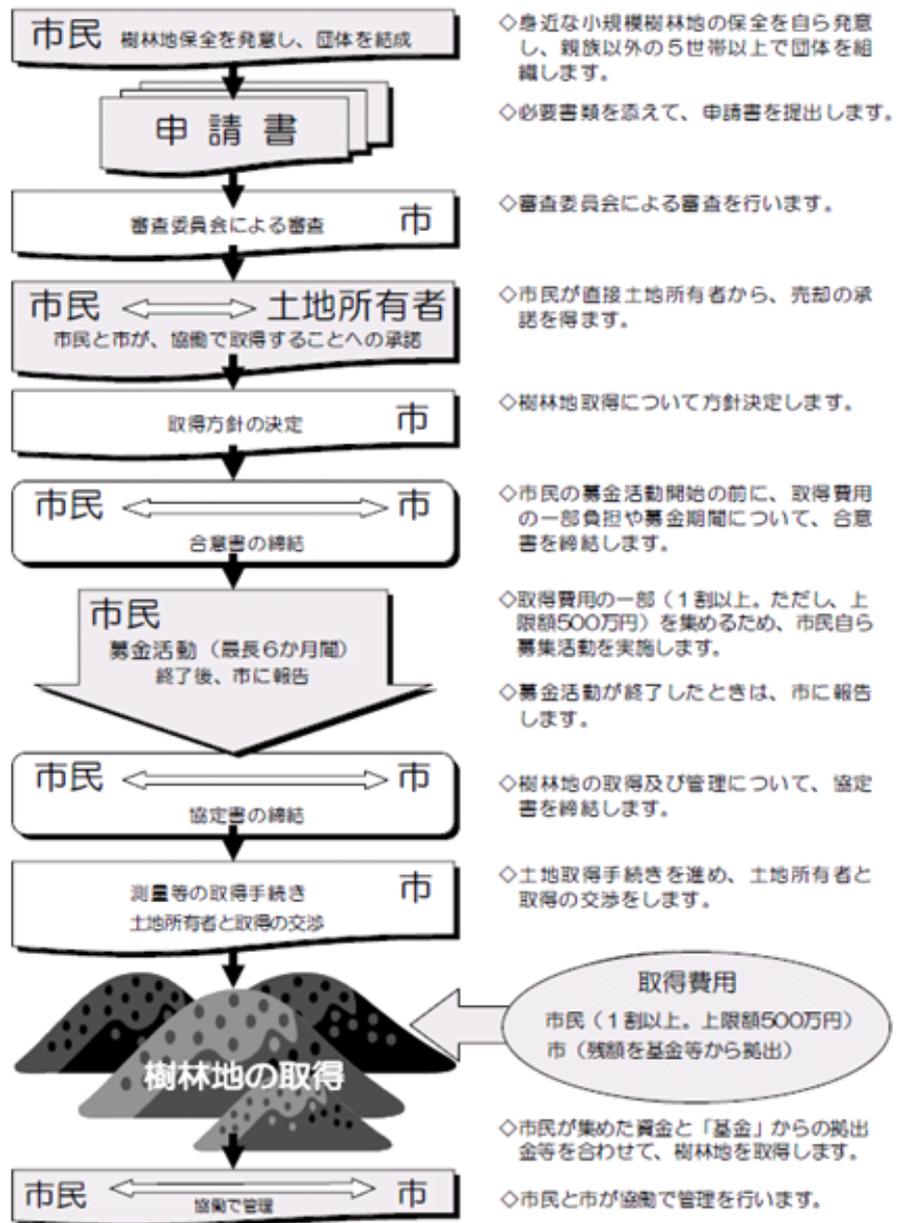
・面積が 300 m<sup>2</sup>以上 1000 m<sup>2</sup>未満の一団のまとまりのあるもの（面積が 1000 m<sup>2</sup>以上の一団の樹林地の一部（300 m<sup>2</sup>以上 1000 m<sup>2</sup>未満）を含む。）

・境界が確定しているもの  
・公道に接するか、又は管理用通路が確保できるもの

・樹木による日影、倒伏、落下枝等近隣への影響が少ないもの

・土地の安全性が確保されていて、隣接地に地滑り、崩落等の恐れがないものなどの条件がある。

よこはま協働の森基金事業による樹林地取得の流れ



出典：神奈川県横浜市 HP（よこはま協働の森基金）

## 西条・山と水の基金

(広島県東広島市)

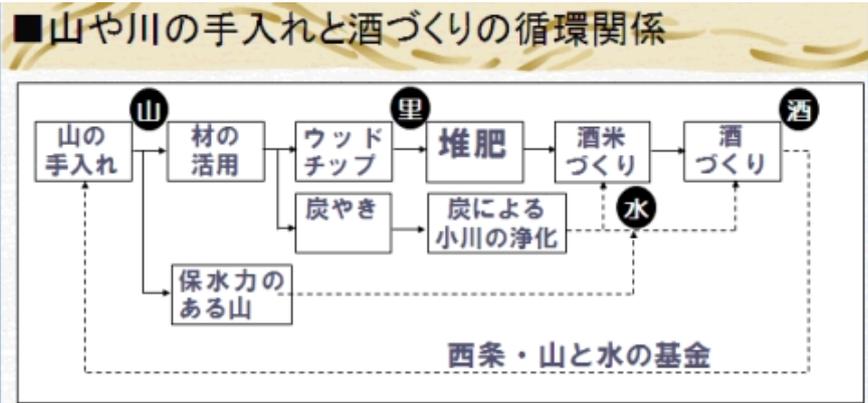
西条・山と水の環境機構

・東広島市西条地域では、2001(平成13)年5月に「西条・山と水の環境機構」を設立。酒造協会関係者を中心に、市民、行政(広島県、東広島市)、高校・大学、企業関係者らが連携・協働し、里山林の整備と地場産業の活性化を推進する仕組みを構築している。

・酒造協会会員の造り酒屋が酒1升の売り上げにつき1円を拠出して基金をつくり(年間およそ600万円)、それをもとに活動を展開。

・水源となる里山林の整備、そこで出る木質資源の活用(堆肥化し酒米用水田に施肥、炭にして水質浄化等)、流域の里山林整備活動団体への報奨、環境教育、森林整備と

水質に関する調査研究等を実施。里山林と地場産業を軸に、資源と経済の循環を生みだしている。地場産業からのファンド設立、明確なミッションと分かりやすい地域貢献効果、事業者を中心に学術機関・公的機関とも連携した安定的な運営組織により、多数の参加者・賛同者を得て持続しうる体制ができている。



出典：西条・山と水の環境機構HP、里山なびHP (参考事例集：里山整備の民間資金創出)

## 2-2 トラスト活動

<p><b>かながわのナショナル・トラスト運動</b></p>	<p>神奈川県 環境農政局 水・緑部 自然環境保全課 公益財団法人かながわトラストみどり財団</p>																		
<p>・県と公益財団法人かながわトラストみどり財団が推進。</p> <p>・寄附金・募金や県資金を積み立てた「かながわトラストみどり基金」をもとに、貴重な緑地等の買入れを行うほか、運用益を緑化推進、緑地の保全契約や維持管理（間伐、下草刈など）等に活用している。</p> <p>・緑地保全の実績：922.63ha（2012(平成24)年3月)</p> <p>●かながわトラストみどり基金</p> <p>・かながわトラストみどり基金は、企業や団体、個人からの募金や寄附、緑化協力金、県の資金などを積み立てたもので、「かながわのナショナル・トラスト運動」を進める資金となっている。</p> <p>・トラスト募金箱</p> <p>神奈川県内各地の観光施設、会社窓口、飲食店など様々な場所に、かながわトラストみどり基金の募金箱を設置。</p> <p>・緑化協力金</p> <p>自動車が出発時に二酸化炭素を排出し地球温暖化など、自然環境に負荷を与えるところで、駐車場の利用者からの自然環境への善意の寄附として一定額（1台あたり20円）を「かながわトラストみどり基金」に積み立てる制度。</p> <p>●かながわトラストみどり財団</p> <p>・1985(昭和60)年6月1日発足。神奈川県が設置している「かながわトラストみどり基金」の運用益とトラスト会員の会費などで「かながわのナショナル・トラスト運動」の普及啓発、緑化推進、緑地の保全・維持管理等を行っている。</p> <p>出典：神奈川県 HP（かながわのナショナル・トラスト運動について）、かながわトラストみどり財団 HP</p>	<table border="1" data-bbox="845 358 1428 638"> <tr> <td>買入れによる保全</td> <td>8緑地</td> <td>24.02ha</td> </tr> <tr> <td>緑地保存契約による保全</td> <td>6緑地</td> <td>26.25ha</td> </tr> <tr> <td>寄贈を受けての保全</td> <td>18緑地</td> <td>34.21ha</td> </tr> <tr> <td>管理換えによる保全</td> <td>1緑地</td> <td>0.10ha</td> </tr> <tr> <td>緑地保有者による自主保全</td> <td>3緑地</td> <td>10.05ha</td> </tr> <tr> <td>市町村トラストに対する支援</td> <td>-</td> <td>828.00ha</td> </tr> </table> 	買入れによる保全	8緑地	24.02ha	緑地保存契約による保全	6緑地	26.25ha	寄贈を受けての保全	18緑地	34.21ha	管理換えによる保全	1緑地	0.10ha	緑地保有者による自主保全	3緑地	10.05ha	市町村トラストに対する支援	-	828.00ha
買入れによる保全	8緑地	24.02ha																	
緑地保存契約による保全	6緑地	26.25ha																	
寄贈を受けての保全	18緑地	34.21ha																	
管理換えによる保全	1緑地	0.10ha																	
緑地保有者による自主保全	3緑地	10.05ha																	
市町村トラストに対する支援	-	828.00ha																	

<p><b>大阪みどりのトラスト協会による大阪府指定の自然環境保全地域等の支援</b></p>	<p>大阪府 環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課 公益財団法人大阪みどりのトラスト協会</p>
<p>・大阪府では、自然環境保全条例により貴重な自然環境を有する地域を指定し、地域の保全を図っている。自然環境保全地域（5箇所）、緑地環境保全地域（2箇所）。</p> <p>・1989(平成元年)年11月に公益財団法人大阪みどりのトラスト協会を設立（基本財産の40%強を大阪府が出資）。貴重な自然環境・里山の保全、緑の募金運動、緑化事業、森林整備等への助成、ボランティアの育成、活動支援、自然環境の保全、緑化に関する普及啓発及び調査研究などの事業を実施しており、その中には、大阪府自然環境保全地域に指定されている社寺林への助成金の交付、緑地環境保全地域の保全活動なども含まれる。</p> <p>出典：大阪府 HP（大阪の自然環境）、（公財）大阪みどりのトラストみどり協会 HP</p>	

## 2-3 企業による活動団体や農山村集落への活動支援

<b>里山サポートシッププログラム</b>	千葉県 特定非営利活動法人ちば里山センター
<p>・環境保全活動を行おうとする企業が、里山活動団体に対し、活動費の支援や社内ボランティアなどの参加などによる人的支援を行なうことにより、里山活動団体と一緒に活動を行なうもの。</p> <p>・この制度に参加することができる里山活動団体は、地域において特色ある公益性の高い活動を行なっている団体で、ちば里山センターが選考。</p> <p>・企業の参加に当たっては、ちば里山センターが3者（企業、里山活動団体、ちば里山センター）間の合意書の締結から、活動プログラムの作成、作業道具の貸出しなど全面的にコーディネートを行う。</p> <div style="text-align: center;"> <p><b>ボランティアサポートシッププログラム制度の概要</b></p> <p>～里山活動団体と企業のコラボレーションで 進めるちばの里山再生活動～</p> </div> <p>出典：千葉県 HP（企業参加の里山づくり）、ちば里山センターHP（里山サポートシッププログラム）</p>	

<b>ひょうご企業と農山村のふるさとづくり</b>	兵庫県 農政環境部農政企画局楽農生活室楽農生活係
<p>・農山村（ふるさと）を舞台に、企業が社会貢献（CSR）や社員研修、福利厚生等の場として活用する農山村との連携活動を実施し、企業と農山村住民が一体となった農山村を活性化させる活動。</p> <p>・企業と農山村の連携活動は、双方の資源や特徴を活かし、お互いの成長・発展や課題解決に結びつき、継続性と発展性のある活動となるよう兵庫県・市町が企業と農山村のマッチングを支援する。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>出典：兵庫県 HP（ひょうご企業と農山村のふるさとづくり）</p>	

### 3. 消費活動参加型

#### 3-1 農産物等認証制度

「コウノトリの舞」(有機農産物ブランド)認定制度	豊岡市 コウノトリ共生部農林水産課環境農業推進係												
<p>・「コウノトリの舞」は、豊岡市が認定する市内産農産物及び農産加工品のブランド。</p> <p>・2003(平成15)年度から、安全・安心な農作物とコウノトリの餌となる生き物を同時に育む「環境創造型農業」の普及拡大を目指し、農産物認定制度を実施。兵庫県の「ひょうご安心ブランド食品」の認証基準に加え、豊岡市が独自に定めた要件を満たした農産物や加工品(46団体29品目2食品)を認定。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>ひょうご安心ブランド農産物認証制度</b> <span style="float: right;">+ プラス</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">野菜</td> <td>ほ場の土壌分析に基づく適正施肥の実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">コメ</td> <td>節減対象農薬・化学肥料の使用を1/2以下に低減 生きものを育む栽培技術の実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">そば</td> <td>節減対象農薬・化学肥料の不使用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大豆・小麦</td> <td>節減対象農薬・化学肥料の使用を1/2以下に低減</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">果樹</td> <td>効果的な病害虫・雑草管理のための実践項目をすべて実施</td> </tr> </table> </div> <div style="margin-left: 20px; text-align: center;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; color: red; font-weight: bold;">認定</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">情報発信(栽培・製造履歴の発信)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; color: green; font-weight: bold;">認定マーク貼付</p> </div> <div style="margin-left: 20px; text-align: center;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; color: green; font-weight: bold;">消費者</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>ひょうご安心ブランド加工食品認証制度</b> <span style="float: right;">+ プラス</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">農産加工品</td> <td>主原料に「コウノトリの舞」農産物を使用</td> </tr> </table> </div>		野菜	ほ場の土壌分析に基づく適正施肥の実施	コメ	節減対象農薬・化学肥料の使用を1/2以下に低減 生きものを育む栽培技術の実施	そば	節減対象農薬・化学肥料の不使用	大豆・小麦	節減対象農薬・化学肥料の使用を1/2以下に低減	果樹	効果的な病害虫・雑草管理のための実践項目をすべて実施	農産加工品	主原料に「コウノトリの舞」農産物を使用
野菜	ほ場の土壌分析に基づく適正施肥の実施												
コメ	節減対象農薬・化学肥料の使用を1/2以下に低減 生きものを育む栽培技術の実施												
そば	節減対象農薬・化学肥料の不使用												
大豆・小麦	節減対象農薬・化学肥料の使用を1/2以下に低減												
果樹	効果的な病害虫・雑草管理のための実践項目をすべて実施												
農産加工品	主原料に「コウノトリの舞」農産物を使用												

朱鷺と暮らす郷づくり認証制度	佐渡市 農林水産課生物多様性推進室生物共生推進係
<p>・安全でおいしい佐渡米を認証する制度。農薬や化学肥料を減らし、「生きものを育む農法」で栽培された米を対象とする。売上の一部は「佐渡市トキ保護募金」に寄付される。</p> <p>●認証基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生きものを育む農法」で栽培していること。具体的には、水田、水路での江(深み)の設置、ふゆみずたんぼ、魚道等水路の設置、ビオトープの設置などの取組。</li> <li>・生きもの調査の実施(年2回)。</li> <li>・農薬や科学肥料の削減。</li> <li>・エコファーマの認定を受けた生産者であること。</li> <li>・佐渡で栽培された米であること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">出典：新潟県佐渡市HP(「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度のご案内)</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>	

環境こだわり農産物認証制度	滋賀県 農政水産部農業経営課
<p>・化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減するとともに、濁水の流出防止など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術で生産された農産物を県が「環境こだわり農産物」として認証する制度。</p> <p>・農作物は、水稻、果樹、茶、あおばな、桑、大豆、そば、なたね、麦、野菜、花卉、飼料作物など。</p> <p>※環境こだわり農産物の栽培に対し、「環境保全型農業直接支払交付金」制度による経済的支援を受けることができる。</p> <p style="text-align: right;">出典：滋賀県HP(環境こだわり農産物認証制度)</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>	

### 3-2 地域産材利用促進制度

<p><b>おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業等</b></p>	<p>岡山県 農新水産部林政課</p>
<p>＜おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業＞</p> <p>①木とふれあう空間整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設や学校、社会福祉施設及び医療施設等における県産材を使用した内装や用具の整備に助成する。事業主体：市町村・公共建築物整備者、補助率：1/2 以内</li> </ul> <p>②木とふれあう快適学習環境づくり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校における県産材製学習机・椅子を整備、導入助成する。事業主体：県・市町村（教育委員会）・学校法人、補助：定額（26,250 円以内）</li> </ul> <p>③木の香る憩いのまちづくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光地や商店街等におけるまちづくりでの県産材使用に助成する。事業主体：商工関係団体・町内会・NPO 等の各種団体及び市町村、補助率：1/2 以内</li> </ul> <p>＜公共建築物等木材利用促進事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築物等への県産材利用に関する供給側と利用側との情報交換、基本設計の作成を支援し、公共建築物における木造化や内装等の木質化等を促進。</li> <li>・県産木材製品や木質バイオマス燃料の利用についての情報発信を行い、木材の特性やその利用の促進の意義について県民の理解の醸成を図る。</li> </ul> <p>＜県産ヒノキ販路拡大等推進事業＞ 2012(平成 24)年度新規事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内のヒノキ等人工林資源の効率的な加工流通体制を整備し、品質・性能に優れた製材品の県内外への販路拡大を促進する。展示会・商談会への出展支援、新用途開発実証の支援、性能表示（JAS 表示など）促進、アドバイザー人材養成及び工務店の活動支援など。</li> </ul> <p>＜バイオマスイノベーション創出事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の企業や大学等が有する有望な木質系バイオマス利活用の研究技術シーズを活かし、県九段階から実用化段階に応じてシームレスに支援。</li> </ul> <p>＜高校生「県産材活用」UD整備事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生らの企画・提案により、県産材を使って、ユニバーサルデザインに配慮した居室の改修を行い、生徒の憩いの空間、地域住民との交流の場として学校を整備する。実施校 1 校を選定。</li> </ul> <p>※「おかやま森づくり県民税」事業（4-1 事例で紹介）のひとつ。</p> <p style="text-align: right;">出典：岡山県 HP（「平成 24 年度「おかやま森づくり県民税」事業）</p>	



<p><b>県産材の利用促進</b></p>	<p>山梨県 森林環境部林業振興課</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・山梨県では、県産材の利用促進のため、以下のような事業を実施。</li> </ul> <p>＜甲斐の木活用アドバイザーの養成・紹介＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県産材を利用した住宅建築にアドバイスを行う専門家「甲斐の木活用アドバイザー」を養成し、県民に紹介している。</li> <li>・建築施工管理技士、建築大工技能者検定のいずれかの資格を持ち、県が実施する県産材についての研修（を現地研修を含む）受講した者を「甲斐の木活用アドバイザー」として県が認定する。（目標認定者数に達したため、現在は新たな認定は行っていない）</li> </ul> <p>＜甲斐の木で家をつくる会の認定と支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材の生産から加工、住宅建築に至る関係者が一体となり、県産材住宅の建築を行う団体を「甲斐の木で家をつくる会」と認定し、住宅相談会や、森林見学会などの活動を支援している。</li> </ul> <p style="text-align: right;">出典：山梨県 HP（県産材の利用促進）</p>	

## 4. 税等による一律費用負担型

### 4-1 法定外目的税による費用負担

水源環境を保全・再生するための個人県民税超過課税	神奈川県														
	政策局財政部税制企画課 (事業) 環境農政局 水・緑部 自然環境保全課														
<p>・水源環境の保全・再生に継続的、安定的に取り組むには、景気の動向等に左右されやすく不安定な一般財源とは別に、水源環境保全・再生のための安定した財源を新たに確保することが必要だという考え方から、神奈川県は2007(平成19)年に、「水源環境を保全・再生するための個人県民税超過課税」を導入。</p> <p>●税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>標準税率 (ア)</th> <th>上乗せ率(第1期と同じ) (イ)</th> <th>超過税率 (ア+イ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割</td> <td>1,000円</td> <td>300円</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>4%</td> <td>0.025%</td> <td>4.025%</td> </tr> </tbody> </table> <p>●適用期間：2012(平成24)年度から2016(平成28)年度までの5年間(第2期)</p> <p>●税収規模：年額 約39億円(5年間で約195億円)</p> <p>●水源環境保全・再生のための平均負担額：年額 約890円(納税者一人当たり)</p> <p>●税収の使途(事業内容)</p> <p>・神奈川県の税制は、他県の森林環境税と異なり、水の循環機能全体を保全・再生するという視点に立っており、森林保全に加え、生活排水対策や地下水保全なども含んでいる。水量の安定的確保と水質保全の両面から、総合的な施策体系を作り上げようとしているため、「森林保全」は水循環機能を守るための一施策として位置付けられている。</p> <p style="text-align: right;">出典：神奈川県 HP (個人県民税の超過課税(水源環境保全税)の概要)</p>				区分	標準税率 (ア)	上乗せ率(第1期と同じ) (イ)	超過税率 (ア+イ)	均等割	1,000円	300円	1,300円	所得割	4%	0.025%	4.025%
区分	標準税率 (ア)	上乗せ率(第1期と同じ) (イ)	超過税率 (ア+イ)												
均等割	1,000円	300円	1,300円												
所得割	4%	0.025%	4.025%												

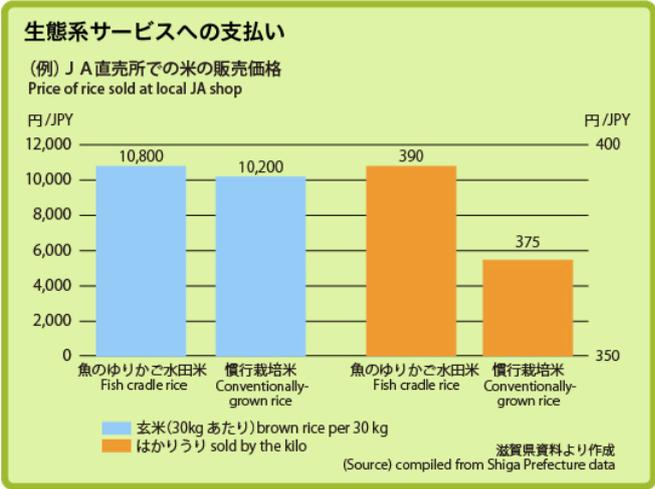
森林環境税	高知県	
	税務課、(事業) 林業振興・環境部林業環境政策課	
<p>・2003(平成15)年、全国に先駆けて「森林環境税」を導入し、県民を森のサポーターとして、県民みんなで作る森づくりを実施。2008(平成20)年度より2期目に入り、CO2の森林吸収源を確保するとともに森林の荒廃を予防するといった観点から、人工林の若齢林を集中的に整備。</p> <p>●税額 個人：年額500円、法人：年額500円。(年間合計1.7億円前後。)</p> <p>●期間 2008～2012(平成20～24)年度(第2期)</p> <p>●税収の使途</p> <p>・公益林保全整備事業(保育間伐)</p> <p>・森林保全ボランティア活動推進事業</p> <p>業</p> <p>・木の香るまちづくり推進事業</p> <p>・希少野生植物食害対策事業</p> <p>・森づくりへの理解と参加を促す広報事業</p> <p>・こうち山の日推進事業</p> <p>・山の学習総合支援事業</p>		
<p style="text-align: center;">森林環境税による事業の仕組みについて</p> <p style="text-align: right;">出典：高知県 HP (森林環境税のページ)</p>		

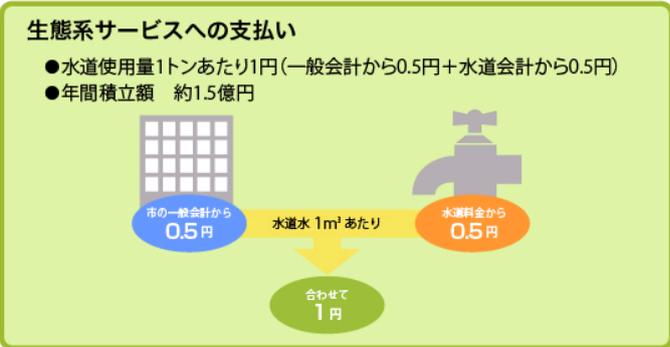
<b>おかやま森づくり県民税</b>	岡山県
	税務課、(事業) 農政水産部農業経営課
<p>・森林を県民共有の財産として次世代に引き継いでいくため、県民に薄く広く負担をしてもらい、それを財源に森林保全施策を重点的に進める。</p> <p>・県民が、県民税均等割に上乗せして納め(県民税均等割超過課税)、上乗せ部分の税収を「おかやま森づくり県民基金」に繰り入れて森林保全施策に限定して使用。税収 5.5 億円前後/年。</p> <p>●税額 個人：年額 500 円、法人：均等割額の 5 % (年 1000～40000 円)。</p> <p>●期間 2009(平成 21)～2014(平成 26 年)度 (第 2 期)</p> <p>●税収の用途</p> <p>・ 3 つの柱に沿った森林保全事業を実施。</p> <p>(1) 水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり</p> <p>(2) 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進</p> <p>(3) 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進</p>	
<p>出典：岡山県 HP (おかやま森づくり県民税事業)</p>	

<b>ひろしまの森づくり県民税</b>	広島県
	税務課、(事業) 経済局農林水産部森林課
<p>・県土面積の 72% を占める森林を手入れし、森林の役割を最大限に発揮させながら、安らぎと潤いのある生活を維持し、次世代に引き継いでいくため県民税を 2007 (平成 9) 年 4 月から導入。</p> <p>●税額 個人：年 500 円、法人：従来均等割額の 5 %。年間税収 83～84 万円。</p> <p>●適用期間 2007(平成 19)～2016 (平成 28) 年度</p> <p>●税収の用途</p> <p>例：広島市森づくり推進事業</p> <p>・「知る」(情報発信・普及活動)：森づくりコミュニティ形成事業、森林・林業体験活動支援事業</p> <p>・「利用する」(保全・利活用)：人工林健全化推進事業、里山再生整備事業、竹林整備推進事業、ひろしま産間伐材利用推進事業、木質バイオマス利用推進事業、森林ふれあい空間整備事業</p> <p>・「参加する」(森づくり活動への支援など)：市民協働森づくり支援事業、里山整備指導者派遣事業、企業の森里親制度事業、森づくりポイント制度事業</p> <p>出典：広島県 HP (ひろしまの森づくり県民税)、広島市提供資料「広島市森づくり推進事業実施計画」</p>	
<p>【「ひろしまの森づくり事業」の取組】</p>	

## 4-2 生態系サービスへの支払い（PES）

<b>コウノトリ育む農法</b>	豊岡市								
	コウノトリ共生部農林水産課								
<p>                     &lt;コウノトリ育む農法&gt;                 </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県豊岡市は、野生のコウノトリの国内最後の生息地。絶滅前に人工飼育をスタートし、1989（平成1）年に雛が誕生、飼育下で100羽を超え、2005（平成17）年から野外へ放鳥している。</li> <li>コウノトリの生息できる環境を取り戻すため、農業を中心とした取り組みが始まり、2003（平成15）年から豊岡市と兵庫県はJA等と連携し、農薬をできるだけ減らしながら田んぼの生きものを増やす稲作技術「コウノトリ育む農法」の普及を図ってきた。</li> <li>豊岡市は、「コウノトリ育む農法」に取り組む農家に対して、冬期湛水・中干し延期稲作を実施する農家に7,000円/10a、転作田を活用して常時湛水することによって生きものを育むビオトープを設置する農家に対して27,000円/10aの委託料を支払っている。</li> </ul> <p>                     ●具体的な農法                 </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農薬の栽培期間中不使用（または75%減）、化学肥料の栽培期間中不使用、種もみをお湯で消毒する、田んぼに深く水を張る、通常6月下旬に行う中干しの実施時期を7月上旬に遅らせる（オタマジヤクシがカエルに変態、ヤゴがトンボに羽化する時期を避けることで、それらの成長を助ける）、田植えの1カ月前から、または冬期間も水を張る（イトミミズの発生を促しながら抑草効果のあるトロトロ層を形成する）。</li> </ul> <div data-bbox="742 801 1449 1258" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>生態系サービスへの支払い</b></p> <p style="text-align: right;">生産者価格 producer price (円 JPY/30kg)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>栽培方法</th> <th>生産者価格 (円 JPY/30kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>慣行栽培 Conventional-methods</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>減農薬栽培 Reduced-agricultural use</td> <td>8,300</td> </tr> <tr> <td>無農薬栽培 Non-agricultural use</td> <td>10,800</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">                 (Source) Project Planning Division, Rural Development Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (2007) Handbook on Technologies for Improvements in Agricultural Production Infrastructure for Promoting Environmentally-friendly Agriculture             </p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>●コウノトリ育むお米、コウノトリ大豆による加工食品（醤油、トウフ、甘納豆など）</li> <li>コウノトリ育む農法により生産された農産物及び加工品をJA直販所やアンテナショップで販売。環境に配慮した商品を購入することで、消費者は間接的に貢献活動に参加できる。</li> </ul> <p>                     &lt;「コウノトリの舞」（有機農産物ブランド）認定制度&gt;                 </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記「コウノトリ育むお米」とはまた別の認定制度。※前述事例「3-1 農産物認証制度」で紹介。</li> </ul> <p style="text-align: right;">                     出典：環境省生物多様性センターHP（生態系サービスへの支払い(PES)里地里山事例）、豊岡市HP（コウノトリ育む農法）                 </p>		栽培方法	生産者価格 (円 JPY/30kg)	慣行栽培 Conventional-methods	7,000	減農薬栽培 Reduced-agricultural use	8,300	無農薬栽培 Non-agricultural use	10,800
栽培方法	生産者価格 (円 JPY/30kg)								
慣行栽培 Conventional-methods	7,000								
減農薬栽培 Reduced-agricultural use	8,300								
無農薬栽培 Non-agricultural use	10,800								

<b>魚のゆりかご水田プロジェクト</b>	滋賀県									
	農政水産部農政振興課									
<p>・農業の生産性を向上させるための圃場の大区画化、乾田化により、琵琶湖と水田間の魚類移動経路が分断され、在来魚が激減、特に琵琶湖の固有種であり伝統的特産物「ふなずし」の原料であるニゴロブナの漁獲量がこの40年間で1/10に減少した。そこで、滋賀県は、魚類が産卵繁殖していたかつての水田機能を回復させるため、2006(平成18)年から、魚道の設置に取り組んでいる。</p> <p>・2006(平成18)年、「魚のゆりかご水田環境直接支払パイロット事業」として魚道設置によって琵琶湖からの魚類の遡上が可能になった水田で、従来の営農活動以外に魚類の遡上・産卵、稚魚の育成に必要な水管理と魚道の維持管理などに取り組む団体に3,500円/10aの環境直接支払を実施。</p> <p>●魚のゆりかご水田米</p> <p>・上記事業に取り組む農家への支援策としてその水田で生産された米を県が認定してブランド化。購入することで、消費者は間接的に貢献活動に参加できる。</p>										
										
 <table border="1"> <caption>生態系サービスへの支払い (例) J A直売所での米の販売価格</caption> <thead> <tr> <th>販売方法</th> <th>魚のゆりかご水田米 (Fish cradle rice)</th> <th>慣行栽培米 (Conventionally-grown rice)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>玄米(30kgあたり) brown rice per 30kg</td> <td>10,800円</td> <td>10,200円</td> </tr> <tr> <td>はかりうり sold by the kilo</td> <td>390円</td> <td>375円</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：環境省生物多様性センターHP（生態系サービスへの支払い(PES)里地里山事例）、滋賀県HP（農業、農業振興、魚のゆりかご水田プロジェクト）</p>		販売方法	魚のゆりかご水田米 (Fish cradle rice)	慣行栽培米 (Conventionally-grown rice)	玄米(30kgあたり) brown rice per 30kg	10,800円	10,200円	はかりうり sold by the kilo	390円	375円
販売方法	魚のゆりかご水田米 (Fish cradle rice)	慣行栽培米 (Conventionally-grown rice)								
玄米(30kgあたり) brown rice per 30kg	10,800円	10,200円								
はかりうり sold by the kilo	390円	375円								

<b>福岡市水道水源かん養事業基金</b>	福岡市
	水道局計画部流通連携課
<p>・福岡市は福岡市水道水源かん養事業基金を設置し、水道使用量1トン当たり1円（水道会計から0.5円と、福岡市一般会計からの0.5円）の積み立てを1997（平成9）～2006（平成18）年度まで行い、年間約1億円を各種事業に活用している。2010(平成22)年度末残高約8.5億円。</p> <p>●事業概要</p> <p>・水源林の整備：市内ダム周辺の集水区域において、水源林の整備を行うと共に、筑後川上流等の水源地域自治体と連携・協力し、水源林の整備を促進。</p> <p>・水源地域交流事業：水源地域との連携を図るため、水源地域において市民参加による育林活動などの交流事業を実施するとともに、市民団体が実施する植樹、下草刈りなどの育林活動や交流事業について経費の一部を助成し、支援。</p> <p>・福岡都市圏流域連携基金（※）負担金：福岡都市圏広域行政事業組合が設置する基金へ負担金を支出し、都市圏の他の自治体と協力して都市圏共通の市外の水源地域への各種取り組みに協力。</p> <p>※福岡都市圏の共通水源地域・流域への取り組みを、圏内自治体（19市町）が一体となつて行う。水源地域との交流推進事業や水源林整備への支援、環境保全活動を行うNPO等団体への助成等を実施。</p> <p>出典：環境省生物多様性センターHP（生態系サービスへの支払い(PES)水資源事例）、福岡市HP（福岡市水道水源かん養事業基金）</p>	
	

## 5. 活動の協定規定・事業認定型

### 5-1 土地所有者と活動団体を結びつける活動協定の認定

東京グリーンシップアクション	東京都 環境局自然環境部緑環境課保全係
<p>・東京に残された貴重な自然環境を保全するために保全地域で企業、NPO、都民ボランティア、東京都が連携した自然環境保全活動を実施。</p> <p>・2003(平成15)年度から、都内にある45地域の「保全地域」のうち、いくつかの地域で実施し、これらの地域を企業の社会貢献活動の場として活用している。</p> <div data-bbox="351 537 1260 929" style="text-align: center;"> </div> <p>出典：東京都環境局 HP（東京グリーンシップアクション）</p>	

里山活動協定認定制度	千葉県 農林水産部森林課森林づくり推進室県有林班
<p>・千葉県の里山条例（「里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」）では、NPO、市民団体、ボランティア団体、企業等の里山活動団体と里山の土地所有者との間で締結した「里山活動協定」を知事が認定する『里山活動協定認定制度』が設けられている。</p> <p>・この制度は、協定を知事が認定することによって、里山活動団体が安心して里山活動に取り組むことができるとともに、土地所有者も安心して活動フィールドを提供できる仕組みを作り、里山活動の促進を図るもの。これにより認定を受けた里山活動団体を中心として、里山活動が計画的かつ継続的に推進することが期待される。協定締結を促進したり、協定認定後の里山活動を支援するための補助事業もある。</p> <p>・また、認定を受けた植林、間伐等の里山活動は、CO2 吸収量認証制度の対象となる。</p> <div data-bbox="542 1321 1436 1881" style="text-align: center;"> </div> <p>出典：千葉県 HP（里山活動協定認定）</p>	

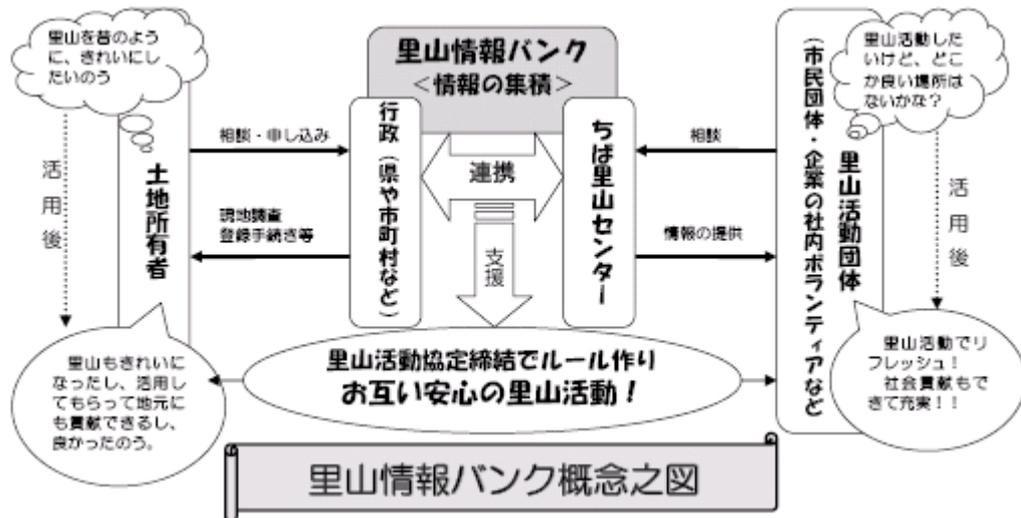
里山情報バンク制度

千葉県

農林水産部森林課

NPO 法人ちば里山センター

・里山活動をしたい人と、里山を活用して欲しい土地所有者とを結びつけるための制度



● 手続の流れ

【ステップ 1】里山活動団体による森林整備を希望する土地所有者は、市町村を通じ「里山情報バンク登録申込書」を県の林業事務所に提出。

【ステップ 2】県の林業事務所の職員が、必要な整備内容やボランティアを受け入れるための条件などについて調査。

【ステップ 3】申込があった森林の情報をちば里山センターの里山情報バンクに登録して、里山活動団体や社会貢献のために里山の整備を支援しようとする企業に提供。（登録期間は3年間）  
森林の情報（フィールド情報）は、ちば里山センターのホームページで閲覧できる。

【ステップ 4】土地所有者と里山活動団体の間で里山活動協定を締結。（県の林業事務所とちば里山センターが仲介。）

【ステップ 5】里山活動団体による森林整備の実施

出典：千葉県 HP（里山情報バンク制度）、千葉里山センターHP（里山情報バンク）

## 5-2 「企業の森」づくり

<b>森林の里親促進事業</b>	長野県 林務部信州の木振興課
<p>・企業と受入側の市町村団体間での契約締結を県が仲介し、社会貢献活動の一環としての森林づくりや森林を活用しての社員研修・福利厚生のためとして利用してもらう制度。</p> <div style="text-align: center;"> <p><b>企業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○森林整備の資金、労働力の提供</li> <li>○企業のPR、従業員の福利厚生のための森林活用</li> </ul> <p><b>里親となる森林を所有する集落</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○企業との交流やPRの場の提供</li> <li>○森林整備の実施</li> <li>○NPO等との協働の仕組みづくり</li> </ul> <p>●森林整備 ●地域住民との交流 ●企業PR</p> <p>仲人(長野県)</p> <p>斡旋・情報提供      斡旋・支援</p> </div> <p>出典：長野県 HP（森林の里親促進事業）</p>	

<b>企業との協働による森林づくり</b>	岐阜県 林政部林政課
<p>・森林率 82%（全国 2 位）の岐阜県では、2007(平成 19)年から県有林、市町村有林等を対象に、契約年数 5 年以上を条件に、企業と土地所有者を結びつけ、「森林づくりに関する協定」を締結させており、森づくりの評価は、岐阜県森林づくり基本計画に基づく「実施状況報告書」で行っている。</p> <div style="text-align: center;"> <p>○協定締結のイメージ</p> <p><b>企業等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■CSR活動や福利厚生等（資金提供・社員参加等）</li> </ul> <p><b>岐阜県</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■取組企業のPR</li> <li>■森林づくり貢献企業の認証</li> <li>■実績企業の表彰</li> </ul> <p><b>市町村</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■土地所有者や地元地域との調整</li> <li>■地域交流の促進</li> </ul> <p>協定</p> <p>協定書の締結では調印式を実施</p> </div> <p>出典：岐阜県 HP（岐阜県企業の森）</p>	

### 5-3 事業等の認定・認証

<p>いしかわ版里山づくり ISO</p>	<p>石川県 環境部里山創成室</p>
<p>・石川県生物多様性戦略ビジョンの7つの重点戦略のうち、重点戦略2では企業、団体、教育機関、NPOなどの組織や地域の方々と連携し、里山の利用保全の取組を進めることを掲げており、その1つとして、企業をはじめ多様な組織や団体による里山の利用保全活動の取組を県が認証する「いしかわ版里山づくり ISO」制度を設けている。</p> <p>●特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業、NPO、学校、地域団体など、幅広い組織が対象</li> <li>・里山里海の幅広い利用保全活動に対する組織の取組方針を認証する制度であり、これから取り組まれる組織でも認証を受けることができる</li> <li>・認証手続きが簡素であり、また認証のための費用は不要</li> <li>・認証を受けた組織に対して、県は側面的支援を実施</li> </ul> <p>●認証のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の生物多様性の保全や地域振興、豊かな里山里海の継承につながる</li> <li>・社員や会員の皆様方の社会貢献活動の受け皿となる</li> <li>・顧客や取引先などからの社会的な信頼性が向上する</li> <li>・活動場所や活動ノウハウ等に関して、県のあっせんや支援を受けることができる</li> </ul> <p>出典：石川県ホームページ（いしかわ版里山づくり ISO）</p>	<p>いしかわ版里山づくりISOのフロー図</p> <p>組織としてどのような活動を取り組んでいくかを選択します。</p> <p>里山づくり対象活動例</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 里山の田んぼ・畑づくり支援活動 → 田んぼや畑の草刈り、ため池の管理 等</li> <li>(2) 里山の森づくり支援活動 → 植林、間伐活動、森の資源を利用する活動 等</li> <li>(3) 里山の生きものを守り育てる活動 → 生きもの調査、希少種の保全活動 等</li> <li>(4) 里海づくり支援活動 → 海岸・海中の清掃活動 等</li> <li>(5) 里山の集落コミュニティの支援活動等 → 伝統的な祭の復活や里山景観の維持活動 等</li> <li>(6) 里山の外来生物駆除活動 → アメリカザリガニやオオキンケイギクの駆除 等</li> <li>(7) その他里山づくりに役立つ活動</li> </ol> <p>II 里山づくり取組方針の宣言 里山づくりに取り組む方針を宣言します。</p> <p>III 取組方針の認証・公表【県】 県では、取組方針を認証し公表します。</p> <p>IV 活動計画の作成【任意】 取組方針を具体化する活動計画を作成します。</p> <p>V 活動計画の登録・公表【県】 作成した活動計画は登録することができます。県は、登録された計画に基づく活動を側面的に支援します。</p> <p>VI 里山保全活動の実施 取組方針や活動計画に沿って、実際に活動します。</p> <p>VII 活動結果の評価・見直し 活動結果を評価し、その評価結果に基づき次年度の活動計画を見直します。また、必要に応じて、取組方針を見直します。</p>

<p>長野県森林 CO2 吸収・評価・認証制度</p>	<p>長野県 林務部森林づくり推進課</p>
<p>・森林の里親促進事業に参加している企業等の取組を CO2 吸収量で評価・認証（CSR 活動を数値化）することで間伐等を促進する。</p> <p>・評価・認証を希望する企業等について、間伐等の実施地を調査し、委員会（森林づくり県民税活用事業）で審査の上、県が認証書を交付する。</p> <p>・これにより、企業等は CSR 報告書等への記載や PR が可能となり、イメージ向上につながるなどから、結果として森林の里親促進事業への参画が増え、間伐等が促進されることを期待する。</p> <p>● 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都議定書のルールに準じて、長野県における間伐等がもたらす CO2 吸収効果を評価。</li> </ul> <p>算出式：森林による二酸化炭素吸収量（ton-CO2/年）</p> $= \text{森林面積} \times \text{蓄積増分} \times \text{拡大係数} \times \text{容積密度} \times \text{炭素含有率} \times \text{二酸化炭素換算係数}$ <p>注）蓄積増分；一定期間内における蓄積量の増分で幹材積の成長量（長野県民有林林分材積表）により算出      拡大係数；幹材積の成長量に枝や根の成長量を加算補正するための係数      容積密度；成長量（材積）をバイオマス（乾燥重量）に換算するための係数      炭素含有率；樹木の乾燥重量に占める炭素の比率      二酸化炭素換算係数；炭素量を二酸化炭素量に換算するための係数</p> <p>出典：長野県 HP（長野県森林 CO2 吸収・評価・認証制度を定めました）</p>	

山口県森林整備等 CO2 削減認証制度	山口県
	農林水産部森林企画課
<p>・森林の整備や木材利用を通じた地球温暖化防止活動への企業や県民の参加を促進するため、森林整備による CO2 吸収量などを県独自に認証する制度を創設。</p> <p>●認証の対象者及び活動内容</p> <p>①企業等の資金負担で行う森林整備活動による CO2 吸収量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備対象森林の所有者等と森林整備及び資金負担に関する協定を締結した企業等</li> <li>・植栽、下刈、除伐、間伐及び枝打ち</li> </ul> <p>②企業の従業員等が行う森林整備活動による CO2 吸収量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備対象森林の所有者等と森林整備に関する協定を締結した企業、NPO、ボランティア団体等</li> <li>・植栽、下刈、除伐、間伐及び枝打ち</li> </ul> <p>③木質ペレットなど森林バイオマス利用による CO2 排出削減量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラーやストーブ、火力発電施設に森林バイオマス燃料を使用する個人又は個人から委任を受けた者、企業、学校、公共施設管理者等</li> <li>・化石燃料から県内産の森林バイオマス燃料に代替するもの（ただし、設備の導入時期は問わない）</li> </ul> <p>④公共施設や民間住宅での県産木材利用による CO2 固定量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・築主又は施工業者（ただし施工業者が申請する場合は、あらかじめ建築主の同意を得ること）</li> <li>・県産木材を使用する県内の公共施設の建築、優良県産木材を使用する県内の住宅建築</li> </ul> <p style="text-align: right;">出典：山口県 HP（山口県森林整備等 CO2 削減認証制度について）</p>	



## 6. 管理契約型

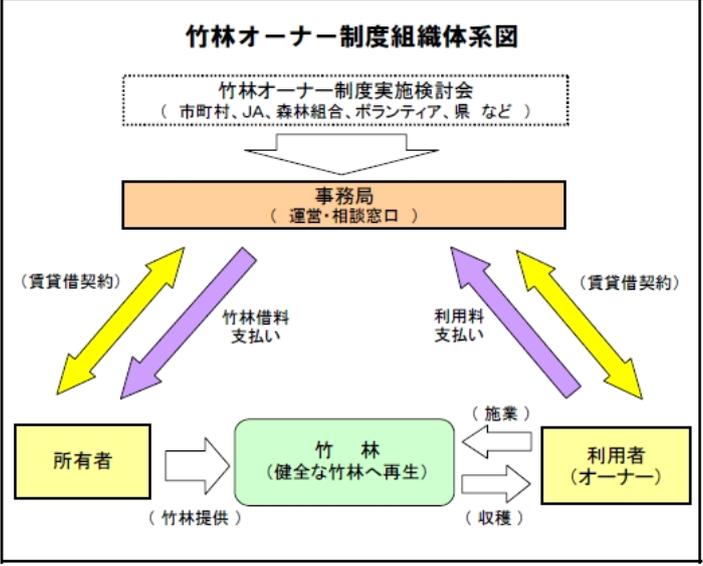
### 6-1 オーナー制度

棚田オーナー制度	静岡県
	交通基盤部農地局農地保全課
<p>・1区画を一定金額で田んぼのオーナーになり、オーナーは農作業体験のほか、棚田で作ったお米などを宅配してもらえらる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県内では現在、3つの地区で導入されている。</li> </ul> <p>●松崎町石部地区の棚田オーナー制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松崎町石部地区では、オーナー会員のほか、自分の割当の田んぼはないけれど、棚田保全の趣旨に賛同する方で農作業の体験もできるトラスト会員制度も導入している。</li> </ul> <p>●菊川市上倉沢地区の棚田オーナー制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観の美しい棚田で農作業、収穫の喜びを体験するとともに、自然や親子のふれあいの場として、また農家との交流、祭りへの参加などによる第2のふるさとづくり</li> </ul> <p>に役立たいとの思いから棚田オーナー制度を始めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1区画の申込単位は一家族または一グループ（共に5人まで）で、稲刈り等農作業を行う。収穫した棚田米や特産の新茶などを受け取る。年会費は32,000円。</li> </ul> <p>●沼津市北山の棚田のオーナー制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沼津市戸田の北山の棚田では、2009(平成21)年から沼津市の協力のもとで棚田オーナー制度が行われている。オーナーは田植えや稲刈りなどの作業に参加する。</li> <li>・オーナー年会費は30,000円。収穫した棚田米を受け取る。応募多数の場合は抽選となる。</li> </ul> <p style="text-align: right;">出典：静岡県 HP（棚田オーナー制度）</p>	



市民森林推進事業	兵庫県
	交通基盤部農地局農地保全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山林を「市民森林」として住民が利用できる制度。</li> <li>・里山林を賃貸契約することで、「市民森林」のオーナーとなり、多様な森づくりが楽しめる。</li> <li>・県HPにて市民森林オーナーを募集。森林のある場所、森林の現況、面積、年間利用料、森林所有者、申込み・問い合わせ先などの情報を提供している。</li> </ul>	
<p>出典：兵庫県県HP（市民森林オーナー募集）</p> 	

竹林オーナー制度	福岡県八女市
	建設経済部林業振興課新産業創出係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・八女市では都市部住民向けに竹林オーナー制度を実施。八女、黒木、立花地区で29区画のオーナー園が稼働している。</li> <li>・オーナーは所有者と5年契約を結び、例えば、1区画250～400㎡、借地料4,000円～10,000円を支払う。</li> <li>・オーナーは、日常の管理から収穫までを家族連れで楽しんでいる。会員カードが発行され、宿泊入浴施設や道の駅の商品券などの特典や、イベント情報などを提供し、交流が深められている。</li> <li>・市はこのほか、竹林に活用できる作業道等整備事業、特用林産物造成事業（福岡県特用林産基盤整備事業）を紹介・斡旋している。また、建設業者が竹林の伐採とチップ化を事業化しており、竹チップは二次製品を製造する事業者は引き取られる。</li> </ul>	
<p>出典：八女市HP（林業振興課→竹対策の取り組み→事例紹介→竹林オーナー制度）、 里山なび（参考事例集・竹林整備と産品開発）</p>	



## 「全国棚田オーナー制度」の情報発信

全国水土里ネット(全国土地改良事業団体連合会)

・ホームページに、全国で実施されている棚田オーナー制度の情報発信ページを開設。

### ●ページ開設の目的

・棚田オーナー制度は、棚田という地域の条件を活かして、都市住民等の参加により、地域の農地を守ってゆく仕組みとして全国に広まりつつあり、全国水土里ネットもこのような取組を支援する。

・各地域で、参加を募るためのPR等、都道府県などの関係団体がホームページなどで紹介されており、各地域で独自にホームページを開設しているケースも多くなっている。そのような中で、各地の活動について、全国的に継続して最新の情報を把握し、提供するための仕組みとして、行政機関の協力を得て、ふるさと水と土基金ホームページの中に棚田オーナー制度情報のページを開設することにした。



### ●掲載対象となる棚田オーナー制度

- ・地域の非農家や地域外住民にオーナーになってもらい、
- ・棚田（傾斜 1/20 以上にある水田）で一定区画の水田を割り当て、
- ・それに対して、会費を徴収し、
- ・収穫物等をオーナーに手渡す手法を取っているもの

### ●掲載するオーナー制度の区分（目的の取組が探しやすいように実施の形態により分類）

- I. 農業体験・交流型：農業体験に重きがおかれ、田植え、草刈り、稲刈りなどの来訪が2～3回。
- II. 農業体験・飯米確保型：農業体験よりむしろ、一家の飯米を確保することが主目的。田植え、草刈り、稲刈りなど来訪は2～3回。
- III. 作業参加・交流型：来訪の回数や作業の種類が増え、農業体験から一歩進んだ類型。来訪の回数は、田起こし・田植え・草刈り・稲刈り・脱穀などの作業に4回以上参加。
- IV. 就農・交流型：来訪頻度が最も高く、年10回以上。作業には農機具を使用。
- V. 保全・支援型：基本的に金銭的な支援を行い、オーナー田の管理費や保存会などの組織の運営費にあてる（※現在はVに該当する地区は掲載の対象としていない）。

出典：全国水土里ネットHP（棚田オーナー制度のホームページによる情報提供について）

## 6-2 里山公園化による活動拠点の整備

都立公園等の指定管理者の指定	東京都										
	建設局公園緑地部管理課										
<p>・都立公園等で、施設の管理について創意工夫ある企画や効率的な運営等により、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的。効率的な管理運営を目指していくため、指定管理者による管理を行うもの。指定管理者は、住民サービスの向上と経費削減を図るため、H17年5月より公募・選定を開始し、東京都議会の議決を得て指定している。</p> <p>●都立公園「狭山丘陵グループ」</p> <p>・5つの団体が連動して、4つの都立公園（狭山公園、八国山緑地、東大和公園、野山北・六道山公園）を管理している。</p>											
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #ADD8E6; border-radius: 50%; padding: 5px;">西武造園 株式会社</td> <td style="background-color: #90EE90; border-radius: 50%; padding: 5px;">西武緑化管理 株式会社</td> <td style="background-color: #FFD700; border-radius: 50%; padding: 5px;">NPO 法人 NPO birth</td> <td style="background-color: #FFB6C1; border-radius: 50%; padding: 5px;">株式会社タム地域 環境研究所</td> <td style="background-color: #D2B48C; border-radius: 50%; padding: 5px;">NPO 法人地域自然 情報ネットワーク</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">トータル マネジメント力</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">施設維持 管理力</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">魅力向上・協働 コーディネート力</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">ニーズ把握 ・普及力</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">自然保全 再生力</td> </tr> </table>		西武造園 株式会社	西武緑化管理 株式会社	NPO 法人 NPO birth	株式会社タム地域 環境研究所	NPO 法人地域自然 情報ネットワーク	トータル マネジメント力	施設維持 管理力	魅力向上・協働 コーディネート力	ニーズ把握 ・普及力	自然保全 再生力
西武造園 株式会社	西武緑化管理 株式会社	NPO 法人 NPO birth	株式会社タム地域 環境研究所	NPO 法人地域自然 情報ネットワーク							
トータル マネジメント力	施設維持 管理力	魅力向上・協働 コーディネート力	ニーズ把握 ・普及力	自然保全 再生力							
<p>出典：東京都 HP（都立公園等の指定管理者について）、狭山公園 HP（狭山丘陵の都立公園について）</p>											

## 2. 助成団体による地方自治体・活動団体向け支援策一覧

助成財団・民間団体による市町村・関係団体向けの里地里山保全、管理に関する助成一覧 2012.10現在

助成団体名	助成事業名(※)	募集時期(H24年度)	問い合わせ先
独立行政法人 環境再生保全機構	地球環境基金助成金	1月4日～1月25日	独立行政法人 環境再生保全機構 地球 環境基金部 TEL:044-520-9505
公益社団法人 国土緑化 推進機構	緑と水の森林ファンド・公 募事業	2月15日～3月30日	公益社団法人国土緑化推進機構 TEL:03-3262-8457
公益社団法人 国土緑化推進機構	緑の募金・特定公募事業 「国民参加による間伐及び 間伐材の利用促進事業」	2月15日～3月31日	公益社団法人国土緑化推進機構 TEL:03-3262-8457
公益社団法人 日本フラワーデザイナー	NFD one leaf fund	4月～8月31日	公益社団法人日本フラワーデザイナー協 会
公益財団法人 イオン環境財団	環境活動助成先公募	締め切り 9月10日	公益財団法人イオン環境財団 TEL:043-212-6022
公益財団法人 自然保護助成基金	ナショナル・トラスト活動助 成	4月20日～8月10日	公益社団法人 ナショナルトラスト協会 TEL:03-5979-8031
公益財団法人 損保ジャパン環境財団	環境保全プロジェクト助成	9月1日～10月31日	損保ジャパン環境財団 TEL:03-3349-4614
公益財団法人 日立環境財団	環境NPO助成事業	10月初旬～翌年1月 下旬	日立環境財団 TEL:03-3257-0851
公益財団法人 緑の地球防衛基金	助成金(株式会社セディナ 「地球にやさしいカード」助 成事業と連携)	10月初旬～翌年1月 下旬	公益財団法人緑の地球防衛基金 地球に やさしいカード係 TEL:03-3297-5505
公益財団法人 大阪みどりのトラスト協会	みどりづくりの輪活動支援 事業 ※地域限定(大阪府)	6月25日～7月31日	公益財団法人大阪みどりのトラスト協会 TEL:06-6263-5480
公益財団法人 再春館「一本の木」財団	再春館「一本の木」財団助 成制度 ※地域限定(熊本 県)	上期:1月1日～2月末 日	公益財団法人 再春館「一本の木」財団事 務局
一般財団法人 セブン-イレブン記念財 団	公募助成・活動助成	12月1日～翌年1月31 日	一般財団法人セブン-イレブン記念財団 Tel:03-6238-3872
一般財団法人 セブン-イレブン記念財 団	公募助成・自立事業助成	12月1日～翌年1月31 日(原則3年継続)	一般財団法人セブン-イレブン記念財団 Tel:03-6238-3872
一般財団法人 セブン-イレブン記念財 団	公募助成・広域連携促進 助成	12月1日～翌年1月31 日	一般財団法人セブン-イレブン記念財団 Tel:03-6238-3872
財団法人 日本環境協会	藤本倫子環境保全活動助 成基金	A・Bプログラム:2月1 日～3月12日、Cプロ グラム:4月15日～6月 15日	財団法人日本環境協会 藤本基金運営 管理委員会事務局 TEL:03-5643-6262
財団法人 日本環境協会	東京ガス環境おうえん貴 金 ※地域限定(関東他1都8 県)	12月1日～翌年1月16 日	財団法人日本環境協会 東京ガス環境 おうえん基金事務局 TEL:03-5643-6262
花王株式会社、 財団法人 都市緑化機構	花王・みんなの森づくり活 動助成プログラム	8月1日～10月31日	財団法人都市緑化機構「花王・みんなの 森づくり活動助成」事務局 TEL:03-
株式会社コメリ コメリ緑 資金の会	コメリ緑資金 ※地域限定(コメリ出店地 域)	8月1日～10月末日	株式会社コメリ内 コメリ緑資金 事務局 TEL:025-371-4112
TOTO株式会社	TOTO水環境基金	8月1日～9月30日	TOTO株式会社 総務部 総務第二グ ループ TEL:093-951-2224
トヨタ自動車株式会社	トヨタ環境助成プログラム	4月23日～6月18日	トヨタ自動車(株) トヨタ環境助成プログラ ム事務局 E-mail:tmc-ecogrant@g500.jp
パナソニック株式会社	Panasonic NPOサポート ファンド	7月17日～7月31日	特定非営利活動法人地球と未来の環境 基金(EFF) Panasonic NPOサポートファ ンド【環境分野】 協働事務局 TEL:03- 5298-6644
公益信託 富士フィルム・ グリーンファンド	FGF助成(緑とふれあいの 活動助成)	締め切り5月21日	一般財団法人自然環境研究センター 信 託基金事業部 TEL:03-5824-0960
全労済(全国労働者共済 生活協同組合連合会)	全労済地域貢献助成事業	3月16日～4月3日	全労済 総務部内 地域貢献助成事業事 務局
街づくり夢基金	助成事業 ※地域限定(近畿2府4県)	8月1日～8月31日	生活協同組合エスコープ大阪内 街づくり 夢基金 TEL:072-293-4660

※:どの事業も平成24年度現在の実施事業及び交付金であり、事業や制度の活用を検討する際は当該年度の募集要領等を確認の上、不明な点は各助成団体に問い合わせください。